

華中篇

第二章

唐代江南における宗教的關係を媒

介とした士人と地域社會

一 潤州仁靜觀魏法師碑を以て

りに

本章でとり上げる「潤州仁静観魏法師碑」
 (以下本碑と略稱)は、儀鳳二年(六七七)
 に潤州の仁静観に立碑されたもので、現在には
 江中焦山の碑林に保存されてゐる。(1) 本碑の碑
 陰に魏法師の高徳を偲んで、本碑建立に關係
 した數百人にのほろ捨施檀越者の姓名が刻せ
 られてゐる。地方官吏、文散官、道士、女官
 (女冠)、法師、僧尼のほか、勳官を帯びて
 いる者が一部含まれるものの、過半は庶階層
 の男女である。魏法師の出自家系や仁静観の

道教宗派上での位置付けを考察し、併せて本
碑陰に刻せられた捨施檀越者の分析を通して
、唐初における江南地方の比較的限られた地
域社会での人間関係を浮び上らせることによ
って、士族と地域社会との関わり、ひいては
江南郷村の具象像の一端を明らかにすること
が本章の目的である。前章で考察したほぼ同
時期の華北郷村一周村との地域的な比較を
も念頭において検討を加えることにしたい。

第一節 本碑序の内容

まず本碑の序の内容について簡単に紹介し
 ておこう。魏法師の諱は隆、字は道崇、もこ
 山東の任城郡碭縣の人である。曾祖光は梁の
 安城王國侍郎、祖遷は陳の長沙王國將軍、父
 翔は隋の奉信員外郎と云う。魏法師の生年は
 没時の年齢から逆算すると、隋の開皇十五
 年（五九五）に當る。若くして茅山の道觀に
 入り、そこで徐昂法師に師事したが、隋末の

大動亂に際して、趙昂法師が他地に避難する
 のに従って各地の名山を遍歴した。したが、
 て、魏隆が茅山に入ったのは二十歳前後のこ
 とということになる。唐初、混亂がほぼ収ま
 ると、師とともに再び茅山に戻った。徐昂法
 師の高名は京師にまで聞え、貞觀九年（六三
 五）、太宗に召さめて京師で親問を賜った。そ
 の際に徐師は自分へ高弟魏隆を強く太宗に推
 薦した。太宗はしばしば魏隆を京師に召した。

が、彼は固辭し續げ、結局、譙山の仁靜觀に

住することゝが許さぬに。魏法師は隋末以來の
 戦亂で荒廢の極にあつた仁靜觀の復興に努め
 以前にも増して殿宇等を再建増築して「洞
 天福地」の地にふさわしい姿をよみがえらせ
 た。仁靜觀から南ま近かの道教最大聖地の一
 つたる茅山での修福の詔が下さぬた。總章二年（
 六六九）その采配は全て魏法師に委ぬられ
 たと云う。この種の碑文の常として、このあ
 たりの記事にはかなりの誇張や潤色がありそ
 うである。恐らくは多數の參加道士のやや上

座程度であつたと考之られる。この時、武后

から「山水納帳一縁」を賜つてゐるが、莫大

な下賜品の一が分與されたに過ぎないことを

示してゐるからである。この間、武陟公季厚

徳、范陽公盧承慶、駙馬都尉喬師望が相次

いで潤州刺史として着任し、彼等はともに魏

法師の高名を慕つて禮謁に至つたと云う。上

元三年（六七六）六月六日、仁靜觀を遷した

八十二歳であつた。同月十二日に仁靜觀西

南の馬跡山に葬られた。そして末尾に本碑建

立の直接的關係者を列擧して次のように記している。

猶子道士元祖 弟子胡思簡 桓文祭 蕭弘

楷 王文義 門人趙志冲 徐文珞 祁行則

魏法憚 張文禮 朱玄爽 石（法）忍等

並びに夙に教義を承け 恭しく善學に陪

す（中略）丹徒の魏行斌 我の自出たり

法師曩昔より情宗眷に深し。惟の永往に感

じ 余に文を製せんことを須む。誠に則ち

不材なれど 豈に從衆を忘らんや。式に陳

べて愧ぶる無し。迺ち銘を作りて云う。(銘
 文略)

以上が本碑の序部分の大概であるが、その
 内容を一通り検査しておく必要がある。魏
 隆の本貫は山東の任城であるが、曾祖、祖二
 代の官歴から明らかになように、南朝江南への
 僑寓である。僑寓の地は、後述するようには、
 潤州郭下の丹徒縣北樂村である。再び祖以下
 三代の官歴を見てみると、曾祖は梁の安城王
 國侍郎である。王國侍郎は流内十八班中の最

下位、又は流外七班中の最上位、つまり流外
 と流外との境の官であり、⁽²⁾魏氏の貴族制社会
 における身分は士族とは言うもの、寒門であ
 ろうと推定出来るであろう。祖は陳の長沙王
 國將軍である。將軍號が省略されてゐるため
 に、この肩書だけでは具體的な官界とエラル
 ヒーでの位階は不明と言ふを得ないが、
 王國の外號將軍であるからには、やはりきめ
 めて低いものであることは間違いない。⁽³⁾父の
 官職、隋の奉信員外郎に至つては、定員無く

俸禄も無いという全くの名目的ポストに過ぎ

ない。(4) このように魏隆の直接的出自である任

城の魏氏は寒門士族であることは確實である

次に魏隆の道教教團での位置付けに關して

検討しておこう。彼の直接の師である茅山の

徐昂に關しては太宗によつて長安に召さ

たと本碑に云うからには、かなりの徳望のあ

つた道士であつたらうと推測されるもの

今のところ他書にその名を見い出すことが出

來ない。隋から唐初にかけて、茅山派道教を
 代表する道士は王遠知で、隋の煬帝及び唐の
 太宗と密接な関係があつた人物である。とソ
 めけ、太宗が秦王であつた時點で、その面前
 で帝位繼承を預言するなど、太宗との関係が
 きつめて深い。⁽⁵⁾ 王遠知の没年は貞觀九年（六
 三五）八月とされるから、徐昂とは完全に時
 期が重なり合ふ。さらに、ともに茅山に住し
 ているのであるから、王遠知と徐昂の兩者の
 間には直接的な関係があつたと見なしてよか

3う。恐らくは師弟の關係にあつたものと考
 之られる。⁽⁶⁾貞觀九年に於ける徐昂の入京、そ
 して太宗への積極的な魏隆の推薦の背景に、
 當時茅山派を代表し、さらに唐室と密接なパ
 イプをもつ王遠知の存在が強く感じられるの
 である。そして實は王遠知と魏隆の兩者と面
 識のある人物の存存が確認出来るのである。
 そのが後述する潤州刺史李厚德である。

魏隆が配住せしめらるゝ潤州の仁靜觀は、

潤州城の東北五十里の丹徒郷(宋代郷名)馬

野村に存することが出來⁽⁷⁾ことが曰嘉定鎮江志によつて
 知ることが出來⁽⁷⁾彼の葬地である。仁靜觀西
 南之馬跡山⁽⁸⁾は同じく城東南三十五里に位
 置してゐるから本碑に云う仁靜觀と馬跡山
 との相對的な位置關係は正確であると言へる
 仁靜觀の具體的な位置が判明したことによ
 つて、後述の捨施檀越者達の在住村との距離
 關係や地縁關係もまた明確になるはずである
 さて、仁靜觀住の魏隆を三人の當地潤州刺

史が相い繼いで禮訪したことが本碑に見えて
 いる。まづ武陟公李厚德は河内の人。つまり
 武陟縣を管する懷州の人で、武德二年（六一
 九）に王世充倒から唐倒に降り、武陟縣の東
 北至近の獲嘉縣を治所とする殷州刺史と授け
 られたこと、貞觀五年（六三一）には相州刺
 史であつたことが知られる人物である。(9) 武陟
 縣は間に修武縣を挟んで獲嘉縣へと相い連
 なる地であり、修武縣は前章で検討を加へた
 周村への所在縣である。さてこの相州刺

史李厚德が王遠知と魏隆の兩君と關係をもつ
 人物なのである。貞觀十六年（六四二）に立
 碑さへした希玄觀三洞弟子江旻の撰文にかゝる
 「唐國師昇真先生王法主真人立觀碑」⁽¹⁰⁾に王遠
 知と李厚德との關係を次のように記してゐる
 州伯武陟公李使君諱厚德、真人の胄裔にレ
 之衣冠の舊緒、天潢は其の遠派を分ち、帝
 圃は其の旁枝を竦つ。政修まり化穆らぎ、
 途に謚い里に頌む。崇く法門を信じ、義と

して本を忘れず。弟子陳羽、弱年にして道

に服し、暮齒に疲ゆ。 (中略) 弟子王軌、

夙に機縁に挺じ、幼にして徳字を恭しくす

。(中略) 羽等乃ち遠近の同門、道俗の春舊

と以爲らく、日月は回リ薄リ、盈縮之期を

總ぶ、春秋は遞いに代りて、盛衰之道を運

らす、實に宜しく芳を騰ゆ、茂を垂ゆ、遠く

清塵を播むべし。 (中略) 是を用いて彼の高

垣を樹て、其の琬石に題し、言を立て事を

紀し、緒を傳之るること不朽ならむ。云々。

ok

弟子陳羽、王軌とともに、時の潤州刺史李厚

徳が王遠知の碑を建立する事業に直接關與し

ているのである。この李厚徳が仁靜觀の魏隆

のもとへも禮訪してゐるのであるから、王遠

知と徐昂の師弟關係はほぼ確實と言つてよい

。つまり魏隆は王遠知の孫弟子に當るのであ

る。

范陽公盧承慶は兩朝唐書に立傳されてい

る人物で、名族范陽の盧氏である。彼の潤州

刺史在任は顯慶四年（六五九）以後、
總章二

年(六六九)以前の間であることが確認出来る。(11)

駙馬都尉喬師望は貞觀二年(六二八)に

突厥の内部攪亂工作のために薛延陀に使し

同二十年(六四六)には強勅となつた薛延陀

に對して夏州都督の肩書をもつて攻撃を加へ

る唐側司令官としてその名が見える。(12) また高

祖第九女廬陵公主が彼に下嫁してゐるために

駙馬都尉の肩書をもつてゐる。(13)

三人のうち盧承慶の潤州刺史としてゐる在任

期がほぼ判明するから、李厚徳と喬師望の在
 任はその前後に連續する時期と見なすことが
 出来るだろう。(4)
 最後に本碑の撰者「中書右史兼崇文館學士
 安定胡楚賓」についてふいておく。胡楚賓は
 兩_口唐書_口に簡略ながら立傳さふてゐる。(5)そ
 れによれば、武后期の所謂「北門學士」の一
 人で、本碑選文の儀鳳二年前後はその絶頂期
 であつた。すなわち、武后の厚い恩寵を受
 けた當時最高の文人が胡楚賓であり、この點

に魏隆と中央との關係とうかがうことも可能

であらう。しかる本碑序末尾に「弟子胡思

簡」の名が見えていたし、碑陰第九列に「

□安定胡楚妃」前湖州武康縣令胡智辯」

「上護軍胡黨子」騎都尉胡行德」第十列

馬野村在住者として「胡道弘」胡道開」

第十二列唐村在住者として「胡敬娘」第十

七列に「飛騎尉胡元凱」の計九名の胡姓を見

出すことから考えて、魏隆への個人的尊崇

分派して當地に住する胡氏一族との關係に

基づく撰文と見なすべきように思われる。

第二節 捨施檀越者の分析

本碑の碑陰は十七列に分たれ、総計五四〇

人の一門人男女弟子及捨施檀越等人名に於て

せらびれている。第一列には、前揚州長史殷雅

以下、前任官四人、現任官（流外）一人、勲

官八人、處士四人、法師⁽⁶⁾四人、道士五人、弟

子二、尼四人、庶民六人の計三十八人の名を

刻す。第二列には、潤州仁静觀、同福道觀、

同洞清觀の道士計三十人の名を刻す。第三列

には、茅山華陽觀、揚州通真觀、同希玄觀、

同雲陽觀、同慶林觀、同精舍觀の道士計二十

七名の名を刻す。第四列には、揚州海陵縣の

樂真觀、同福基觀、同崇玄觀の道士二十一人

と、海陵縣の女冠習善館の女官（女道士）七

人の計二十八人の名を刻す。第五列には、揚

州海陵縣の廣濟館、同招真館の女官計三十一

人の名を刻す。第六列には、揚州海陵縣の合

No.

眞館 同崇眞館 同習眞館 揚州福習館の女

官計二十九人の名を刻す。第七列には揚州

齊郷館の女官計三十二人の名を刻す。第八列

には揚州上善館 海陵縣建郷館の女官計三

十一名の名を刻す。第九列には前任官六人

、現任官の流外を合む五人 文散官七人

勲官三十四人 女官四人 弟子二人 是いて

安定胡楚妃の計五十九人の名を刻す。第十列

には馬野村の庶民計三十一人の名を刻す。

第十一列には唐村の庶民二十六人 里正五

人の計三十一人の名を刻す。庶民の一人は義

門である。第十二列には、唐村、東武村の庶

民計三十人の名を刻す。第十三列には、桑村

葛村の庶民計三十一人の名を刻すが、内一

人は第九列に勲官を帯びて名を連ぬる人物と

同一人である。第十四列には、僧四人、義寧

村の庶民二十八人の計三十二人の名を刻すが、

やはり内一人は第九列に勲官を帯びて名を

連ぬる人物と同一人である。第十五列には

北樂村の庶民三十二人の名を刻す。第十六列

ok.

には、北樂村、澗壁村、禹山村の庶民計三十
 人の名を刻す。内二人は勲官を帯びてゐる。
 第十七列には、在住村不明の庶民七人、石匠
 一人の名を刻す。この他に「兩邊別行」して
 小字で勲官二人、庶民八人の名が刻せられて
 いる。以上を身分、職業別に整理すると、前
 任及び流外を合めた官吏十六人、文散官七人、
 勲官四十四人、處士四人、法師四人、道士
 八十三人、女官百三十四人、弟子四人、僧四
 人、尼四人、里正五人、庶民二百三十一人で

重複の二人を除いて總計五百三十八人とい

う多数にのぼる。そこでこのみらと個別にもう

少し検討してあこう。

官吏十六人の内、十人は魏姓が占める。魏

隆と同族であらうことには後に改めて言及する

。残りの異姓六人の肩書は、前揚州長史（正

四品下）殷雅、前丹徒縣錄事參軍事（流外）

韋士元、前蘇州吳縣丞（從八品下）杜安仁、

守潤州譙山戍主（正八品下）正九品下）解達

威、前湖州武康縣令（從六品上）胡智辯、祭

酒(19) (流外?) 陳文幹である。成主以外は全て
 前任官で、その任地は潤州仁靜觀を中心とし
 た半径二百キロの圏内にも入る比較的近
 距離のものでありである。彼等前任官は退官
 後、潤州近邊に前資寄住したものと考之らる
 るが、仁靜觀を合む茅山派道教の直接的な教
 勢圏に包攝された地の地方官であった點に注
 目する必要がある。文散官七人の肩書は、
 登仕郎(正九品下)、文林郎(從九品上)、將
 仕郎(從九品下)の三種で、ともに最下階の

ものである。内四人が魏姓である。勳官四十

四人の肩書は、上柱國（正二品）上護軍（正

三品）護軍（從三品）上輕車都尉（正四品上

）輕車都尉（從四品上）上騎都尉（正五品上

）騎都尉（從五品上）飛騎尉（從六品上）雲

騎尉（正七品上）武騎尉（從七品上）の十種

で、他に六品子を冠する者が三人いる。内十

一人が魏姓である。儀鳳二年の本碑立碑時點

においては、すでに軍功等に對する勳官濫授

は極まっていたが、勳正二品の上柱國をすら令

規定の特権をもち、
 ほぼほとんど
 伴なわな、空名
 に近いものとし、
 してあり、⁽²⁰⁾
 本碑陰に見える
 勲官を帯びた四十
 四人も、その實體
 は一般庶民と何ら
 變るところのない
 存在と見なすこと
 が出来よう。第九
 列に上騎都尉王貴
 郎、第十列で義寧
 村殷法珉として再
 見する。第十三列
 で桑村王貴郎、第
 十四列で義寧村殷
 法珉と見ざる二人
 が、
 勲官の空名化した
 姿の一端を物語る
 であらう。

處士は隱逸的生活を送る知識人と
 して、
 け

道教的雰圍氣を帯びた存在と解しておきたい。
 魏隆と道教を介した交渉のある人物である。
 魏隆は處士四人中で魏姓は二人である。法師は
 既述のように佛教僧ではなく、道士の法師であ
 る。法師四人中で二人は杭州の法師であり、
 茅山派道教の教勢の廣がりを知るこゝが
 来る。

八十三人の道士が住する道觀は上記のよ

うに、魏隆が住した潤州仁靜觀をはじめとし

て、潤州通道觀、同福堂觀、同洞清觀、茅山

華陽觀、揚州通真觀、同希玄觀、同雲陽觀、
 同慶林觀、同精舍觀、揚州海陵縣樂真觀、同
 福基觀、同崇玄觀、住の道士が七十九人を占め
 る。残る四人は、雍州道士二人と沂州道士二
 人で、宗教上のつながりが推測される以外に
 具體的の關係は知るすべはない。大多數を占
 める道士の配住道觀が潤州、茅山、揚州であ
 ることから、地縁的關係は明白である。揚州
 は長江を距てるとは云え、潤州とは大運河の
 江南と江北での交點であり、地理的に至近距

離である以上により身近な地であつたはずで
 ある。本碑陰に名を連ぬる道士のほとんど全
 員は、魏隆との直接的、間接的な道教的关系
 を有する人物であるとともに、茅山派道教の
 お膝下という地域性とも無関係ではあり得な
 い。魏隆の茅山での入道、徐昂法師に師事し
 ての修道、徐昂・魏隆と隋末唐初の茅山派道
 教最大の人物王遠知とのつながりなどを考之
 合せれば、自ずと茅山系道士であらうことが
 明らかとならう。茅山の華陽觀は、梁武帝が

陶弘景の仁めに許真人（許謚）の舊居に創建
 した茅山を代表する道觀である。そして荒廢
 していた華陽觀を再興したのが、既述した王
 遠知の高弟王軌なのである。⁽²¹⁾揚州の希玄觀は
 やはり既述した王遠知碑の撰文春江是
 の配住觀であった。本碑陰に見える仁靜觀以
 下の多數の道觀は、王遠知及びその弟子達に
 よって復興さし、再建さし、あるいは住した道
 觀なのである。つまり全て茅山派の道觀であ
 ると断定出来るであらう。ところで、道士の

中に注目すべき人物が見い出される。『の海

陵縣) 崇玄觀、天師屬蜀郡繁縣都郷上移里十

五代孫張文禮・男紹仙・男道彦・男道顯・男

道嵩と見之る、張天師十五代の孫と稱する

張文禮である。後漢以來の三張道教の教祖家

系は南北朝期にすでに散見し、梁代には十三

世孫を數之るに至つたと云う。⁽²²⁾ だとすべし、

唐初で十五代目と云へば、世代の上からはち

ょうど合致する。先に引用したように、本碑

序の末尾にも張文禮は魏隆の門人として見之

てあり、魏隆の直系弟子であることは確實である。つまり天師道系道教が茅山派道教に包攝された南朝以來の茅山系教勢が唐初にあり、
 ても依然として認められるべきであり、同時に魏隆の茅山派への低からぶる地位を示すもの
 にもある。

廿官の刻名数は道士より多く、百三十四人
 への係る。配住館不明の四人を除き、他の百

三十人は揚州海陵縣の習善館、同廣濟館、同
 招真館、同含真觀、同崇真館、同習真館、同

建郷館 揚州の福習館 同齊郷館 同上善館

に住する女官である。うち魏姓は九人いる。

揚州海陵縣の女館が自立して多いのは、海陵

縣の宗教的地域性と関連がありそうである。(2)

上記道觀の場合と同じく、運河交通路による

潤州仁靜觀と至近距離にあるという地理的立

地とともに、茅山派道教の強い教勢下にある

という地域性、及び茅山系の魏隆との關係を

有する女館であることは明らかである。

四人の弟子は、刻名の順序から見て、魏隆

の直接的弟子と間接的弟子の二種に分けるが、
 だが當のようである。

僧尼各四人と魏隆との關係は、これだけか
 らは何も判らな。彼等の住する寺院やその
 所在地、さらに宗派なども一切不明である。

道教と佛教との相互交渉は唐代後半期になる
 と決して珍らし。ことではな。とくに天台

禪系の僧と道士との交渉は密接なものがあ
 る。しかし、本碑陰五百三十八人の捨施檀越
 等人名を通觀すると、この僧尼八人は、いかに

も不自然な感をぬぐい切れない。彼等のみは

釋名で刻せられてゐるの俗姓が判らなすが

あるいは魏氏一族からの出家者ではあるま

いか。たとすれば、後述する魏氏一族の本碑

への強い關わりと併せて、一應の整合的な説

明がつくように思われる。

里正が五人名を連ぬるのは、魏隆個人への

彼等の崇敬とともに、魏氏一族の在地での影

響力と預想させるものとして注目し値いしよ

う。内一人は范娘子という姓名であるから

明らかには女性であり、きわめて珍しい例と言
 之よう。

庶民で名を連ぬる二百三十一人のほとんど

は、その住村が明記されていゝ。馬野村、唐

村、東武村、桑村、葛村、義寧村、北樂村、

澗壁村、禹山村の九ヶ村である。このうち、

所在地を具體的に比定出来るのは以下の四村

である。まず馬野村は、既述したように仁靜

觀の所在地であり、潤州城東北五十里のここ

ろに位置する。唐村と東武村は、州城東南の

丹陽縣境に近き位置にある⁽²⁵⁾ 澗壁村は州城東
 北三十里の地で、現在も同所に諫壁鎮という
 地名を見出し出すことが出来る⁽²⁶⁾ これら四村以
 外の桑村、葛村、義寧村、北樂村、禹山村に
 ついては、その位置を具體的に比定出来るよ
 うな手掛りはないが、所在地の判明する四村
 の相互の距離關係から考之て、やはり同様に
 それそれがさほど遠くには離れていない村落
 であると思ふことが出来るよう。すなわち、
 碑陰に名を連ぬる一般庶民の住村は、澗州郭

下丹徒縣内にほぼ包攝される諸村であり、馬

聖村在の仁靜觀からおよそ五十里以内の距離

にあることが知られるのである。この一般庶

民二百三十一人は五十數姓からなるが、魏姓

が三十九人で全體の十七パーセントを占め、

しかもそのほとんどが北樂村の在住者である(27)

第三節 魏隆法師と魏姓人名との關係

碑陰に刻せられている魏姓の内譯は、現任

官三人、前任官六人、文散官五人、勲官十一
 人、處士二人、道士一人、女官九人、庶民三
 十九人の総計七十六人である。五百三十八人
 九十八姓の存か、他姓に比して魏姓が群を
 抜いて多いことにおもひ氣附くである。先に
 示したように、本碑序の末尾に「丹徒魏行斌
 我之自出、法師曩昔、情深宗眷」と記すこ
 とによつて、魏隆の出自が潤州丹徒縣の魏氏
 であることが確認出来る。魏行斌の名は碑陰
 に「見之な」が本碑建立時における當地の

魏氏一族の族長的存在であろう。また序末に
 「猶子道士元祖」とあることも既述した。が
 魏隆の甥魏元祖は、碑陰第十五列の北樂村の
 庶民に魏元歆、魏元徹、兩邊部分に魏元顯の
 名が見えるから、同輩行に基づく命名である
 可能性がすこぶる大である。このように考之
 てくるならば、魏隆と潤州丹徒縣北樂村を中
 心に住する魏氏とは同族と断じてよからう。
 南朝梁・陳代から隋代に至る魏隆の直系先祖
 三代の官歴から、この魏氏が士族と云はざる

門家系であることとを先に指適したが魏姓有

官者の肩書から寒門士族たることをより一

層明確に出来るであらう。すなわち有官者

十人の肩書は前瀛州清苑縣令(從六品上)

前六合縣令(同前)前□州司戸參軍事(從七

品下)從八品上)前豪州司法參軍事(從七

品下)越州諸暨縣尉(從九品下)前括州括蒼

縣尉(同前)前江寧縣博士(流外)江寧縣助

教六品子(流外)江寧(縣)博士(流外)前

新興郷博士(28)(流外?)であり、全て地方官と

吏である。ようやく昇りつめて上縣令に至る。て退官した二人を最高に。ほとんどが地方下級官吏で退官している。とりわけ、數人の流外の存在は、全てが在地知識人にこそ似つかぬ。わしいポストである點に注目すべきである。かつて山東任城から江南の當地に裔居して以來、唐前半期に至るまで、一族から地方下級官ではありながら、ともかくも官を出し、士族としての地位を保持し續けてゐるのである。本碑陰の魏氏の諸官ポストは、唐代のこ

の時期から考之て、すべて任子制による起家
 ぶあろうと思われぬ。南朝以來の官蔭を懸命
 に保持してゐるのである。先に言及した流外
 和スト、江寧縣博士や助教などは、彼等の士
 族としての教養があつてはじめて就き得たも
 のと考之らぬ。地域社會での實質的教化の
 役割を担つた存在と言之る。そしてそのよう
 な行爲は、自ずと然るべき影響力を魏氏一族
 に附與したはずである。歴代の潤州刺史が仁
 靜觀に至つて魏隆に禮謁してゐる事實は、道

士魏隆に對する彼等の個人的な宗教上の尊崇
 の念からだけのものでは決してない。管内の
 茅山派道教勢力に對する州の長官としての政
 治的顧慮とともに郭下丹徒縣を中心にした
 からざる影響力を有する士族魏氏に對する配
 慮がうかがはれるのである。
 荒廢したに靜觀に入つた魏隆がその再建に
 努める際、魏氏一族が當地に及ぼし得る影響
 力は大きな助力となつた。かくて少なからず
 支援が再建事業に寄せられたことは、碑陰

に刻せられた多数の捨施檀越者。とりわけ諸
 村在住の庶民の数の多さが如實に物語られてい
 る。仁靜觀配住は、むしろ魏隆自らが強く望
 んだものと考へざるべきであろう。自らの出身
 地にして同族の援助を十分に期待出来き、な
 りかつ、茅山派道教的の直接的教勢下にあると
 いう土地柄から、その宗派的な支援も當然得
 られるはずであるからである。かくして「紫
 宮の遺跡」久しく夷陵の火に燼のみ、蓮座の
 餘基、永く胥臺の露に泣き、巖扉澗牖、亦た

風霜を免がる」といつた状態であつたに静觀
 を「金顔俯し映ぶること、光碧の庭を窺うに
 似、珠帳傍に垂ぬること、泰丹の室に過きを
 疑う。夫れ神域を思通するに非ぶれば、將に
 孰しか此に臻らんや」と稱せらぬ如く復興
 再建し、當地での道教教化を通して魏氏一族
 の族的結合を再確認し、周邊村落民への影響
 力を強化する役割を担つたのが魏隆であつ
 たのである。

以上のようにな、本碑陰に刻せられた門人弟

子、捨施檀越者の分析を通して、唐代前半期
 における潤州郭下丹徒縣と、いう地域社会での
 士族魏氏のあり方、そしてこの僑寓士族を核
 とした江南村落の姿の一端を明らかにした。
 江南道教の一大中心である茅山の宗教上の影
 響力が強いこの地の地域的特殊性を無視する
 ことは出来ないうが、寒門士族が地域郷村社会
 において然るべき社会的評価を保持し、教化
 と指導的役割を發揮し續けてゐることは、
 是り時代相の反映と言つてよいであらう。一

元 碑陰に刻せらるる村落の側から見てみよ
 う。高德の道士を顯賞する立碑行為に參畫し
 村落名及び姓名を石に刻すことは、他者の
 目を意識したものであることば言うまでもな
 い。しかし、恐らくはそれ以上に、村落民自
 身にとつて意味のある行為であつたと考之ら
 れる。つまり村落名等を刻石して、末永くその
 存在を傳へることによつて、子孫にまじりて村落
 の結合と存続を期待したのである。道教、佛
 教の違ひは、此の宗教的事業を行うことを通

して、村落としての結合と存続を意圖して、
る點において、前章の華北村落「周村」と全
く同様な村落の存在がこゝにも認められるので
ある。

第一章註

(1) 江蘇通志稿 藝文志二 金石三 録文 本

碑の體裁は 一 拓本 連額 高六尺 廣二尺

六寸 有穿 正書 三十二行 行七十五字

とあつて 拓本に據つたものである。

た録文末の按語に 著録於輿地碑目 近今

出土 四面並無剝蝕 亦幸事也 一と見之る

南宋王象之撰 輿地碑目記 嘉定十四

年の序があり 本碑は卷一 鎮江府碑記條に

著録 後述する 嘉定鎮江志 本碑

に言及するから、南宋嘉定頃には仁静觀内に存していたことが知られる。その後、この頃か仁静觀が廢墟と化し、本碑もまた土中に埋没したのが、清代に出土したものである。清徐樹鈞撰『寶鴨齋題跋』卷下に本碑について「寰宇訪碑錄載其名。王氏金石萃編、陸氏金石續編、皆不載。此本精搨完善、碑陰稍有剝泐。江南屢經兵革、一千二百年、此碑尚存、固可寶也。」と云う。近年刊行された陳垣編『道教金石略』(文物出

版社 一九八八)にも 北京大學圖書館藏

の藝風堂拓本及び 江蘇通志稿に據つて

録文さへているが、全十七列ある碑陰の人

名部分は第四列途中までが録文されるだけ

で、以下は省略さへ、かつ誤記が多い。

(2) 曰 通典 卷三七 職官 一九 梁官品流 四十八 班

一 班 揚南徐州西曹祭酒從事、皇弟皇子

國侍郎 (中略) 位不登二品、又爲七班、七

班、皇弟皇子府長史參軍、皇弟皇子國三軍

嗣王國侍郎 (下略) 宮崎市定 九品官

人法の研究 (東洋史研究會 一九五六)

本篇第四章 梁陳時代の新傾向 三流外七

班 (三二頁以下) 參照...

(3) 通典 卷三八 職官二十 陳官品 從九品 (

上) 偏裨將軍 太子廩長 (中略) 王公

國上 中 下 將軍 (下略)

(4) 隋書 卷二 八百官志 下 煬帝即位 多所

改革 (中略) 謁者臺 (中略) 尋又置散騎郎

從五品 二十人 承議郎 正六品 通直

郎 從六品 各三十人 宣德郎 正七品

宣議郎 從七品 各四十人 徵事郎 正八

品 將仕郎 從八品 常從郎 正九品 奉

信郎 從九品 各五十人 是為正員 並得

祿當品 又各有散員郎 無員無祿

(5) 舊唐書 卷一九二 隱逸傳 王遠知傳

新唐書 卷二〇四 方伎傳 王遠知傳 陳國

符 道藏源流 中華書局 一九六三

三洞四輔經之淵源及傳授條 王遠知傳 吉川

忠夫 王遠知傳 東方學報 六二 一九

九〇 等參照

(6) 雲笈七籤 卷五 經教相承部、唐茅山昇真
 先生（王遠知）傳に「潘師正、徐道邈、
 得秘訣、爲入室弟子。陳羽、王軌次之。其
 餘各棲洞府、終身無替。」と見之、王遠知の
 高弟の一人に徐道邈なる道士の名が見之る
 。潘師正、陳羽、王軌の三人は他書にもそ
 の名が見之る著名な道士であるが、徐道邈
 については不詳である。道邈は字である可
 能性もあり、あるいは徐昂と同一人物か。
 後考に俟らば。

(7) 曰嘉定鎮江志曰卷九道觀、丹徒縣條「華陽

觀、在城東北五十里丹徒鄉馬墅村。宋元嘉

初置。曰仁靜觀。唐魏法師碑在觀內。胡楚

賓文。宋朝政和八年、改今名。

(8) 同前卷六地理、山川、丹徒縣條「馬跡山、

在城東南三十五里。

(9) 曰資治通鑑曰卷一八七武德二年二月條「王

世充囚李育德之兄厚德於獲嘉。厚德與其守

將趙君穎逐殷州刺史段大師、以城來降。以

厚德為殷州刺史。(胡注)隋開皇十六年、於

No.

獲嘉縣置殷州。大業初，州廢。王世充復置。

今因以命厚德。同卷一九三貞觀五年八

月條一河內人李好德得心疾，妄為妖言。詔

按其事。大理丞張蘊古奏：好德被疾有徵，

法不當坐。治書侍御史權萬紀劾奏：蘊古貫

在相州，好德之兄，厚德為刺史，情在阿縱。

按事不實。上怒，命斬之於市。既而悔之。

舊唐書卷七八高季輔傳：武陟人李

厚德之見之。

(10) 曰 茅山志卷二錄金石篇曰 正統道藏

第一五六册 縮印本第九册 前掲 道教金

石略 にも録文有リ。 ちなみに 茅山志

は元々天曆元年(一三一八)に茅山第四十

五代宗師劉大彬撰にかゝるものである。

江旻撰 王遠知碑 には 前掲吉

川論文参照

(11) 曰 舊唐書 卷八一 曰 新唐書 卷一〇六本

傳 未だ拙稿 唐代范陽盧氏研究 婚姻關

係を中心にして 川勝義雄 礪波護編 中

國貴族制社會の研究 所收 京都大學人文

科學研究所 一九八七 參照

(12) 口資治通鑑 口卷一九三貞觀二年十二月條

突厥北邊諸姓多叛頡利可汗 歸薛延陀 共

推其俟斤夷男為可汗 夷男不敢當 上方圖

頡利 遣遊擊將軍喬師望 間道齎冊書拜夷

男為真珠毗伽可汗 賜以鼓纛 夷男大喜

遣使入貢 同卷一九八貞觀二十年正月條

春正月辛未 夏州都督喬師望 右領軍大

將軍執失思力等擊薛延陀 大破之 虜獲二

千餘人 多彌可汗輕騎遁去 部內駭然矣

(13) 曰 舊唐書 曰 卷一九〇 中文苑傳 內 喬知之傳

同州馮翊人也。父師望。尚高祖女廬陵公主。

拜駙馬都尉。官至同州刺史。 新唐書 曰

卷八三 諸帝公主傳 高祖十八女 (中略) 廬

陵公主 下嫁喬師望 為同州刺史。

(14) 郁賢皓 曰 唐刺史考 曰 (中華書局香港分局

一九八七) 卷一三七 江南東道潤州條 曰

李厚德 貞觀九年 (六三五) 盧承慶 顯慶

五年 (六六〇) 頃 喬師望 疑問符 附き 曰

咸亨中 (六七〇) 潤州刺史 在任 曰

してゐるが、先述の江旻撰「王遠知碑」が貞觀十六年（六四二）の立碑であるから、少なくとも李厚徳の在任期は貞觀九年から十六年に下りぬはならない。

(15) 旧唐書四卷一九。中文苑傳四胡楚賓傳「

宣州秋浦人。（中略）自殷王文學拜右史、崇

賢直學士而卒。一 新唐書四卷二〇一文藝傳

内胡楚賓傳もほぼ同文。本碑記載の安定（

關内道涇州）という本貫と異なるが、いか

なる理由かは不詳。館職名の異同は上元

二年（六七五）に章懷太子李賢の諱を避けて

崇賢館を崇文館と改稱したことによる（口

唐會要四卷六四崇文館條）。本碑の立碑年

が儀鳳二年（六七七）であるから、正しい

表記がなさめていゝることになる。

(16) 胡楚妃という名から考へると、本碑選文者

の胡楚賓の姉妹なゝしそゝに近ゝ女性であ

らう。彼女が魏隆の在家信者であることは

まゝ間違ゝなく、胡楚賓による本碑選文も

近縁者との關係による可能性が推測さゝる

のである。

(17) 魏法師 徐昂法師 という本碑の記述體例の

らすると、法師は佛教僧侶のそのははな

道教道士の法號をあらう。曰大唐六典曰

卷四禮部、祠部條「凡天下觀、總一千六百

八十七所。一千一百三十七所、道士五百

五十所、廿道士。每觀、觀主一人、上座一

人、監齋一人。共綱統衆事。而道士修行有

三號。其一曰法師、其二曰威儀師、其三曰

律師。其德高思精、謂之練師。」

(18) 曰通典曰卷一八二州縣一二古揚州丹陽郡

潤州 丹徒縣條 隋曰延陵。有句麗山・黃

鶴山・北固山・京峴山 亦曰京口 譙山戍

太平寰宇記曰卷八九江南東道一潤州丹

徒縣條 譙山戍 海口之戍也 潤州城東

北五・六キロの長江中にある丘陵状の島が

譙山で 唐代には運河交通路上の渡江點の

また海路からの入江水路上の格好の監視

地點であるために戍が置かれた。仁靜觀の

西水すかの距離にある。現在は焦山と表記

さし、既述のようには、本碑はこの焦山碑
 林に保存されている。

(19) 道教教團における道官名と解すべきかも知
 らない。

(20) 勲官濫授については前篇第七章注(18)参照。

(21) 茅山志(卷二)録金石篇「桐栢真人茅山

華陽觀王(軌)先生碑銘并序」(正統道藏

第一五六冊)縮印本第九冊)参照。また

前掲吉川論文参照。

(22) 蜀郡繁縣は二十四治の中心的地である。

(23) 陳氏前揭書附錄四「南北朝天師道考長編」

三二〇頁以下參照……

(24) 曰太平廣記口卷六〇東陵聖母條「東陵聖母

廣陵海陵人也。適杜氏。師劉綱學道。能

易形變化。隱見無方。(中略)官收聖母附獄

頃之。已從獄窗中飛去。眾望見之。轉高

入雲中。留所着履一雙在窗下。於是遠近立

廟祠之。民所奉事。禱之立効。(中略)至今

海陵縣中不得為其盜之事。(下略)出女仙傳

曰太平寰宇記口卷一二三淮南道一揚州江

都縣條「東陵聖母廟、在縣南（東の誤リか）
 三十里。按神仙傳云、以下曰廣記曰とほ
 同文。未仁曰西陽雜俎曰前集卷八夢條
 に「揚州東陵聖母廟主女道士康紫霞」と見
 之。女道士が廟主と今つてはること知ら
 らぬ。曰入唐求法巡禮行記曰開成三年（八
 三八）七月二十五日條、圓仁が運河で海陵
 縣、宜陵館を経て揚州に至る途次を次のよ
 うに記す。「自海陵縣去宜陵館五十里餘。去
 （揚）州六十五里。巳時、到仙宮觀、直行

不休。未時。到禪智橋東側停留。ここに見

ゆる仙宮觀がその位置方位から見て東陵聖

母廟であることはほぼ確實である。揚州城

と宜陵鎮のほぼ中間の地で、現在も仙女廟

という地名として残っている。

(25) 曰 至順鎮江志 卷二地理 郷都 丹徒縣條

に宋代熙寧年間の郷として、大慈郷、在

縣東南、都三里六、(中略)馬蹟里、今散

為村為坊、凡四十八、惟馬蹟尚襲故名。(中

略) 平昌郷、在縣東南、昔隸丹陽、後以本

縣練塘鄉易之。都一里保二十六。(中略)

唐村里 (中略) 東武保。今散爲村二十一。

惟唐村、吳村、劉村、巖村、馬港、後實。

尚襲故名。一と見之る。宋代熙寧期の平昌鄉

收の唐村里。東武保が唐代初期の唐村。東

武村と同村であることは間違いない。また

大慈郷の馬蹟里は、魏隆の葬地である馬蹟

山に因なむ里名であることも明らかである

。馬蹟山は潤州城東南三十五里であるから

平昌郷内の唐村里。東武保はさらに東南

つまり丹陽縣との境に近しい地というこ
に在る。

(26) 嘉定鎮江志曰卷六港、丹徒縣條「澗壁港
、在城東南三十里。按澗壁、又作諫壁。以

南史攷、當從諫。以南唐書盧絳傳攷、當從
澗。今兩存之。曰至順鎮江志曰卷二津梁、

丹徒縣條「諫壁渡（中略）並在丹徒縣（東
）境。

(27) ちなみに、魏姓に次いで多、庶民の姓は

朱姓の二十一人で約九パーセント、それ

次ぐのが蕭姓、任姓の十一人で四、七、八

セントスある。

(28) 曰 至順鎮江志 曰 卷二 地理・郷都に「丹陽縣

十郷。(中略) 桂仙郷、在縣東南。(中略)

新興里と見之、丹徒縣南鄰の丹陽縣桂仙

郷新興里が唐代の新興郷の名残りである

かも知れない。郷博士は公的な規定には見

えないポストであるが、石刻類には散見す

る。例之、開元十七年(七二九)銘のあ

る河北獲鹿縣の「本願寺銅鐘銘碑」に「八

瓊室金石補正口卷五六の碑陰に、縣錄事

縣學博士ととも、郷錄事、郷博士の肩

書と帯びた人物名が刻せられている。

第二章
唐代の揚州城とその郊區

第一節 揚州管下縣と戶口推移

本章では、唐代の揚州について、その城郭構造、城内構造、大運河と都市機能との関係、郊區の次々などを中心にして復元作業を試みることにする。揚州をとりに上つたのは、運河交通の據點として、とりわけ唐代後半期に繁榮を極めたために、文獻上に關連記事が比較的頻見するであらうといふ豫測と、考古學的發掘調査がかなり集中して行なわれており、その

成果を利用し得るからである。(1)

まず最初に揚州の戸口推移を一瞥しておこ

う。唐初、揚州管下には郭下縣たる江都

西の六合、東の海陵、北の高郵をあつめて四

縣が存在した。貞觀十八年(六四四)に揚州

城内のほぼ中央を南北に貫流する運河である

合瀆渠(官河)以東の九郷を江都縣から分割

して江陽縣が設置された。揚州郭下縣が江都

と江陽の二縣に分割改編されたのである。(2) 一つ

は、永淳元年(六八二)江都縣に所屬して

揚子鎮が揚子縣に昇格する⁽³⁾。後述するよう
 に、長江北岸が發達した江中の砂洲と陸續き
 となつたこと、換言すれば、江岸が次第に南
 移したのとと關連する。その後、天寶元年（
 七四二）に江都、六合、高郵三縣の一部を析
 いて天長縣が新設される⁽⁴⁾。この天寶期に出揃
 った七縣が、以後唐末までの揚州管下縣とし
 て存続する。ちなみに、揚子縣は、五代十國
 の南唐支配下で永貞縣と改稱され、宋初には
 建安軍に屬す。天長縣と高郵縣は、それ以

天長軍と高郵軍に昇格する。海陵縣は東鄰の

泰州に屬すことになる。その結果、宋初の揚

州管下縣は、江都縣、廣陵縣（唐代江陽縣）

六合縣の三縣に縮小される。⁽⁵⁾ 此は後述す

るように、揚州城を以自體が宋代には一まゆ

り小規模となることとともに、運河交通上の

最大の要衝としての地位が唐代に比して相對

的に大きく低下した結果である。

さて、唐代のいくつかの時期における揚州

の戶口數をあげ、その推移を見ることにしよう。

之。

貞觀期

戶二三一九九

口九四三四七⁽⁶⁾

(舊志)

開元期

戶六一四一七

口缺

(太平寰宇記)

天寶期

戶七七一〇五

口四六七八五七

(新、舊志)

貞元期

戶七三三八一

口四六九五九四

(嘉靖惟揚志、萬曆府志)

元和期

戶八七六四七

口 缺

(同前⁽⁷⁾)

宋初

主戸一四九一四

(三縣)

客戸一四七四一

(計二九六五五)

口 缺

(太平寰宇記)

元和志に掲げる開元戸數と元和戸數を全

國的に比較してみると、山南道にわづかな戸

數増加が認めらる以外、他道ではすべて元

和戸數が大幅に減少している。現本元和志

は揚州を含む淮南道部分を缺いてゐるので

淮南道諸州の戸口數の比較をすることが出
 來な^いが、上記のよう^に揚州に關する限^り、
 唐代戸口統計のヒックである天寶期以後にむ
 しろ増加傾向が顯著に認められるとい^う興味
 深^い事實に氣附くのである。上記の揚州元和
 期口數は缺落してゐるが、天寶・貞元期の平
 均戸當^り口數をもとに一戸六口とすると、五
 二五、八八二とい^う元和期の推定口數を得る。
 このよう^な天寶以後にあける戸口増加は、
 揚一益ニ⁽⁹⁾とい^う有名な諺に代表されるよう

な揚州の繁榮を記す諸史料が、おおむね唐代

後半以降のものであることと照應する。天寶

以後の戸口増加の原因の一として、安史の亂

による中原からの大量の避難者南移が考之ら

れる。例之ば、梁肅の「吳縣令廳壁記」に

國家上元の際に當り、中夏多難、衣冠南

避し、茲の土に寓すること、編戶を參ぶる

の一たり。是に由り人俗舛雜たりて、號し

て難治と爲す。(口文苑英華七卷八〇四(10))

と蘇州の状況を言うから、同じく運河に沿う

主要都市揚州においても、その戸口増加に關
 して同様の事情を推測出来るのである。興元
 初（七八四）に揚州刺史・淮南節度使となつ
 た杜亞が揚州運河の改浚を行なつた際のこと
 として、

揚州官河填淤し、漕輓堙塞す。又ニ僑寄せ
 る衣冠及び工商等、多く衢を侵し宅を造り
 行旅擁弊す。（杜）亞乃ち開拓疏啓し、

公私悦頼す。（曰）舊唐書四卷一四六杜亞傳

と見ざる記事は、揚州の繁榮に伴う人口過密

化を示す注目すべきものであり、
 「僑寄せる衣冠」とはまさしく先の蘇州の場合と同一事情を示すものに他ならない。

唐代後半に極盛を迎えた揚州も、唐末に至って急速に衰退に向う。そして五代末から宋代に再建される揚州城は、唐城に較べて三分の一という小さな規模となる。その直接的原因は

唐末にこの地に據らんとする秦彦、

師鐸、孫儒、楊行密ら軍閥諸勢力の激しい争

奪戦に求めらるるが、海路及び運河交通の最

大要衝として揚州の繁榮を支えてきた立地環
 境に少なからぬ變化が生じつつあった點を見
 落すことは出来な⁽¹⁾い。すなわち、長江の押し
 流す尠大な量の泥砂によって海口部が次第に
 東進し、大型海船が海から長江を溯上して揚
 州にまで進入することが著しく困難になつた
 こと、揚州の南を流れる長江江中に巨大な砂
 洲が形成さ^れ、やがて北岸と接續して陸地化
 した結果、この附近の長江北岸線が大きく南
 移し、江南運河の北端潤州への江北運河の渡

江地として、やや上流の白沙鎮、つまり宋代の眞州（儀徵縣）が運河交通上のより重要な據點としての位置を占めるに至ったこと、揚州城を南北から東西に流れる運河ルートが淤塞して城外に新たに運河を開鑿せぬべからなくなつたことなどを考慮に入れぬべからず、この點については後節で詳述したい。

第二節 唐揚州城の規模と形状

唐代の揚州城の大まかな立地は、西は蜀
 岡に據り、北は雷陂を包む⁽¹²⁾という有名な語
 が示すように、西と北の範圍は、古來一定の
 推定がなされてきた。また城郭の形狀は、杜
 牧の「街に垂れる千歩の柳、霞は映える兩重
 城」という詩句⁽¹³⁾と同じく杜牧の淮南節度掌書
 記時代の揚州での放蕩を記す「揚州夢記」中
 の「揚州は勝地なり。重城の夕に向う毎に、
 倡榭の上、常に絳沙の燈萬數有り、空中に輝
 羅燿烈す。九里三十歩の街中、珠翠填咽し、

邈は仙境の如し⁽⁴⁹⁾ という記述などから、子

城と羅城の複郭構造（重郭ではない）である

と考之られてきた⁽⁴⁵⁾。事實、口資治通鑑口卷二

五七に唐末における高駢と畢師鐸との揚州城

をめぐる攻防戦を記し、そこに子城と羅城が

明確に區別されて見えている⁽⁴⁶⁾。そして後述の

ように七〇年代の發掘調査によつて西北

蜀岡上に子城、その子城に南接して西壁を同

一延長とし、東半部分に張り出した羅城とい

う複郭構造がほぼ確認されたのである。唐代

の子城部分は、その築城起源を春秋期末の吳王夫差による蜀岡上の邗城建設にまで溯る。その後の戦国期楚の廣陵城、漢代吳王劉濞の廣陵城、東晉期に桓温が築いた廣陵城などは、規模に多少の差違はあるものの、全てこの蜀岡上に重層して築かれたもので、唐の子城部分も基本的にはそれ以前代以来の城址に據って築かれたものである。(四) 蜀岡はその南、長江岸に至る氾濫原とは、相對高度わずか十米前後の、海拔高度にしても二十乃至三十米の

低い丘陵にすぎないが、地質や地形の關係で
 この附近の江岸線の變動は大きく、隋唐以前
 にあつては、蜀岡南の地は低濕かつ氾濫の危
 險のため、築城は事實上不可能であつたと考
 へらる。後に具體的に検討するようには、唐
 代には大幅な江岸線の南移が認められる。恐
 りく南北朝以來の南移傾向の延長上で考へぬ
 べからないが、唐代揚州城が蜀岡上の子城と
 せよ、南接する羅城とから成るのは、蜀岡南
 地區の完全な陸地化と切り離しては考へらる。

ない。

城郭の規模については、杜牧の「春風十里

揚州路、巻きて珠簾を上ぐる。總べて如か⁽¹⁹⁾

張祜の「十里長街市井連なり、月明橋上神仙

を看る。人生只まさに揚州に死すべし。禪智

山光墓田に好し⁽²⁰⁾、羅隱の「九里櫻臺翡翠を牽

き、兩行鷓鴣眞珠を踏む⁽²¹⁾」などの著名な詩句

や、前掲「揚州夢記」の「九里三十歩街中」

という語に見えてゐる揚州長街の長さを示す

數値がつことに指摘さへてゐる。九里、九里三

十步、十里といふのは概數であらうが、一つ
 の手掛りとなる。よき直接的言及は、慈覺大
 師圓仁の「入唐求法巡禮行記」開成三年九月
 十三日條の「揚府、南北十一里、東西七里、
 周四十里」といふ記述で、九世紀同時代人の
 直接の見聞記録として貴重な価値をもつ。ま
 た宋の沈括「夢溪補筆談」卷三に「揚州、唐
 の時に在りて最も富盛たり。舊城は南北十五
 里、東西七里、三十歩」と見ゆる。

唐代揚州城の規模を具體的に記すのはこの二

史料のみである。その他揚州城内及び近郊の運河河道も城郭形状を考へる上である程度参考になる。近年の揚州周邊の考古學調査によつて少なからぬ新知見が得らゆつたのであるが、現在のところ、唐城壁址のおおよその確認がなされてゐるのは、北部の子城部分と羅城北壁部分にすぎない。⁽²²⁾

さて、一九三〇年代の末から四〇年代初にかけて個人で現地踏査をなさした安藤更生氏の曰く、唐宋時代に於ける揚州城の研究は、その

以に附さ⁽²¹⁾以た「揚州遺蹟參考圖」は、唐代揚

州城復元の出發點と言⁽²²⁾之よう。本節の以下で

は、近年の考古學的發掘成果ともにも、頁う

所が少なくな⁽²³⁾ことを前もつてこめつてお

かぬ⁽²⁴⁾はな⁽²⁵⁾ら⁽²⁶⁾ない。

ま⁽²⁷⁾ず⁽²⁸⁾前⁽²⁹⁾掲⁽³⁰⁾の「十里長街」をどのよう⁽³¹⁾に解釋

すべき⁽³²⁾であ⁽³³⁾ら⁽³⁴⁾う⁽³⁵⁾か。大⁽³⁶⁾別⁽³⁷⁾レ⁽³⁸⁾ス⁽³⁹⁾ニ⁽⁴⁰⁾通⁽⁴¹⁾ソ⁽⁴²⁾の解釋が

ある。安藤氏は、羅城⁽⁴³⁾ほ⁽⁴⁴⁾ほ⁽⁴⁵⁾中⁽⁴⁶⁾央⁽⁴⁷⁾を⁽⁴⁸⁾南⁽⁴⁹⁾北⁽⁵⁰⁾に⁽⁵¹⁾貫⁽⁵²⁾流⁽⁵³⁾

する⁽⁵⁴⁾運⁽⁵⁵⁾河⁽⁵⁶⁾（官⁽⁵⁷⁾河⁽⁵⁸⁾、漕⁽⁵⁹⁾河⁽⁶⁰⁾）に⁽⁶¹⁾沿⁽⁶²⁾つ⁽⁶³⁾た⁽⁶⁴⁾南⁽⁶⁵⁾北⁽⁶⁶⁾大⁽⁶⁷⁾街⁽⁶⁸⁾と

見⁽⁶⁹⁾な⁽⁷⁰⁾す⁽⁷¹⁾鏡⁽⁷²⁾、つ⁽⁷³⁾ま⁽⁷⁴⁾り⁽⁷⁵⁾羅⁽⁷⁶⁾城⁽⁷⁷⁾の⁽⁷⁸⁾南⁽⁷⁹⁾北⁽⁸⁰⁾間⁽⁸¹⁾の⁽⁸²⁾距⁽⁸³⁾離⁽⁸⁴⁾が⁽⁸⁵⁾十⁽⁸⁶⁾里⁽⁸⁷⁾

であつたとする。こゝに對して、李伯先氏は
 羅城東西大街をさらに城外東郊に延長して
 禪智寺南面の運河上にかかると月明橋（禪智寺
 橋）附近にまで至るのが「十里長街」である
 とする説(25)で、この李説では、城郭規模の参考史
 料とはならぬこと言うまでもないし、前掲張
 祐の「十里長街市井連なり、月明橋上神仙を
 看ると」といふ詩句にあまりにも強く引きつけ
 ての解釋のきらいがあり、また修辭的な詩句
 だけからあえて城外にまで延長した大街と言

うのも必ず當性を缺くものと言わねるを得ない

次に曰く入唐求法巡禮行記曰くと曰く夢溪補筆談

曰の記事について考えてみると南北の長さ

に少し差があるものの東西はほぼ一致して

いる。従つてこの二史料を復元作業の基礎

にすえることが求められよう。宇藤氏は

羅城東西の實測値を約三一〇〇米南北の實

測値を約四二〇〇米とし唐里の七里は三一

七八米同じく九里は四二〇〇米であるから

合致し、また子城北壁から羅城南壁までの南
 北最大長徑實測値は約五〇〇〇米で、やはり
 十一里〱四九九四米とうまく合致するとする
 。安藤説の數値を用いて子城・羅城を含めた
 揚州城郭の全周長を求めると、約一七八〇
 米の値を得。日入唐求法巡禮行記に言う四
 十里ともほぼ合うことになる。李伯先氏は子
 城の周長を約七〇〇〇餘米、羅城東西を約三
 四〇〇米、子城北壁から羅城南壁までの南北
 最大長徑を約五九〇〇米とする。兩者の平均

る數値を比較すると、南北最大長徑に約一キ
 口の差がある。安藤氏の場合、子城と羅城北
 壁部分ほとんど未踏査で、二萬分の一航空
 圖による直線的矩形を推定するに止まつてい
 る。それに対して、李氏は近年の發掘調査で
 子城部分の構造が詳しく判明したのをふまへ
 ている。すなわち、子城の東壁及び北壁部分
 がやや複雑な屈曲線を呈し、子城は全體とし
 て變形のいびつな矩形となつてゐる。⁽²⁶⁾ として
 羅城南北長徑の推定値もより確度の高い値が

得らぬようになつた。従つてこの點は李
 伯先氏に従うべきである。ところて、口 夢溪
 補筆談口に言う南北長徑が十五里一一〇歩と
 やや長い點に關しては、安藤・李兩氏とも南
 門外への市街區發展と見なし、その部分を合
 めた距離と記したものとする點で同見解であ
 る。つまり南大街の南端、南門からさらに南
 へ一定距離の幅を考慮に入らぬわけである。
 確かに南門附近は長江から北進する大運河と
 揚州城が接する地區であり、水陸の往來の最

も激レかつたはずの地である。後述するよう

に、南郊の完全な陸地化、揚子縣の新設など

の諸要素と考之るならば、この附近における

城外市街地區化は十分に想定可能である。曰

嘉靖惟揚志曰、や萬曆・康熙・雍正の各曰揚州

府志曰所載の「宋三城圖・宋大城圖」には明

らかに南門外に後世の南關に相當する城壁の

大きな出張りが描かれてゐる。もろ論、こゝ

は宋城の場合であるが、唐城も後半期には同

様な状況が十分に考之らるゝのである。

考古學調査が不十分な東壁と南壁の位置推
 定に有力な手掛りを與之てくゝるゝが、五代
 末以後に再建された揚州城の城郭線である。
 後に述べるように、城内を南北に貫流する運
 河が埋塞したために、唐代後半に城外の南壁に
 沿つて東流し、東南角からさらに東壁沿いに
 北流する新たな運河が開鑿される。この新
 河道がその後にもそのまゝ繼承され、宋大城や
 民國期まで存した明城の東壁及び南壁の位置
 を規定してきたからである。既述の如く、宋

大城、明城は、地方志に圖として見えており、規模や構造はかなり具體的に知ることが出来る。とくに明城の城郭はごく最近まで存在したから、現在の揚州市の主だった地圖からも十分にトレース出来る。ともかくも唐城、羅城の東壁と南壁は、宋城、明城のそれと基本的に同一線上に求めることが出来るという點では大方の見方は一致している。(27)

以上のようには、文獻及び考古學的調査の結果に基づいて、唐揚州城の様子がほぼ明らかになり

存った。その基本形状は安藤氏「揚州遺蹟参
 攷圖」で大概が示されたと言ふ。耿鑒庭氏
 の示意图は安藤圖に據つたことを明記して
 いる。⁽²⁹⁾ 李伯先氏の「唐揚州城平面想像圖」は
 既述のように發掘成果に基づいて子城部分に
 大幅な修正が加へられ、また城内官河にか
 る後述の二十四橋の位置比定もほぼ當
 たり、復元圖としては二、三の問題點を
 含むもの。現時點では一應最も精度の高
 いものと言ふ。⁽²⁹⁾ 王昉、王庭槐氏の示意图は、宋

三城や明城をも同時に書き入れてはいるが、

やはり基本的には安藤・李氏圖を踏襲したも

のであることは一見して明らかである。⁽³⁰⁾ 紀仲

慶氏の「唐揚州子城羅城示意图」も基本的には

ほぼ同様であるが、西壁線にやや異なつた見方

とする。⁽³¹⁾ 以上の諸氏と大きく異なる唐揚州城

の形状を想定するものが朱江氏である。朱氏は

北、東、西三壁の位置については上記諸説と

ほぼ同じであるが、羅城南壁を大幅に北に引

き上げ、羅城南北距離を約一・三キロ、全周

を一二・ニキロという、東西に細長い羅城を
 想定する。⁽³²⁾レカレ、この朱説は、後述するよ
 うに、郊區の郷、里について誤った位置比定
 を行なった結果によるもので、認め難いもの
 である。

城郭復元の文獻的検討は安藤前掲書が詳細
 であり、ここでは重複する引用は極力避け、
 近年の考古學調査の成果を利用しつつ、李伯
 先氏の示意圖をベース・マップとし、いくつ
 かの問題點を修正して作成したのが後掲の「

唐揚州城復元圖である。

第三節 城内の復元

(1) 官 衙

子城は牙城とも呼ばれ、前半期の揚州大都

督府、後半期の淮南節度使府、そして言うま

でもなく州治の所在地區として、各種の官府

衙門が集中する所であつた。しかし、子城内

部の具體的なことはほとんど不明で、同時代
 文獻としてはいかにも元和郡縣圖志曰逸文
 に「廣陵、江都縣北四里に在り。州城は正に
 其の上に直る(34)」という記事あるいは曰入唐
 來法巡禮行記曰中の揚州城規模を記した前掲
 記事に續けて「開元寺より正北に揚府有り(35)
 と見える州衙門、即ち子城を示すもの曰廣
 陵妖亂志曰に言う子城内の「公廨邸、大廳(36)
 などが見い出せるのみである。後半期に各種
 の專賣法が實施さめはじめると、淮南の中心

揚州には當然のことながらいくつもの専賣税
 徴收、その他の専賣業務の専掌機關が設けら
 れる。鹽税徴收のための納権場、酒専賣を掌
 管する権麴場などがそれである。こゝには恐
 らく子城内に置かれたと思われ、具體的
 所在はやはり不明である。なお、口夢溪補筆
 談口卷三、廿四橋條にも「次いで東に、正に
 帥牙の南門に當る。下馬橋有り」(中略) 又た
 衙門下馬橋より直南に北三橋・中三橋・南三
 橋有り。九橋と號す」と見え、唐の子城が節

度使府で、かつ州衙門であることを明記して

いる。

(2) 橋

杜牧の詩に「二十四橋明月夜、玉人何處

をか吹簫を教う」⁽³⁸⁾、韋莊の詩に「二十四橋空

寂寂、綠楊摧折、する舊官河」⁽³⁹⁾などの句が見え

運河都市揚州なり、はの橋の多い風景がう

ためてゐる。この二十四橋に關しては、

夢溪補筆談に各橋の名稱と具體的な所在位

置が記されてゐる⁽⁴⁰⁾。二十四橋の城内への位置

No.

橋名	茶園橋 大明橋 (以上西壁外)	唐代文獻	安藤	藤	說 (42)	歌	說	李	說
西水門	太平廣記卷四六七 (43)	蜀岡上の茶園に因む 大明寺(平山堂)下	觀音山下	同上	同上	同上	同上	同上	同上
九曲橋	太平廣記卷二九〇 (44)	子城南門址下	俗稱相別橋、今 訛稱象鼻橋	同上	同上	同上	同上	同上	同上
下馬橋									

先三氏の比定を要約すると次のようになる。(41)
 所載の二十四橋、之して守藤、耿鑒庭、李伯
 唐代文獻に散見する橋名と、曰、夢溪補筆談曰
 る程度復えすることが可能と存るであらう。
 運河河道の流路、ひいては坊市の區劃をもあ
 と比定することによりて、城内の主要街路、

ノ

作坊橋		鐵佛寺前(相傳二十四橋故址)	
洗馬橋		鐵佛寺以南、現鳳凰橋以北 同右	
南橋	(以上宋大城北壁外)		
阿師橋	太平廣記卷一七、雲笈七籤卷一一三上 ⁽⁴⁵⁾	宋大城北門直北、柴河を南北に跨ぐ	今稱羅絲橋、 一九七一、楠木塚橋出土
周家橋		現小迎恩橋附近	
小市橋	(宋三城圖有)	現同名橋とほほ同位置、隋代小市有り	
廣濟橋		宋三城圖の迎恩橋	
新橋		現舊城北門奎橋附近	
開明橋	(宋三城圖有)	東關大街上、現同名橋とほほ同位置、 唐城西門大街・南門大街の交點	橋址仍存
顧家橋	太平廣記卷三五八 ⁽⁴⁶⁾ 三城圖有	現文津橋附近	橋址仍存
通泗橋	(宋三城圖有)	現同名橋とほほ同位置	橋址仍存
太平橋		同右	橋址仍存
利園橋		現新橋やや南	
南水門	(以下南壁外)		
萬歲橋	唐城南門直南		
清園橋	太平廣記卷一七 ⁽⁴⁷⁾	南門月城	
驛橋	(以下城內東北區)	城南廣陵驛前 ⁽⁴⁸⁾	現鳳凰橋やや北

參佐橋

太平廣記卷一五三、卷三五五⁽⁴⁹⁾

東壁外、東水門南⁽⁴⁸⁾

羅城東北隅、參佐門に因む⁽⁵⁰⁾

東水門

太平廣記卷三五五、入唐求法巡禮行記⁽⁵¹⁾

黃金壩附近

同上

(以下東壁外)

山光橋

宋史卷九七、河渠志⁽⁵²⁾

山光寺前

同上

南中・北三橋

太平廣記卷二九〇、通鑑卷二五七⁽⁵³⁾

同上、在灣頭鎮

一九七八年二月に揚州市西部の石塔寺附近

で、幅三一米の南北古河道に架かっていた古

遺址が發掘された。六列に並ぶ杭三三本が

残存し、それらによって橋幅七米、橋長三〇

米の五ア一子式木橋であることが判明した。⁽⁵⁴⁾

發掘地點から見て、沈括の言う南中北三橋の

南三橋の一であることはほぼ確實である。舟
 が通い、運河に架かるこの橋ですらこのよ
 うな規模を有していたのであるから、官河に
 架かる二十四橋はさらに大規模な橋であつた
 と想像される。

羅城を南北に貫流する官河に架かる城内橋
 は、洗馬橋から利園橋までの十一橋で、阿師
 橋のみは南北方向に架かる他、すべて東西方
 向に架かる橋である。従つて、羅城内に少な
 くとも十一乃至十二の東西街路がほぼ平行し

て走っていったことが推定出来る。西側の南中
 北三橋の計九橋も恐らくこの街路上の橋であ
 ろうと思われ。

上記の他、城外橋ではあるが、禪智寺橋と
 槐家橋が有名である。禪智寺橋は前掲張祐詩
 に言う月明橋である。蜀岡上の禪智寺南面に

東水門から東西流する運河に架かるもので、
 羅城東壁、つまり東水門から三里という具體

的距離もわかる。槐家橋は城北郊の雷塘から

東流して運河に流れ込む槐泗河（淮子河）に

ろ

架かる橋で、⁽⁵⁶⁾揚州府の北、邵伯鎮、高郵縣へ

至る主要街道上にある。⁽⁵⁷⁾現在も槐泗橋ある

いは槐子橋という地名として残り、正確な位

置比定が出来る。

(3) 城門

羅城の城門名で判明するものは、参佐門、南

門である間門、西門、開化門、そして西水門

東水門、南水門である。参佐門は、参佐橋

との關連で既述したように、守藤氏が東壁外

とするのは、^ロ夢溪補筆談^ロの誤讀による見當

導^二で、東北隅の羅城北門とする取氏、李氏
 の説が⁵⁷當である。槐家橋を経て高郵縣方面
 に至る街道の起點である。⁽⁵⁸⁾南門は閶門と呼ば
 れ、南壁中央やや西寄りの南水門と並ぶ位置
 にほぼ比定出来る。⁽⁵⁹⁾羅城内を南北に貫流する
 官河に沿った南北大街の正門である。西門は
 唐代文獻にその名を見出し得ないが、現
 地の實地踏査で安藤氏が唐城西壁推定線上の
 明瞭な門址と認めら⁽⁶⁰⁾れた現雙橋附近こ^二う比
 定に従^一つておく。この地點から東へ一直線に

伸びる街路を想定すると、開明橋が官河を跨
 ぐ地点をちようど通ることになる。さらに東
 壁との交點に東門を想定することも出来よう
 。この東門想定點は現東關とうま⁽⁶¹⁾く一致する
 。開化門は出ま⁽⁶¹⁾いお東塘に至る⁽⁶¹⁾のであるか
 ら、東壁に穿たれた門であることは明らかで
 あるが、東壁ほどの位置であるかは不明であ
 る。上記の開明橋を通る東西大街の東門に當
 るものであるかも知れない。西水門、東水門
 南水門は、それぞ⁽⁶¹⁾れ運河の城⁽⁶¹⁾内への入口で

あり、西水門は後述のよう、貞元四年（七
八八）の杜亞による西南郊よりの導水渠建設
時に造らしたものである。

子城の門としては、曰夢溪補筆談曰に云う

下馬橋と相對する南門の存在が知られる。そ

の他、子城の所謂「十字街」の東西街兩端に

相當する地に現在も東華門、西華門という地

名が残ると云う。(62) 隋唐の長安、洛陽城の宮城

内主要スポットの東西門と東華門（日華門）、

西華門（月華門）と稱したから。(63) 唐代揚州子

城の東西門もかく名附けられたことは十分
考之られる。

(4) 寺院

圓仁は揚州城内の寺院数を「揚府裏僧尼

寺四十門」其揚府中四十餘寺」と記録して

いる。彼の關心のあり方から考えてこの數

字はかなり確度の高いものと言ふ。唐人の

詩文に續高僧傳や宋高僧傳、太平廣

記などの野史小説類、墓誌銘、そして

唐求法巡禮行記や東征傳などから唐代

揚州城内の寺院を捨つてみると、孝感寺、安

樂寺、慧(惠)照寺(木蘭院、禪林院)、律師

院、法雲寺(謝寺、天王院)、政勝寺、東市塔

決定寺、崇福寺、延光寺、靈巖寺、白馬寺

止觀寺、禪衆寺、永福寺、華林寺、皇興寺

開善寺、寶田寺、白塔寺(七層木浮圖)

興雲寺、慶雲寺、靈居寺、無量義寺、嵩山院

大聽寺、長生禪寺、鎮國禪院、慧日道場(

隋代)長樂寺、大雲寺、龍興寺(經律院、法

花院、別院、觀音院、羅漢院、彌陀院、山子

院) 開元寺の三三箇寺を數之ることが出来
 る。大寺に附屬する某寺某院の類ハが混入し
 てゐるかも知れぬ。また大雲寺や龍興寺の如
 く、唐代三百年の間に寺名が變更されてゐる
 ものも恐らくあるはずで、上記の檢索し得た
 三三箇寺のうち、實數はやや少なくなるとは
 である。さて、こゝら寺名が判名した寺院に
 ついて、城内の所在地はと言へば、殘念だが
 らほとんが不詳である。位置比定がある程
 度可能なものは以下の如くごく一部にすぎない

一九八〇年六月、揚州西區の揚州師院建設

現場から開成元年（八三六）銘のある「大唐

揚州惠照寺新修佛殿志」に殘碑が發見された。

この碑に「惠照寺は揚の外城の内に在り、揚

の理所の午未に當る」と見え、出土地點が子

城内揚州州治のちトウど午未方向、つまり南

西三十度に相當することから、惠照寺の位置

はこの殘碑出土地點であることが確定された。⁽⁶⁵⁾

崇福寺は羅城内官河西岸あたりに漢然

たる位置が推定出来るに止まる⁽⁶⁶⁾。白塔寺は隋
 の仁壽年間(七層の木浮圖)が建てられた寺院
 で、唐初には李善が^口文選注^口を著した場所
 としても有名であるが、所在地は全く不明で
 ある。^口東征傳^口に見える興雲寺は地方志類
 に「儀徵縣西四十里方山上⁽⁶⁷⁾に在ると言うか
 ら、除外すべきかも知れない。無量義寺は圓
⁽⁶⁸⁾仁が「開え寺より河を距てて西に在ると記
 すのみで、開え寺の所在地が明確にならな
 と如何ともし難い。嵩山院は城内同軌坊にあ

った⁽⁶⁹⁾ 大聽寺は、隋の開皇十一年（五九一）

晉王廣 すなわち後の煬帝が天台智顛から菩

薩戒を授けられた寺であるが⁽⁷⁰⁾ やはり所在地

は不明である。長生禪寺は江陽縣道化坊にあり

った⁽⁷¹⁾ 鎮國禪院は太平倉の地に建つた寺

院で、唐末頃には五層の塔も存在したといふ⁽⁷²⁾

太平倉が具體的にいかなる倉庫なのか不明

であるが、太平橋に近しい官河沿いの地に置か

れた漕運関係の施設と考えてよからう。また

後述の如く、江都縣に太平坊が存在するから

鎮國禪院の所在地は太平橋に近鄰する官河西岸の地に比定出來よう。

問題を合むのは、長樂・大雲・龍興・開元の四寺である。武周期から玄宗期にかけて、全國諸州の中心寺院名が何度か一律に改稱されることは周知のことであり、そのおのの改稱寺院名が大雲、龍興、開元寺なのである。ところが揚州のこゝら寺院名が見える文献の時期、あるいは所在地などから、上記四寺を同一寺と見るか、あるいは二寺と見るか

で、大きく見解が異なっている。同一寺説を

主張するものは、耽羅國氏で、陳代の長樂寺が隋

開皇九年（五八九）に長樂道場と、唐天授元

年（六九〇）に大雲寺と、神龍元年（七〇五

）に中興寺、次に龍興寺と、開元二十六年

（七三八）に開元寺と改稱されたものとする

。そして耽羅氏はその所在を羅城東北隅附近に

比定する。⁽³⁾ 小野勝年氏も一寺説で、その比定

位置は、⁽⁴⁾ 耽羅説に近しい。一方、二寺説を主張

するものは、安藤氏で、長樂、大雲、開元寺は同

一寺であるが、龍興寺は全くの別寺であると
 する。是レの開元寺を東門外運河對岸の北の
 高橋南附近、つまり羅城東壁外に比定し、龍
 興寺を柴河以北、蜀岡以南、保障河以西、念
 四橋以東、つまり羅城内西北區に比定する。⁽²⁵⁾
 ところで、一九七五年以來、唐羅城西壁中央
 部のやや内側に相當する現揚州師院建設現場
 から大規模な唐代寺院址が發見された。發掘
 報告によると、一九七三年發見の長安左街新
 昌坊の青龍寺址よりもさらに廣い寺域を有し

ていたことが推定さへるといふ。そしてこの
 寺址と龍興寺に比定する説が出さへた。(66) 安藤
 氏の比定位置とは柴河を距てて南に存るが、
 比較的近い位置にあり、安藤二寺説及び龍興
 寺位置比定に有力な物的證據となるかと思へ
 ぬ。しかし、既述のよう、一九八〇年に
 同寺院址から惠照寺殘碑が新たに出土したこ
 とによつて、龍興寺の位置及び二寺説は再考
 を餘儀なくさへることになった。一寺説ニ
 寺説は上記の通りであるが、唐末に大雲寺が

存した記事があり、大雲、龍興、開元寺をそ
 り以て別寺と見なす三寺説も成り立ち得るよ
 うに思われる。

次に城外近郊の寺院を擧げておこう。博

極靈寺は塔で有名な寺院で、唐詩に「ほレ

讀まいている。西靈寺と記さる場合もあ

る。後に大明寺と改稱さる。二十四橋の一

である大明橋は本寺に因なむこと既述の通り

である。従つてその位置は西水門外北の蜀岡

上、宋代に歐陽修の別墅である平山堂が建て

らぬる地である。禪智寺、山光寺も唐詩に頻

見する郊外の寺院で、先掲張祜詩は最も有名

である。禪智寺は隋煬帝の故宮と傳之らぬ

權徳輿、杜牧、羅隱らの詩にも讀まぬてゐる

。圓仁は二度にわたって禪智寺に言及してお

り、開成三年七月二十五日條では「(禪智)

橋の北に禪智寺あり。(中略)橋より西に行く

こと三里にして揚州府あり」と記し、ほぼ正

確な位置が判明する。またその所在地が江陽

縣弦歌里に屬してゐたことも墓誌銘によつて

知られる⁽⁷⁸⁾。山光寺は、東郊の運河が東流から
 北流に轉ずる灣頭鎮にあつた⁽⁷⁹⁾。その他、揚州
 城西南八十里の白沙鎮には、城郊の同名寺院
 と區別して白沙大雲寺と呼ばれる寺院があつ
 た⁽⁸⁰⁾。南郊の揚子亭（恐らくは揚子縣城内）に
 は、既濟寺があつた⁽⁸¹⁾。隋煬帝がかつて臨江宮を
 置いた地であると言ふ。揚州西寺は、仁壽舎
 利舎が建てられた全國百十一箇寺の一として
 有名ではあるが、所在地は不明である⁽⁸²⁾。

(5) 道

觀

全國諸州の主要佛寺が開元寺と改稱された

直後の天寶二年（七四三）、やはり諸州の主

要道觀が一律に紫極宮と改稱される。⁽⁹³⁾揚州に

も紫極宮があったことは確認出来るが⁽⁹⁴⁾その

所在地は判らない。唐末の激しい攻防戦で破

壊されたらしく、楊行密が再建している。⁽⁹⁵⁾ま

た玄宗期の高名な茅山派の道士李含光の表

奏文に廣陵郡大唐廣業大龍興觀の名が見える

この龍興觀は先に言及した佛寺の改稱後

から考えて天寶二年の紫極宮への改稱前の

道觀名、つまり龍興觀と紫極宮は同一道觀で

ある可能性がある。(6) その他、名稱の知られる

ものに通真觀、希玄觀、雲陽觀、慶林觀、精

舍館、女冠觀(88)の福習館、齊郷館、上善館(87)、そ

して仙宮觀がある。なお、道觀に類するもの

として后土廟があり、城内の所在地もほぼ比

定可能である。

(6) 坊市

墓誌銘等から坊名を拾うと、羅城西半の江

都縣所屬の坊として、太平坊(里)、贊賢坊(

里) 來鳳坊(里) 會同坊 通閭坊 馴翟坊

どが見、出せる。このうち 太平坊は太平橋

及び太平倉に近鄰する地であることは自ずと

明らかである外は、城内の何處かは不明であ

る。東半の江陽縣に屬す坊には、瑞芝坊(里

) 臨灣坊 弦歌坊(里) 崇儒坊 孝儒坊 仁

風坊(里) 布政坊 慶年坊 道仁坊 清平坊

道化坊 延喜坊(里) 集賢坊(里) 德政坊

(里) の存在を確認出来る。このうち 臨灣

坊は灣頭鎮附近、弦歌坊は既述の如く禪智寺

を含む蜀岡東部附近 道化坊は東水門外附近
 であつて ともに羅城外の東郊である。この
 ことから、長安や洛陽の如く 城内を坊 城
 外を里と呼稱する截然たる區別があるのと異
 なり、揚州城外の東に伸びる十里長街に沿つ
 て坊が置かれていたとする説が提示されてい
 る。⁽⁹⁰⁾ しかし、兩京にあつても坊と里を混稱す
 ることは必ずしも珍らしくないことではな
 い。揚州の場合でも上記の城内外諸坊の多
 くが里として見えてゐるのであつて、制度上
 の名稱と

慣用呼稱が並存しているに過ぎないと考ふる

べきである。その他、所屬縣不明のものとし

て同軌坊(91)、宣平坊(92)がある。

次に市について、揚都大市(93)、揚州市(94)

、廣陵市(95)、江都縣市(96)などとして見ざる

。江都縣市があるからには、當然、江陽縣市も

存在したはずである。寺院に關して東市塔を

擧げたが、これは東市のそばの寺塔であろう

。だとすれば、江陽縣市が東市、江都縣市が

西市と呼ばれてきたものと考之られる。それ

らの所在地は羅城内の何處か不明であるが、
 城内官河、あるいはその支渠に沿った地にあ
 ったと思われ。ところを「揚州市」は大
 和八年（八三四）十月と開成四年（八三九）
 十二月の二度にわたって大火にみまわれ、そ
 めに民家數千が焼失している。⁽⁹⁷⁾被災民家數
 千とあるが、全てが市中のものではなからう
 恐らく市中に發した火災が廣がって、市外
 の周邊民家にまで及んだものであろう。それ
 にしても、唐代後半期の「揚州市」の規模の

大きさはそのにきぬいとうかかぬせると十分
である。

その他、鑄錢工房が集中する錢坊があつた。(98)

天寶期の全國九十九鑪のうち、揚州には十

鑪が置かれてゐる。毎鑪三十人の工匠が屬す

ことになつてゐるから、揚州には最底三百人

の工匠がいた譯である。(99) 工匠以外の未熟練工

を合めれば、鑄錢關係だけでも多數の技術者

と認められる。揚州市の現西門外雙橋附

一九七五年以來、揚州市の現西門外雙橋附

近掃垢山北側一帯で發掘が續けられてゐる工
 房址は、一、五九〇平方メートルにも達し、全
 域は一萬平方メートル以上と推定されてゐる。廣
 さは、數箇所の埴築爐と鑛滓、井戸や大型
 甕が確認されてゐる。各種生産工具や陶磁器等
 が多數出土した。その位置は唐羅城西壁から約
 六〇〇メートル南壁から約一、四〇〇メートル
 南の地に相當し、西運河（市河）に至近であ
 るとともに、北山ぶかの所を東西大街が走
 っている。工房の城内立地として注目すべきで

ある。

第四節 郊區の郷・里・村

最初に述べたように、揚州附郭の縣は江都

・江陽の二縣である。その後、江岸線の南移

によつて、南郊の揚子鎮が縣に昇格する。本

節では、この三縣の郊區について検討するこ

とにした。

(1) 江都縣

江都縣の縣域は、次項江陽縣で詳述するよ
 うに、羅城内ほほ中央を南北流し、北部で東
 屈して東水門を出で、禪智寺橋、山光橋を經
 て灣頭鎮に至る官河（合瀆渠）以西、以北の
 地である。⁽¹⁰¹⁾ 江都縣治は子城正南四里、合瀆渠
 西二里にあった。⁽¹⁰²⁾ 郊區の鄉數は、敦煌發見の
 天寶初年のものもいと推定さる。地志殘卷に⁽¹⁰³⁾
 二十八鄉と言ひ、太平寰宇記には二十鄉
 とする。この食、遺、は郷の廢置併合の時期
 的な變動算に因ると考之らるが、ここには

歸義鄉		興寧鄉		興寧鄉		興寧鄉		鄉	名稱が判るのは次表の通りである。	詳論しな。江都縣管下の郷・里・村でその
蜀岡里		(都城西北)		趙野里		建義里莊		里		
		馬坊村				袁野(村)		村		
范陽湯氏夫人權		楊吳太原王公墓誌		高思温墓誌		楊吳尋陽公主墓誌		所載墓誌等		
會昌3		大(九三五)		乾符3		順義(九二七)		時期		
一九五七出土 ⁽⁹⁵⁾	江蘇通志稿金石7 ⁽¹⁰⁴⁾	民國江都縣續志15	唐文拾遺 67	光緒江都縣續志20下	畫册録等	金石續編12、揚州		出典・出土地(年)		

兩京郊區に比して出土墓誌等が決定的に少	由		章臺郷				永豐郷	新寧郷	
	が		鳴琴里	之原	來鳳坊里	善膺里	(城西北)		
	五郷	(之北地)	(禪智寺)				五柞村		
	が	墓誌	崔公夫人王氏		鄧瑫墓誌	鄭永墓誌	陸公夫人宋氏墓誌		厝記文
	確認出來								
	存		元和14		咸通6	大中4	元和3	楊貞期	
は	誌80	千曲精廬藏唐墓	廣陵冢墓遺文 16b (107)	同右 15	同右 15	民國江都縣續志 15	太平廣記 401 (106)		
係									
之									
本									

いことに因る。以下の江陽、揚子縣に關して
 も全く事情は同じである。興寧郷と歸義郷は
 大まかな位置比定が可能なこと、注記した通
 りである。永豐郷は城の西北、章臺郷は禪智
 寺の北という漢然とした位置方向が判るのみ
 である。

(2) 江陽縣

曰 太平寰宇記 卷一三 揚州廣陵縣條に

本と漢の江都縣の地なり。(中略) 隋の初

改めて江陽縣と爲す。(中略) 隋末廢せら

併せて江都縣に入る。唐の貞觀十八年、長史李操奏して、合瀆渠以東の九郷を割きて復た立つ。⁽¹⁰⁹⁾と見え、隋末に揚州附郭は江都一縣にまとめられたものが、貞觀十八年(六四四)に再び合瀆渠を境にして、城内東半及び東郊九郷を江陽縣として分置したことが知られる。その縣域は、西は上記の如く合瀆渠、つまり官河を境とし、南は揚子縣設置以前には江岸に至る。北は墓誌等記載の江陽縣管下の郷里を

手掛りに、禪智寺の立地する蜀岡東南附近を
 も含むことは確實であるが、江都縣との明確
 な區界は確定出来ない。東は城東三十里の張
 綱溝で海陵縣と接する。⁽¹⁰⁹⁾
 江陽縣治は、先に言及したように、后土廟
 すなわち後世の蕃釐觀の存する位置である
 官河以東のまさしく江陽縣管下であり、開
 明橋を通る東西大街に南面する羅城内の一巾
 心にふさめしい地である。
 郊區の郷數は、貞觀十八年の江都縣からの

	嘉寧鄉		嘉寧鄉	鄉	稱が判るのは次表の通りである。	郷とする。 江陽縣管下の郷・里・村をその名	卷には一七郷と云い、 裏宇記には二十五	な増加が認められる。 敦煌出土の「地志」に殘	分置時點で九郷であつたのが、 中期には大幅
	北			里					
平原	五年之		五年村	村					
氏墓誌	陳少公母蔣		韋署墓誌	所載墓誌等					
	開成5		長慶元	時期					
廣陵冢墓遺文 112	八瓊室金石補正 73 民國續志 5		集刊3卷末所載	出典、出土地(年)					
			一九五一出土 (110)						

No.

	仁善鄉	江津鄉	江津鄉			嘉禾鄉	嘉寧鄉		(蕪城之東隅)
	(蕪城之東)		金□里			(江陽城東)	陸遊里		
		閣村			嘉禾村	育賢村			五卅原野
氏墓誌	來君夫人田	高誠墓誌	盧弼墓誌	本智塔銘	長生禪寺僧	張行密墓誌	何允墓誌		張玘墓誌
	貞元 13	大和 4	咸通 7		乾元 2	貞觀 16	大和 元		開成 3
	匄齋藏石記 28	廣陵冢墓遺文 82	新出、集刊3卷末		同右	民國續志 15 (112)	廣陵冢墓遺文 76	集刊3卷末 (111)	新出、

	堂邑鄉			城東)	江陽縣				仁善鄉
	(所屬縣不明)		茱萸里 ⁽¹¹⁵⁾		道化坊里)			弦歌里	千秋里
						舍		禪智精	弦歌坊
表	陳融先生墓貞元5	場慧覺傳	江都慧日道	氏墓誌	蔡君夫人張			項墓誌	李彥崇墓誌
					乾符5			廣明2	開成元
	呂叔和文集7	(T 50 516 c)	續高僧傳12		同右18 a (114)			廣陵冢墓遺文20 a	同右32 廣陵冢墓遺文(113) 9 a 民國續志15

嘉寧 嘉禾 江津 仁善 堂邑の五郷が確

認出來たに過ぎないが⁽¹¹⁶⁾ 堂邑郷を除き 他

四郷のおよその所在地は、新出墓誌の正確な

出土地點が明らかであることから比定可能で

ある。

(3) 揚子縣

揚子縣は、煬帝が大規模な江都宮を蜀岡上

の子城北側を中心に造営した際、離宮の一つ

として臨江宮が造られた地である。⁽¹¹⁷⁾ 離宮名が

示すように、當時は瀕江の地であった。少

くとともに唐初には揚州南面の運河要衝として
 鎮が置かれていたことは確認出来る。その後
 の急速な江岸線南移と揚州の人口増、そして
 江北運河への入口として重要な度が増大した
 結果、鎮から縣に昇格される。旧志に「
 永淳元年（六八二）江都縣を分ちて置く、
 新志に「永淳元年江都を析きて置く、
 とあるが、唐會要卷七一州縣改置下條の
 みが「揚子縣開耀元年（六八一）正月十二
 日揚子鎮を廢して縣と爲し、來屬す」と記

す。昇格年次の一年の差異はともかく、
會

要口に見える。『來屬』の語は看過できな
い問

題を含んでいゝ。何故なら、
大暦年間（七

六六―七九）以前には揚子縣のすぐ南西、
江

北岸の瓜洲の地は江南潤州に屬して、
いた(69)後

述の如く、瓜洲はもと江中の巨大な砂洲で、

江北岸と接續して陸地化してしまつたに
もか

かわらぬ。この時期まで揚州に屬さな
かつた

のである。従つて瓜洲の北東の揚子の

地も永淳元年ないし開耀元年の縣への昇格

までは江南潤州管下であつたことと示唆する
 のが「來屬」の語であると考えられるからで
 ある⁽¹²⁰⁾。

揚子縣がとりわけ重視されるようになるの
 は、廣徳元年（七六四）の鹽鐵轉運使劉晏に
 よる有名な漕運改革によつてである。この時
 從來は黄河との交點河陰にまで至つていた
 江南漕船は、漕運効率を高めるために、
 揚子縣で江北運河用の別の漕船に積み換へる
 ことに存つた。そのために揚子縣には轉運使

の巡院（揚子院）が置かれ、他地区の巡院より高位の留後職が特別に掌管したのである。⁽¹²¹⁾
 またこの時、劉晏は揚子縣に官運専用の造船場十所を設けており、⁽¹²²⁾貯藏倉庫その他、漕運関係の諸施設も少なからず造られた。揚州の外港として、地位が確立するのである。
 揚州に設置された官營鑄錢工場十鑪を專掌する廣陵監、丹陽監とともに揚子縣城内に置かれていたことからして、⁽¹²³⁾十鑪中の數金は揚子縣にあつたと考之てよからう。また市の存

在も知られる。(24) このように、揚子縣は江岸線
 南移により、揚州城と長江との距離が大きく
 なるに伴い、江北運河の入口として重要度を
 増し、従前には揚州城に集中していたに都市機
 能の一部を擔うことになる。
 唐末、黃巢の亂最中の廣明元年（八八〇）、
 揚子縣の巡院留後はさらに昇格さめて發運使
 となる。(25) その後、南唐期に永貞縣と改稱さ
 れ、宋代には建安軍、眞州の附郭縣を揚子縣と
 なし、永貞縣はその屬縣となる。従って唐代

揚子縣とは縣治を異にするだけなく、縣域も大幅に變動する。唐代揚子縣城の位置に關しては、現在のところ考古學上の手掛りは全く無く、文獻に頼らざるを得ないが、諸書の言うところに異同があり、宋代眞州附郭の揚子縣と混同さめてゐることか少なくなつて注意を要する。揚州城南約五キロの揚子橋(126)三叉河附近に比定するものが妥當であらう。さて揚子縣郊區の郷數は敦煌出土の「地志」殘卷に十郷と云い、曰太平寰宇記曰に

十六郷と云う。揚子縣管下の郷・里・村名の
判明するものは次表の通りである。

郷	里	村	所載墓誌等	時期	出典・出土地(年)
曲江郷		五乍村	徐君劉氏夫人 合祔墓誌	大和 8	江蘇通志稿金石志 5
曲江郷	東	五乍村	清河張君墓誌	元和 5	池田溫論文 ⁽²⁷⁾
江濱郷	風亭里	白社村	閻夫人萬氏墓誌	大中 6	朱江「唐揚州揚子縣考」 ⁽²⁸⁾
揚子縣	風亭坊		駱潛墓誌	中和 5	金石續編 11
揚子縣西	風亭坊		解少郷墓誌	大和 9	集刊 3 卷末
廣化後江郷	(永貞縣)		解君夫人蔡氏墓誌	大中 4	同右 揚子橋附近出土
揚子縣北		徐氏村	太原王夫人墓誌	南唐 保大 4 (九四七) 唐末	同右 同右出土

曲江郷と江濱郷は墓誌の出土地點等から

およその所在を比定することが可能である。

また南唐期の廣化後江郷は所在は不明であ

るが宋代の江漢郷後江村と同地であらう。(129)

以上から揚子縣と江陽縣との界は大體判明

する。また南界は江中の瓜洲が北岸と接續

して陸地と化した後もその地は江南潤州に屬

し大曆年間に至つてようやく揚州所管とさ

れた。(130) すなわち揚子縣域がこの時になつて

初めて江岸にまで及ぶのである。ただ西北の

江都縣との界は不明確なまま残る。

江都・江陽・揚子三縣郊區の郷・里・村の

復元を試みたが郷名等の判明するものは現在

のところわけがある。今後の墓誌類の出土
 に待つ所が大である。ところで、この三縣の
 判明した郷名と、宋以降のそれとを比較して
 みると、ほとんど名稱上の連続が認められる
 い。逆に宋・元・明代の郷名は明らかに連続
 性を示している。(91)つまり唐宋間に明確な断絶
 が存するのであって、一般論としてよく言及
 される郷村編成上の理念が大きく変化してい
 ることを、揚州の地において確認出来るので
 ある。

第五節

江岸線南移と新運河

唐代の揚州は、運河との關係を無視しては
 語れない。しかし、江北運河の入口に當る揚
 州は、唐代においては長江から揚州城に至る
 運河路の維持に大きな問題を抱えていた。こ
 れは、その附近の江流の方向、地質
 地形、そして海潮の海口よりの逆流などに
 よって、潤州鎮江の位置する長江南岸線は比
 較的安定してゐるのに對して、揚州側、つま

リ北岸線ははなはだ不安定であることが最大
 の原因である。
 揚子の地は、隋代に臨江宮が造営されたこ
 とからも知られるように、隋から唐初にかけ
 ては、長江の江岸に瀕する地であった。この
 時期の北岸線は、揚子（現三叉河）、施家橋
 小江を結ぶ線と推定され、⁽³²⁾ 従って江幅も現
 在よりはるかに大きく四十里以上あった。⁽³³⁾ 運
 河は、この揚子附近から北行して揚州城南水
 門で城内に入る。そして羅城内ほぼ中央をさ

らに北行し、北部で東屈し、東水門より城外
 に出る。東行する運河は禪智寺橋、山光灣を
 經て臨灣（灣頭、茱萸灣）に至り、ここを北
 折す。邵伯堰を經て高郵縣、寶應縣、そ
 して楚州に至って淮水と合する大運河幹線ル
 ートである。一方、臨灣から東に向えば海陵
 縣を經て海に達する。所謂運鹽河であつて、
 九世紀に圓仁が入唐して最初に利用したのが
 この運鹽河ルートである。狭義には城内運
 河を官河あるいは合瀆河（渠）と稱したが、

官河の呼稱は揚子から臨灣附近まで、さらに
 は高郵縣附近をも含む。揚州域全ての謂とし
 ても用いられることがある。⁽³⁴⁾ 城汶運河は、と
 りわけ低水位のために、常に通漕上への不便
 が問題となった。早くは貞觀十八年（六四四
 ）揚州長史李襲譽が城東北十里の雷塘（陂
 ）から水を引くために渠をつくってゐる。⁽³⁵⁾ こ
 の時の主目的は農田開発にあるが、城汶運河
 の水量増加も同時に意圖したものであつたろ
 うと思われぬ。

開元二十六年（七三八）潤州刺史、江南東

道探訪處置使齊澣は、江の北岸瓜洲浦より北

のかた揚子縣に至る二十五里に及ぶ伊婁河と

呼ぶは、新運河を開鑿した。⁽³⁶⁾江南運河は潤州

で江に至り、ここから渡江して江北運河に入

るのであるが、この時以前には、江中に形成

された巨大な砂洲である瓜洲を大きく西に迂

迴して渡江せねばならなかつた。瓜洲は江中

のほとりは、ただ北に偏した位置に發達したため

北岸との間は狭い夾江となり、遂には接續

して完全な陸地と化してしまつた。そのため
 に、揚子縣の江北運河入口附近が閉塞して通
 漕に利用出來なくなり、上流の白沙方面から
 入るルートがとらへることとなつた。これが
 潤州からの渡江に大迂迴を餘儀なくさせた主
 因である。そして大迂迴を要する渡江中での
 風波等による水損事故の多發のため、大量の
 漕運米が損害を受けることになつた。このよ
 うな大幅な江岸線の南移に對處するため、
 新たな運河路を陸地化した瓜洲上に開鑿した

のが伊婁河である。この結果、従前には渡江
 に大きく迂迴して六十里を要したのが、渡江
 距離は二十里に短縮されて北岸瓜洲浦に至り
 瓜洲浦から二十五里の伊婁河を通つて揚子
 縣に達することが出来るようになった。とこ
 ろで、江北岸の新運河開鑿工事を江南の潤州
 刺史が行なつていゝるのは、既述のようにな、瓜
 洲が江中の洲であつた唐初以來、その地は江
 南潤州の所管であり、北岸と接続後も依然と
 して従前のままの行政區劃が行なわれてゐる

からである。(38) この地が揚州所管に移さるの
 は、この時よりさらに二十年後の大暦年間を
 待たぬばならなかつた。伊婁河は新河とも呼
 ばれ、江南から揚州に至る運河交通は大きく
 改善されたのである。二十五年後の劉晏によ
 る漕運改革の大事業も、この伊婁河開通に貢
 っている所が少なくない。
 次に海潮が運河に及ぼす影響をみてみよう。
 開元以前には、海潮が海口部より長江を逆
 流溯上して運河にも流入していた。城内官河

は言うに及ばず、茱萸灣（灣頭）を経て、城
 東北四十里の邵伯堰にまで達したと言う。そ
 のため、城内官河の水量が増えて通漕に大い
 に利したのである。ところが、大曆以後に存
 ると、まほや城内官河にも達しなくなり、た
 だでさ之水量不足に悩む城内官河は、機能(49)を
 著しく低下することになった。長江海口部の
 東進によって揚州附近までの距離が増大し海
 潮逆流の勢力を弱めたこと、瓜洲の巨大化、
 さらに陸地化が海潮逆流を阻害しその勢力

を大幅に減殺したこと、さらに城内官河兩岸
 に商賣算人戸が密集して過密化現象を生み、
 大量の生活廢棄物が不法投棄されることによ
 って河底が著しく上昇をきたしたことが
 原因である。そのために、城内官河は腐臭を
 放つ停滯した泥水と化し、臭氣にあたって病
 人が出る程の事態となつた。そこで、貞元四
 年（七八八）、淮南節度觀察使杜亞は、城西
 十五里の愛敬陂、城西南三十五里の句城湖な
 どの水利用池の水を蜀岡麓まで引き、西壁に

ノ

新たに西門を開いて城内官河に導水した。こ

れによつて官河の水量は増し、大船も通行す

ることゝ再び可能となつた。⁽¹⁴¹⁾この時に杜亞に

よつて新たに開かれた西門とは、⁽¹⁴²⁾口 夢溪補筆

談に云う西水門のことと思われ。元來

城内官河は水量不足に悩み、すでに唐初より

西郊の愛敬陂等の水を官河減水期に引いて

通船可能水位の維持が圖らへていた。貞觀十

八年の李襲譽による雷塘からの引水も、單に

溉田のためだけではなく、官河水位の維持が

もう一つの目的であつたろうこと、先に示唆
 した通りである。しかし、地形の問題や不完
 全な工事のため、こゝから導水渠はすぐに埋塞
 して長期的利用に耐えず、しばしば浚泄等の
 労を要した。杜亞による今回の工事は、こゝ
 から李襲譽以來の不完全な西郊導水渠を利用し
 つつ、河床を深く掘り下げたり隄防を強固に
 するなどの十分な手を加之、常時の導水を可
 能にしたものである。しかし、水を常に引く
 ことには成功したものの、逆に流水量の調節

が不十分で、河床が數丈高い運河からもつは
 ら北流して淮水方面に無駄に水を失う結果と
 なった。そこで、元和三、五年（一八〇一
 〇）淮南節度使李吉甫が平津堰を設け、よう
 やく一定の水量調節が出来るようになった。⁽⁴³⁾
 このように、揚州附近の運河は、通漕機能
 を維持するために度重なる努力が行われて
 いる。城内官河兩岸の人口の密集情況は、す
 べてに觸れたように、興元初年（七八四）段階
 で問題となっており、この附近の過密化は年

を追って激しくなり、水量維持のみならず

尨大な生活廢棄物の堆積が絶えざる河床上昇

をもたらし、改浚等の工事はきめめて困難を

事態となってきた。そこで城内官河を漕運路

として利用することを事實上断念し、城外に

新たに漕運用運河が開鑿されることになる。

寶曆二年（八二六）鹽鐵轉運使王播の建議に

よる城外を繞る新運河建設がそれである。

の新運河は揚州羅城の南門に當る閘門のや

や南古七里港を起點とし、南壁沿いに東流

し、羅城東南角で北に方向を轉いて、東壁沿

いに北流する。東水門外で城內より東出する

舊官河と合し、ここからは從來の官河河道を

そのまま利用して東流し、禪智寺橋に至る。

全長十九里に及ぶ大工事であつた。要するに

こゝだけの大規模な新運河を建設せざるを

得なかつたのは、城內の過密化、つまり揚州

の繁榮による城內人口の増大という事實が背

景に存在することと決して無關係ではなから

う。(45) ところだが、この新運河が建設さへてお

か十年後の開成二年（八三七）夏に當時は

旱魃にみまぬれ、揚州運河が涸渇する事

態が生じている。揚州運河といふのは、

寶曆二年の城外を繞る新運河を含めて、揚州

附近の運河全般を指すものであろうが、揚州

附近における運河の水量維持が、長江を背後

に有し存がら、存おかつ、いかに困難であら

たかと物語るであらう。とくに旱魃時における

る運河涸渇の因として、自然的な氣象條件だ

けぶなく、人為的なものも重大な因と考之ぬ

ばならな^いであらう。すなわち、農田水利用

の不法な取水は旱魃時にはとりわけ増大した

はずであるし、さらに大都市にふくみ上った

揚州城内外でのあらゆる都市用水の私的取水

も尠大な量に上ったと推定されるからである

。このように、この時の運河涸渇の背景に、

唐代後半期における揚州の都市としての大發

展という歴史的情勢が存在していることを強

調しておきたい。

ところで、寶曆二年の新運河河道に關して

是説を主張するものが紀仲慶氏である。紀説で

は、羅城西壁を直線構造ではなく屈曲したも

のと見なし、屈曲部分に南に向か、て開か

たのが閘門であるとする。従つて新運河の起

点である閘門南七里港は、揚州城全體からす

れば西郊の地に比定さ、新運河はこの附近

から城内に入り、羅城内の宋大城北壁線外側

に平行して東西に横断する河道であると想定

する。既に指摘したように、紀説には明らか

な史料操作上の誤りがある、成り立ち得ない

が、再度言及するのは、唐代揚州城の形状に
 關ゆるからであり、西壁の屈曲はまづ考之ら
 れないことを再確認しておく。⁽⁴⁷⁾

以上に述べたのは、もつぱら瓜洲から揚子
 縣を経て揚州に至る運河であるが、瓜洲より
 やや上流の白沙から東北向して揚子縣で合流
 するもう一本の運河の存在にもふいでおかぬ
 べからない。このルートが何時頃できたか不
 明であるが、開元二十六年の伊婁河竣工以前
 には潤州から渡江するのに大きく六十里の迂

河をして江北運河口に達した地点は、この白
 沙と考之られるから、瓜洲が江中で巨大に發
 達し、揚子津が江北運河口として機能を低下
 させた時期に造られたものである。白沙は
 瓜洲の上流約四十五里、揚州城西南八十里に
 位置し、⁽⁴⁴⁸⁾その名稱が示すように、長江の押し
 流す泥砂が堆積して形成された江岸の地であ
 る。唐代後半の南方からの主要水運ルートは
 二途が考之られる。一は兩浙方面からする場
 合で、言うまでもなく江南運河を利用した潤

州に至り、渡江二十里で對岸瓜洲浦から江北
 運河、すなわち伊婁河に入り、こゝを北上し
 て揚州に達する。他の一は、桂州、廣州方面
 や長江中・上流方面からの水運ルートの場合
 で、湘水及び長江を下り白沙から江北運河に
 入って揚州に達する。つまり、長江中・上流
 方面から下る場合には、あえて瓜洲浦にまで
 行くことなく、その上流の白沙から江北運河
 に入るこゝが一般的であつた。咸通九年（八
 六六）の龐勳の亂に際し、彼等亂集團は桂州

を發して湘水沿いに北上し、長江を下って白
 沙から江北運河を利用して徐州に歸還して、
 運河入口として重要な位置を占め、唐代半ば
 には鹽の專賣が實施さゆると、鹽稅徵收のため
 の專賣機關である稅鹽院なし納榷場が置か
 れ、唐末には鎮となつて鎮將が配置さゆると
 ともに、榷酒務の存在をも確認出来る。⁽⁵⁷⁾ 唐末
 以後、恐らく瓜洲浦から入る伊婁河の機能が
 低下しつゝあつたがために、白沙鎮の重要性

がより高まったものと考えられる。そして宋

初の建隆三年（九六一）には、この地はさら

に昇格して建安軍とされ、大中祥符六年（一

〇一三）に眞州とされる。かくして、運河交

通の要衝としての地位は、宋代には揚州にと

って代って、白沙の地。つまり眞州が占める

こととなる。

曰 容齋隨筆 曰 唐末の戦亂によつて揚州

が徹底的な破壊を被り、さらに五代末の後周

による淮南江北侵攻作戦によつて南唐自らの
 手で再度大きく破壊されたことにより、北宋
 期を通じて、ついに唐代の十分の一にも及ば
 ぬと記すほどの衰退に至るのは、直接的には
 確かにその指摘の如く唐末及び五代末の戦亂
 によるものである。しかしながら、繁榮の基
 盤となつていた主要な都市機能のほとんどが
 眞州に奪われたことがより重要である。金漢
 界も指摘するようには、運河の據點として、國
 内交易、運輸業、金融業、造船業などほとん

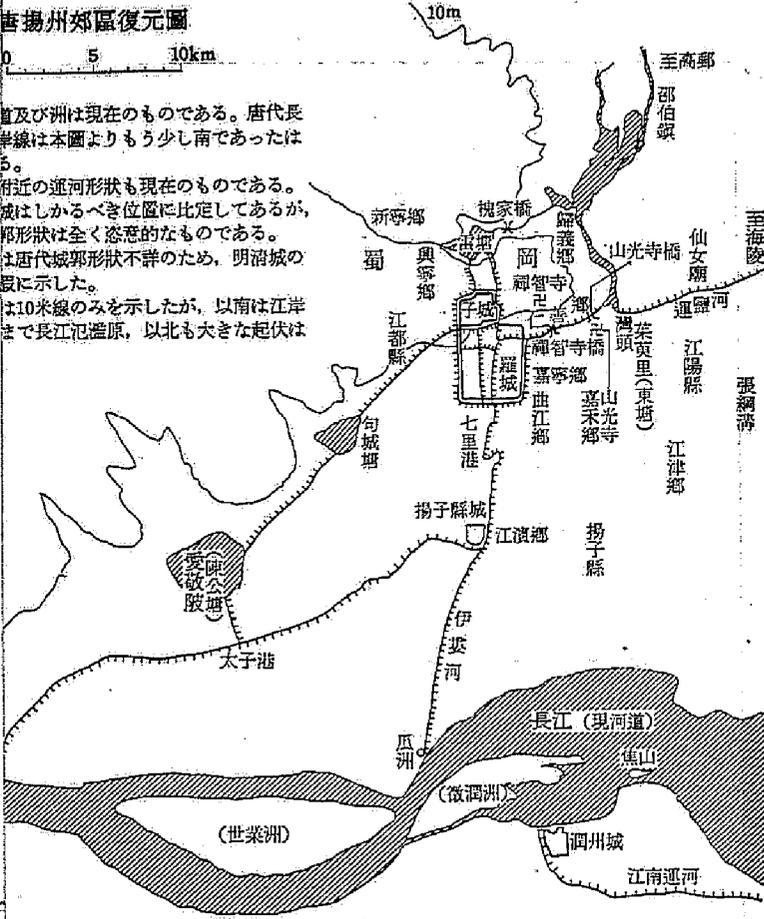
ごと全てが、宋代には真州にとつて代らぬさ
 らに海口の東進によつて對外貿易に従事する
 大型海船がもはや揚州には到達出来なくなつ
 たといふ點なども看過出来なひであるう。⁽⁵⁴⁾そ
 して揚州の地盤沈下の要因として、さらにも
 う一點つけ加へぬべからない。既に詳述した
 ように、江中の砂洲の發達と北岸との接續に
 よる大幅な江岸線の南移。つまり揚州が江岸
 から次第に離れた地となつた地理環境の變化
 が、運河を軸とした様々の都市機能を低下さ

せたことである。唐代後半期に繰り返しな
 る揚州附近の運河水位の確保、浚泄、陸地
 化した舊洲上での新運河掘削、そして城外運
 河の新建など、全て地理環境の変化に何らか
 の形で関連するものばかりである。唐末の戦
 亂で廢墟に近々状態となり、五代期に部分的
 修復がなされるものの、五代末にさらなる破
 壊が加えられる。宋代には唐代の繁栄を再び回
 復することなく、江岸の眞州の地がほぼ完全
 に揚州にとり代ることになったのは、上記

唐揚州郊區復元圖



道及び洲は現在のものである。唐代長
 岸線は本圖よりも少し南であったは
 ず。
 附近の運河形状も現在のものである。
 城はしかるべき位置に比定してあるが、
 形形状は全く恣意的なものである。
 は唐代城郭形状不詳のため、明清城の
 復元を示した。
 は10米線のみを示したが、以南は江岸
 まで長江氾濫原、以北も大きな起伏は



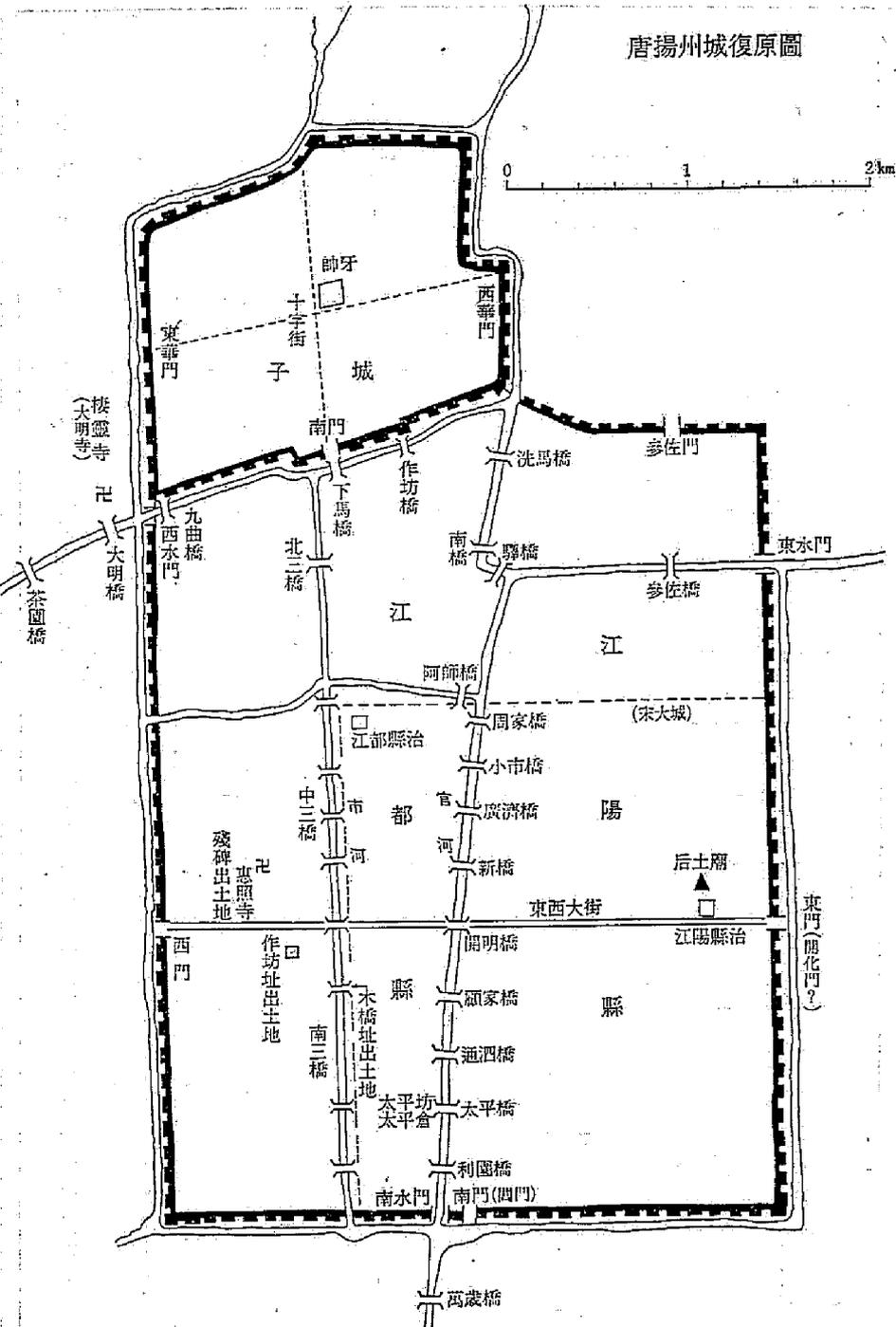
復元圖)
 十萬分之一地圖」(ベース・マップ)
 志」卷首「隋唐揚州圖」・「宋江都縣
 三城圖」・「宋大城圖」
 縣志」卷首「唐福城圖」
 系年表全編」(民國十八年排印本)所
 歷史分圖」
 「揚州近郊形勢圖」(1960)
 揚州的南宋城磚碑密談到唐代大雲寺的
 載「唐宋以來揚州城及其附近變遷示意
 物」1963—9)
 州唐城遺址1975年考古工作簡報」所載
 唐城示意圖」(『文物』1977—9)
 代揚州城的城市建設」所載「唐揚州城
 圖」・「揚州唐代遺址分布圖」(『南京工
 』1979—3)
 庭槐「略論揚州歷史地理」所載附圖
 所院學報』1979—4)
 局・揚州市委宣傳部編繪「興光名勝揚
 州揚州附近形勢圖」・「水利工程分布
 蘇人民出版社, 1980)
 院地理系江蘇地理研究室編「江蘇城市

歷史地理」所載「鎮江市交通形勢圖」(江蘇科
 學技術出版社, 1982)
 「唐揚州城復元圖」
 「嘉靖惟揚志」同左圖
 「江都縣城市圖」(揚州教場街振新書局製印一萬
 分之一圖 1921)
 石刻平造「支那城郭ノ概要」所載「揚州城圖」
 (一萬分之一圖 1940)
 安藤前掲書「揚州遺蹟參攷圖」(1960)
 歌聲庭同左圖
 羅宗真同左圖
 李伯先同左圖
 王熙禮・王庭槐同左圖
 紀仲慶「揚州古城址變遷初探」所載「揚州地形
 圖」・「唐揚州子城遺址示意圖」・「南宋揚州三城
 及平山堂城示意圖」(『文物』1979—9)
 「興光名勝揚州」所載「揚州市街區圖」・「揚州唐
 代遺址分布圖」
 同濟大學城市規劃教研室編「中國城市建設史」所
 載「揚州歷代城市變遷圖」(中國建築工業出版
 社, 1982)

のよ
 うな
 都市
 の立
 地環
 境の
 變化
 に因
 ると
 ころ
 が
 少な
 くな
 ない。

△

唐揚州城復原圖



(註)長江河、江の北、ずであ、邵伯鎮、揚子縣、その城、潤州城、形状を、等高線、に至る、ない。

10m
白沙

参照圖
 [揚州郊區
 1910年製
 「嘉靖惟其
 圖」・「宋
 「隆慶儀儀
 武同舉「淮
 戴「淮牙
 安藤前揚香
 耿璧庭「後
 寺址」房
 圖」(「文
 羅宗真「某
 「揚州古
 李伯先「唐
 平面想像
 學院學第
 王熙禮・王
 「南京
 江蘇省測繪
 州」所
 圖」(江
 南京師範

第二章註

(1) □ 南京博物院集刊 三集 (一九八一・二
 以下 □ 集刊 三と略稱) は、特集號「唐代
 揚州文物考古資料選輯」として編集さへ、
 各種學術雜誌や紀要類に既發表の唐代揚州
 に關する主だ、た論文二十八篇を集めて再録
 し、卷末には新出土墓誌十三種の釋文を附
 してあり、利用に便である。但し、原載論
 文にあらった圖版、地圖、寫真類の大半が缺
 落してゐるので、原載誌と併せ見なければ

ならない點、注意を要する。原載誌中には

我々が未だ入手不能なものもあつ、本章

執筆時に、二、三の圖版や地圖は目にす

ることが出来なかつた。

(2) 曰 唐會要 曰 卷七一州縣改置 下揚州條。

(3) 同前。但し、曰 唐會要 曰 開耀元年（六八

一）正月に作る。また江都縣から分置さへ

に點には問題があるが、後述する。

(4) 曰 舊唐書 曰 卷四〇地理志、曰 新唐書 曰 卷四

一地理志。

(5) 曰 太平寰宇記 曰 卷一 二三 同卷 一三〇

(6) 曰 舊志 曰 一 舊領縣 四 一 記 一 後 一 二 一 一 〇 〇

戸口數を擧げたる。從つて貞觀十八年に江都

縣東半が江陽縣として分割される以前の戸

口數と考之られる。

(7) 現行本 曰 元和郡縣圖志 曰 一 卷二 四 淮南道

部分を缺くが 一 二 一 二 擧げたる 曰 嘉靖惟揚志

曰 萬曆揚州府志 曰 所載の元和戸口數は

、 恐らく 曰 元和志 曰 〇 逸文と思はれる。

(8) 中村治兵衛 一 唐代の郷 一 元和郡縣圖志より

みたし
〔口〕鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢

〔口〕所收 一九六四〔口〕參照

(9) この謗の初見は〔口〕大明一統志〔口〕卷一二揚州

府風俗條に引く次のようなり〔口〕元和志〔口〕選文

である。〔口〕號為繁多。唐元和志、揚與成都

、號為天下繁多、故稱揚益。又廣陵志、天

下富貴、一揚二益、〔口〕その他、主なるを

掲げておく。盧求〔口〕成都記序〔口〕大中九年

序〔口〕全唐文〔口〕卷七四四〔口〕大凡今之推名

鎮、為天下第一者、曰揚益、以揚為首、蓋

聲勢也。人物繁盛，悉皆土著。江山之秀，

羅錦之麗，管絃歌舞之多，伎巧百工之富，

其人勇且讓，其地腴以善熟，較其要妙，揚

不足以侔其半。資治通鑑卷二五九景福

元年四月丁酉條，先是揚州富庶甲天下，

時人稱揚一益二。容齋隨筆卷九唐揚州

之盛條，唐世鹽鐵轉運使在揚州，盡幹利權

判官多至數十人，商賈如織，故諺稱揚一

益二，謂天下之盛，揚為一而蜀次之也。

存。大明一統志四所引廣陵志曰

南宋紹熙年間の成書。成都記。廣

陵志に關しては張國淦中國古方志考

中華書局参照。

(40) 元和志に蘇州の開元戸と六八〇九

三、元和戸と一〇〇八〇と記しやはり

明らに増加と示す數少ない地域である。

(41) 全漢昇「唐宋時代揚州經濟景況の繁榮與衰

落」中央研究院歷史語言研究所集刊第

一一集一九四三、史念海「論唐代揚州和

長江下游的經濟地區」一九八一年十一月

揚州師範學院の唐史研究會報告（參照）

(12) 可 資治通鑑 卷二九四後周顯德五年二月條

丁卯 帝發楚州 丁卯 至揚州 命韓令

坤發丁夫萬餘 築故城之東南隅為小城以治

之（胡注）今揚州大城是也。揚州古城西據

蜀岡、北包雷陂。後世の多くの地文志類

がこの胡注を引く。

(13) 可 樊川文集 卷三 揚州三首 之一。

(14) 可 太平廣記 卷二七三 杜牧條（出 唐闕史

于鄴 曰揚州夢記

(15) 曰 讀史方輿紀要 曰 卷二三揚州江都縣條所引

曰 城邑攷 曰 (成書時代不詳) 二 揚州城舊

有大城 又有子城 亦曰牙城 一 見之 清

ハ 劉文淇 曰 揚州水道記 曰 二 也 同樣存記事 カ

ある。

(16) 曰 資治通鑑 曰 卷二五七光啓三年四月條 一 壬

戌 宣州軍攻南門 不克 癸亥 又攻羅城

東南隅 城幾陷者數四 甲子 羅城西南隅

守者焚戰格以應 (畢) 師鐸 師鐸毀其城以

收其衆。(呂)用之帥其衆千人。力戰于三橋。

北、師鐸重敗。會高傑以牢城兵自子城出。

欲擒用之、以授師鐸。用之乃開佐門北走。

(四) 陳達祚、朱江、邗城遺址與邗溝流經區域文

化遺存的發現。 (口) 文物。 一九七三。 一一二。

王照榿、王庭槐。 略論揚州歷史地理。 (口) 揚

州師院學報。 一九七九。 一四。 集刊。 三再

錄。 紀仲慶。 揚州古城址變遷初探。 (口) 文物

。 一九七九。 一。 集刊。 三再錄。 等參照。

(18) 羅宗真 揚州唐代古河道等的發現和有關問題

題的探討 日(口)文物 日一九八〇。一三。 日(口)集刊

日(口)三再錄

(19) 日(口)樊川文集 日(口)卷四 日(口)贈別二首 日(口)之一。

(20) 日(口)全唐詩 日(口)第八函第五冊 日(口)縱遊淮南 日(口)詩。

(21) 日(口)羅昭諫集 日(口)卷三 日(口)江都 日(口)詩。

(22) 紀仲慶前揭論文 尤振堯 揚州古城 日(口)一九七

八年調查發掘簡報 日(口)文物 日(口)一九七九。一。九

日(口)集刊 日(口)三再錄 日(口)李伯先 日(口)唐代揚州的城

市建設 日(口)南京工學院學報 日(口)一九七九。一。三

、
 日 集刊日三再録(等参照)

(23) 宇藤更生 日 鑒真大和上傳之研究 日 外篇 日 唐

宋時代に於ける揚州城の研究 日 (一九六〇

平凡社) 一九五三年附序に據れば 一九

四五年夏に脱稿後、北京に原稿を留棄して

歸國したため、歸國後に改めてまとめたと

ある。また附圖は二萬分之一航空寫真に基

づくと言ひ、困難な情勢下での個人の踏査

としては、非常に正確である。近年の中國

人研究者の論文中に掲げる唐代揚州城復元

圖のほとんどは、安藤氏作成圖に言及しな
 いものを含めて、基本的には本圖をベース
 ・マツプとしてゐることは明らかである。

但し、本論を述べるように、安藤圖の北部
 子城部分は、近年の發掘調査の結果によ
 て大幅に修正せぬべからない。

(24) 安藤前掲書外篇三七八頁。

(25) 朱江「對揚州唐城遺址及有關問題的管見」

(南京博物院) 文博通訊 一九七八一七

日 集刊 三再録。

李伯先前掲論文云「一

條是貫穿羅城東西向的長街。從禪智寺前的

月明橋抵西水門一帶。按地形圖測算，約合

四、二公里。與杜牧所稱九里三十步大致吻

合。

(26) 尤振堯前揭論文。

(27) 中國社會科學院考古研究所、南京博物院、

揚州市文化局揚州城考古隊、江蘇揚州宋三

城的勘探與試掘。《考古》一九九〇(一七)。

(28) 耿鑒庭。從揚州的南宋城磚窰談到唐代大

雲寺的寺址。《文物》一九六三(一九)所載。

ハ「唐宋以來揚州城及其附近變遷示意图」

ニハ、一據揚州市城市建設局草圖及日本安

藤更生代之圖」といふ附記がある。

(29) 李伯先「前掲論文」。

(30) 王煦榿・王庭槐「前掲論文」。
 秦浩「試

述揚州水道的變遷和唐城」(南京大學史學

論叢四一九八〇一三、
 集刊四三再録)ニ

ハ示意图は無いが、基本的には上記諸説と同

じ復元を記述する。

(31) 紀仲慶「前掲論文」。
 紀氏は羅城西壁を西北隅

から南へ約一、三キロ附近の地點を東屈させ、東へ約一キロ附近の地點を再び南へ伸びるといふ、西壁線の屈曲を主張する。従つて西壁南半は一まゆり小さい宋大城の西壁とほぼ同一線上と存る。その根據は、寶曆二年新鑿の新運河の起點となる閘門の比定位置に基づくものであるが、後述するようには、史料操作上の誤りがある、或は、
 難い。

(32) 朱江前掲論文。但し、
 日 集刊 三 三 に再録さ

以本論文には不意圖が脱落してゐる。原
載誌未見のため、一部不詳な點がある。紀

仲慶前掲論文に朱圖の簡単な紹介記述が又

少、やや参考になる。

(33) 取鑿庭前掲論文、同「再談鑿庭和尚出家處

揚州大雲寺の原址」(文博通訊 一九七九

一四、口集刊 三再録) 李伯先前掲論文

参照。李論文には「子城的布局、是從軍事

目的來考慮的。城鎮的中心、今有村名「測字

街(應十字街之轉音)正好是東西、南北兩

條中軸線の交點、東西向の寬度闊大道仍在

。大道的東西兩端、至今地名仍稱東・西華

門。中心略偏北的城隍廟遺址爲正方形、面

積一公頃多、據傳即爲淮南節度使署所在地

、唐時稱帥牙、と、興味深、指摘がある

(34) 曰 通鑑地理通釋 卷一 一所引。

(35) 安藤氏は開元寺の位置考證から、正北に

とあるのは「西北」の誤りであるとすゝる（

三六六頁）レカレ、後述するよゝうに、そも

そも開元寺に關しては、寺名變更ととも

所在地比定にも多くの難問をばらむ。氏

のこの解釋は、曰補筆談曰の誤讀の結果、

この曰行記曰記事と無理に合そうとしたも

のであつて、從うことは出來ない。

(26) 曰太平廣記曰卷二九。諸葛殷條「請於公廡

邸北、跨河為迎仙榭。」(中略)又起延和閣於

大廳之西。(出妖亂志)。

(27) 曰舊唐書曰卷四八食貨志上「長慶元年三

月、其月、鹽鐵使王播奏揚州、白沙兩處

納榷場、請依舊為院。同卷四九食貨志下

會昌六年九月敕揚州等八道州府置權

麴并置官店沽酒代百姓納權酒錢并充

資助軍用各有權許限云々

(38) 曰樊川文集曰卷四寄揚州韓綽判官詩

(39) 曰浣花集曰卷四過揚州詩

(40) 曰夢溪補筆談曰卷三廿四橋條揚州在

唐時最為富盛舊城南北十五里一百一十步

東西七里三十步可紀者有二十四橋最

西濁河茶園橋次東大明橋(今大明寺前)

入西水門有九曲橋(今建隆寺前)次東正

當帥牙南門 有下馬橋 又東作坊橋 橋東

河轉向南 有洗馬橋 次南橋 (見在今州城

北門外) 又東阿師橋 周家橋 (今此處為城

內) 小市橋 (今存) 廣濟橋 (今存) 新橋

開明橋 (今存) 顧家橋 通泗橋 (今存) 太

平橋 (今存) 利園橋 出南水門 有萬歲橋

(今存) 青園橋 自驛橋北 河流東出 有

參佐橋 (今開元寺前) 次東水門 (今有新橋

非古蹟也) 東出有山光橋 (見在今山光寺

前) 又自衙門下馬橋直南 有北三橋 中三

橋、南三橋、號九橋、不通船、不在二十四

橋之數、皆在今州城西門之外。
口輿地紀

勝、口卷三七揚州風俗形勢條、二十四橋、口隋

置、並以城門坊市為名、後韓令坤省築州城

分布千陌、別立橋梁、所謂二十四橋者

或存或廢、不可得而攷。

(41) 孫蔚民、一我對揚州的剖視、口揚州師院學報

口一九五九、一、口集刊、口三再錄、口如く

二十四橋之現、西門街の吳家磚橋、一名紅

藥橋、一橋と解する説もあるが、唐代文獻

にそのいくつかの名稱が見之るからには、

一橋説はまゝ成立し得ない。二十四橋一橋

説は、すゑに揚州鼓吹詞に「出西郭二

里許、有小橋（中略）傳為二十四橋舊地、

蓋本一橋と見之る。

(42) 安藤氏前掲書外篇三三九頁以下、及び三六

一頁以下。

(48) 太平廣記口卷四六七染人條、廣陵有染人

居九曲池南、云々。（出口稽神録口）九曲

池は隋煬帝の造營した迷樓下の運河を引い

た池水で（曰輿地紀勝卷三七）九曲橋はこ

いに因なむ橋名であることは明らかである

(44) 同前卷二九。諸葛殷條「刑於下馬橋南 杖

至百餘、絞而未絶。會（畢）師鐸母自子城

歸家、經過法所、遂扶起避之、復蘇於橋下

出曰妖亂志。この記事で下馬橋が子

城帥牙から至近の所にあったことが判り

補筆談曰の記述と符合する。

(45) 同前卷一七盧李二生條「昔有盧李二生、隱

居太白山讀書、兼習吐納道引之術、(中略)

偶過揚州阿使橋、(出、口逸史、口)、口雲笈七籤

口卷一一三上二同文、口阿師橋レ作レ

(46) 同前卷三五八舒州軍吏條、口王琪為舒州刺史

有軍吏方某、其家忽有鬼降、自言姓杜、

年二十、廣陵富室子、居通泗橋西、(出、口稽

神錄、口)

(47) 同前卷一七裴謚條、口吾與山中之友、市藥於

廣陵、亦有息肩之地、青園橋東、有數里櫻

桃園、園北東門、即吾宅也。(出曰續玄怪錄

曰

(48) 安藤氏の驛橋及び参佐橋比定は、曰補筆談

曰の誤讀によるもので全くの見當違ひであ

る。取氏、李氏の比定に従うべきである。

(49) 曰太平廣記曰卷一五三李蕃條「遂往揚州、

居於参佐橋。(中略)因曰、某饑、員外能與

少酒飯錢財否、子城不敢入、請與城外置之

(出曰逸史曰)ここには子城も見之る。同

卷三五五王攀條「高郵縣醫工王攀(中略)

恒往來廣陵城東、每數月輒一直縣、自念明

日當赴縣、今夕即欲出東水門、夜泛小舟、

及明可至、既而與親友飯於酒家、不覺大醉

、誤出參佐門、(出口稽神錄也)。
この記事

下段の省略部分に東郊外の古墓が出てくる

が、後述するようには、この附近からの墓誌

出土が集中してゐる事實と符合する。

(50) 曰 舊唐書 卷一八二 畢師鐸傳 前注(16) 所引

曰 通鑑 卷二五七 光啓三年四月條に 呂用

之が參佐門より北走する記事あり。 羅城が

ら北へ脱出するのであるから西北には子

城があつて直ちに城外には出らぬ。羅城

東北隅しかあり得ないとする。従うべきは

あろう。

(51) 前注(49)所引曰太平廣記曰卷三五五王攀條に

「東水門」曰入唐求法巡禮行記曰開成三年

七月二十五日條、同四年二月二十日條にそ

の如し。東郭水門と見之る。

(52) 曰宋史曰卷九七河渠志曰乾道六年(一一七

〇) 淮東提舉徐子寅言。淮東鹽課。全仰

河流通快。近運河淺澀、自揚州灣頭港口、

至鎮西山光寺前橋埭頭、計四百八十五丈。

乞發五千餘卒開濬。從之。この記事によ

つて、運河が東から北へ屈曲する地點、つ

まり灣頭より山光橋までの距離が約一、四九

〇米と判明する。また貞元二年（七八六）

卒の「陳公女婦竇氏墓誌」(『集刊』三卷末

）に「郭東北十里臨灣之原」とあることが

ら、東壁から禪智橋、山光橋を経て臨灣、

つまり灣頭までの官河東西流區間の距離も

約五六〇。米と見積ることが出る。

(53) 太平廣記 卷二十九。諸葛殷條「差州人探

碑石於宣城。及至揚子院。(呂)用之一夜遣

人密以健牯五十牽至州南。(中略)至三橋擁

鬪之處。(出)妖亂志。前注(16)所引(通

鑑)卷二五七光啓三年四月條。

(54) 徐良玉「揚州唐代木橋遺址清理簡報」(文

物)一九八〇(一三)。

(55) 入唐求法巡禮行記 開成三年七月二十五

日條。

ok.

(56) 曰 舊唐書 曰 卷一八二 秦彥 傳 曰 (光啓三年)

五月、壽州刺史楊行密率兵攻彥、遣其部將

張神劔、令統兵屯灣頭山光寺。行密屯大雲

寺、北跨蜀岡、南臨大道。自揚子江北至槐

家橋、柵壘相聯。

(57) 卞孝萱 「唐代揚州手工業與出土文物」 (曰文

物 曰 一九七七一、九、 曰 集刊 曰 三再録) に據

以、 一九七五年に槐家橋附近から開元通

寶、 乾元重寶等一四五〇枚以上を含む

唐代窖藏が發見された。城北郊區街道筋の

活況をうかがわせるものである。

(58) 前注(46)所引曰通鑑曰卷二五七光啓三年四月

條。

(59) 曰太平廣記曰卷一〇五張嘉猷條曰葬於廣陵

南郭門外。(出曰廣異記曰。冊府元龜曰卷

四九七邦計部河渠二曰寶曆二年(八二六)

正月、鹽鐵轉運使上言。揚州城内、管河通

江淮漕運、或時遇旱淺。(中略)今請從羅城

南閘門子古七里港、開河渠、向東屈曲、取禪

智弄橋、東通舊管河、長一十九里。其所役

工價 並於當使方圓羨餘支遣。從之。曰唐

會要曰卷八七漕運 一寶曆二年正月 鹽鐵使

王播奏。揚州城內舊漕河水淺 舟船澀滯。

轉輸不及期程。今從閶門外古七里港開河。

向東屈曲 取禪智寺橋 東通舊官河 計長

一十九里。其功役所費 當使自方圓支遣。

從之。曰 舊唐書曰卷一七上敬宗紀寶曆二年

正月丙申條 一鹽鐵使王播奏。揚州城內 舊

漕河水淺 舟船澀滯 輸不及期程。今從閶

門外古七里港開河 向東屈曲 取禪智寺橋

東通舊官河、計長一十九里。其功役所費

當使自方圓支遣。從之。 たは たは 曰 舊唐書

曰 卷一六四王播傳のみが一乃奏、自城南閶

門西七里港開河、云々 一と作る。 才 仁 曰 讀史

方輿紀要 曰 卷二三揚州府條に一七里溝、府

東北十里、亦曰七里港。唐寶曆二年、鹽鐵

使王播奏。(中略)請從府北閶門外古七里港

開河、云々 一と記す。紀仲慶前掲論文では、

曰 舊傳 曰 の一城南閶門西七里港 一と 曰 紀

要 曰 の 曰 府北閶門外古七里港 一、 さ ら に 閶

門は西門でなければならぬといふ三點の
 方向上の矛盾をなんとか整合的に解釋しよ
 うとして、前述のような閻門の位置比定と
 羅城西壁の屈曲を主張する。 曰 紀要 曰 の記
 事ははるか後世のものであるだけであらう、
 全くの誤りであらうとして論外に置くとして、 曰
 舊傳 曰 の「西」も、 曰 冊府 曰、 曰 會要 曰、
 曰 舊紀 曰 の「古」字の魚魯であらうことば
 まは間違ひない。従つて紀氏の立論はそも
 そも成立し難い。なお南門の位置比定につ

いては、安藤前掲書外篇三四七頁参照。

(60) 安藤前掲書外篇三四七頁参照。ごく最近に

なつて、南北一五八米、東西一四五米とい

う大規模な瓮城（甕城）構造をもつ西門址

が發掘された。その位置は現雙橋よりさら

に南約一一七〇米地點、西南角から約五〇

〇米北の地點である。安藤氏の比定とはか

なりずいぶんか、西門が複數存在したであろ

うこと何ら不思議ではな。中國社會科

學院考古研究所等揚州城考古隊「揚州城考

古工作簡報レ（コ）考古コ一九九〇一一（コ）参照

(61) コ通鑑コ卷二五七光啓三年十月條レ揚行密

圍廣陵且半年。秦彥、畢師鐸大小數十戰

多不利。（中略）乃自開化門出奔東塘レ。

太平廣記コ卷五三維揚十友條レ相引徐步

詣東塘郊外。不覺為遠。（出コ）神仙感遇傳

（コ）レと見之。東塘が東郊やや距離がある。

と互亦唆すコが。日讀史方輿紀要コ卷二三

揚州府江都縣茱萸灣條レ引く日元和郡縣志

日逸文レ隋仁壽四年。開此以通漕。一名

灣口、一名灣頭、亦曰東塘とあることで

灣頭鎮であることが判明する。

(62) 李伯先前掲論文、前注(33)参照。

(63) 唐兩京城坊攷、卷五東京宮城條。

(64) 唐求法巡禮行記、開成三年九月十七日

條、同年十月二十四日條。

(65) 王勤金、揚州發現唐惠照寺碑、(光明日報

一九八二年二月十五日附、史學載)。

集刊、三卷末、揚州出土唐人墓誌選輯

に本殘碑を録する、當揚州之理所年(

下缺) 〱 と誤讀してゐる。

(66) 宇藤前掲書本篇一八四頁。

(67) 同前本篇二八八頁。

(68) 〱 入唐求法巡禮行記 〱 開成三年九月一日、

四年一月十五日條。

(69) 小野勝年 〱 入唐求法巡禮行記の研究 〱 (一)

九六四 鈴木學術財團 のち一九八九 法

藏館) 第一卷三九〇頁注(1)。 安然 〱 悉曇藏

〱 卷三 (T84.392a) 〱 次云、 開成四載前正月

下旬 於揚州同軌坊嵩山院 契源義學沙門

全雅寫梵文

(70) 曰 國清百錄 曰 卷四中 (丁46 817c) 天台山國清

寺智者禪師碑

(71) 曰 民國江都縣續志 曰 卷一五金石攷 曰 大唐長

生禪寺僧本智塔銘 (光緒年間出土)

(72) 曰 嘉靖惟揚志 曰 卷三八雜志 曰 擧直禪師 懿

宗子 僖宗弟也 游方抵揚 以太平倉基地

亟請于朝 詔以其地為鎮國禪院居之 仍

賜號擧直 後葬于院隅 立浮圖五級

(73) 取鑿庭前揭二論文 前論文 曰 東北城外

比定したのを、後論文では城内東北隅に訂

正。

(74) 小野前掲書第一卷一八七〜八頁注(1)。(2)。

(75) 安藤前掲書本篇八頁以下、及び外篇三七五

頁以下。

(76) 羅宗真「唐代揚州龍興寺試考」(『文博通訊

四一九七九一八、同『集刊』三再録) 同「揚

州唐代寺廟遺址の發現和發掘」(『文物』四一

九八〇一三、同『集刊』三再録) 同「唐代揚

州寺廟遺址の初步考析」(『考古』四一九八一

一四) 存お。ここにあかた羅氏第一論文と

第三論文はほとんど同文である。

(77) 崔致遠口 桂苑筆耕錄口 卷一六口 求化修大雲

寺疏レに口 雷州城西大雲寺、雖臨楚甸、實

壓蜀岡、(中略) 則與城東禪智寺、霞肩對聳

、兩耳齊張、夫煬帝之遺宮、擁淮王之仙宮

、壯茲樂土、倚彼福田レとあり、東郊蜀岡

上の禪智寺と相對して西郊にあつたことが

知られる。崔致遠は當時、淮南節度使高駢

幕下の都統巡官であつた。また前注(56)所引

曰 舊唐書曰 秦彦傳に 揚行密が揚州城を攻

める際 「屯大雲寺」と見之る。 曰 舊五代

史曰 卷一三四 揚行密傳では 「屯大明寺」と

作る。 安藤氏は 曰 舊五代史曰 を、 耿氏は 曰

舊唐書曰 を正し、いもへと解するが、 とも

曰 桂苑筆耕録曰 には 全く氣附かひておらぬ

、 自説への牽強の感がある。

(78) 廣明二年没の □ 頊墓誌銘 (曰 廣陵冢墓遺文曰

20a)

(79) 貞元三年没の田佚墓誌銘に 「葬于江都(陽

の誤リ) 縣山光寺南原之塋」と見之、道光
 年間、灣頭鎮から出土したことが明らかで
 あるから、山光寺の所在はほぼ確定出来る
 。張南「揚州發現涉及山光寺位置的墓誌」
 (文物) 一九八〇(一五)では一九七八年
 に現揚州市東北四里で出土した元代墓誌銘
 に「合葬于山光佛刹之西」と見之ることか
 ら、その出土地點と考之合せて、禪智寺西
 一里の運河以北蜀岡上に比定するが、後世
 元代の同名異寺である可能性が大である。

(80) 文苑英華 卷八六四 顧況 廣陵白沙大雲

寺碑

(81) 唐大和上東征傳 (T 51 992 b)

(82) 法苑珠林 卷四 舍利感應記 (T 53 603 a)

守藤前揭書本篇一。八頁以下。

(83) 唐會要 卷五 尊崇道教條 至(天寶)

二年三月十二日制 (中略) 其在京元玄宮改

為太清宮 東都改為太微宮 天下諸郡改為

紫極宮

(84) 桂苑筆耕錄 卷一五 禳火齋詞 同卷

一六 求化修諸道觀疏 太平廣記 卷二

二。廣陵木工條 廣陵有木工 因病手足皆

拳縮 不能復執斤斧 扶踊行乞 至后土廟

前 遇一道士 (中略) 因問其名居 曰 吾

在紫極宮 有事可訪吾也 (中略) 至紫極宮

訪之 云々 (出 稽神錄) 同卷四六七染

人條 廣陵有染人 居九曲池南 (中略) 其

人送詣紫極宮道士李棲一所 云々 (出 稽神

錄) 云々

(85) 江准異人錄 (道藏) 洞玄部記傳類 三二

カ

九冊) 聶師道條「吳太祖聞其名、召至廣陵

、建紫極宮以居之」。

(86) 曰 全唐文 卷九二七 李合光「表奏十三道」。

開元二十六年の龍興寺から開元寺への改稱

と同列に考之ること、が許されるなら、天

寶二年に紫極宮と改稱される前の觀名が龍

興觀であつた可能性がある。レ、かも廣陵郡

と郡名を帯びてゐるから、天寶元年から二

年二月の間になされた表奏といふことにな

る。 曰 唐兩京城坊攷 卷四 西京崇化坊條に

東南隅、龍興觀。本名西華觀。貞觀五年

太子承乾有疾、敕道士秦英祈禱、獲愈。

遂立此觀。垂拱三年、以犯武太后祖諱、改

為金臺觀。其時道士成玄英住此觀內。神龍

元年、又改為中興觀。三年、改為龍興觀。

名畫記、觀有吳道玄、董誥畫」と見之。中

興觀から龍興觀への改稱が佛寺の場合と時

期が完全に一致するから、揚州紫極宮は龍

興觀と同一道觀であろうとする右の推定は

十分に根據と有するであろう。

(87) 江蘇通志稿 金石三 大唐潤州仁靜觀魏

隆法師碑并序 碑陰第三列 本碑立年は儀

鳳二年(六七七)である。なお 本碑につ

いては本篇第一章参照。

(88) 入唐求法巡禮行記 開成三年七月二十五

日條 海陵縣西端に近、宜陵から運河を西

行して揚州城に至るまでの間、すなわち、

揚州東郊の道觀である。小野前掲書一卷一

五三頁注では、揚州東約二〇キロの仙女廟

に比定する。

(89) 太平廣記卷二十九。諸葛殷條。江陽縣前

一地祇小廟。(呂)用之貧賤時。常與妻止其

舍。凡所動靜。禱而後行。得志後。謂為冥

助。遂修崇之。迴廊曲室。粧樓寢殿。百有

餘間。土木工師。盡江南之選。每軍旅大事

則以小宰祀之。(出)妖亂志。前注(84)

所引同卷二二。廣陵木工條。通鑑卷二

五四中和二年四月條。(呂)用之微時。依

止江陽后土廟。(胡注)貞觀十八年。分江都

置江陽縣。與江都俱在揚州郭下。后土廟

今揚州城東南隅蕃釐觀是也。然揚州古城在

蜀岡之上。北連雷塘。今城周世宗所徙。則

此時后土廟在揚州城外也。舉動祈禱。及得

志。白(高)駢崇大其廟。極江南工材之選

每軍旅大事。以少牢禱。この后土廟は

宋代以後の蕃釐觀に所在地も明らかである

(安藤前掲書本篇三頁以下)。后土廟の所在

地が判明することから、江陽縣治も自ずと

定まる。なお、胡注の「此時后土廟在揚州

城外」及びこれに依據する「讀史方輿紀

要 卷二三揚州山光寺條に「五代以前在城

外」とするは完全な誤りである。

(90) 朱江前掲「對揚州唐城遺址及有關問題的管

見 論文。

(91) 前注(69)參照。

(92) 曰 太平廣記 四七九李禪條「李禪、楚州刺

史承嗣少子也。居廣陵宣平里大第。云々。(出

曰 稽神錄 宣平里とあるが、大邸宅の

所在地であるから、城内宣平坊であること

は、まず間違いない。

(93) 續高僧傳 卷二九慧達傳 (丁50. 494a) 但

隋代の例である。

(94) 太平廣記 卷四七。謝二條 (出 廣異記

江淮異人錄 虔州少年條。

(95) 太平廣記 卷四〇。三玉清三寶條 (出 宣

室志 同卷四二。任頊條 (出 宣室志)。

(96) 咸通六年 (八六五) 没の鄧瑫墓誌 (出 廣陵

冢墓遺文 16b)。

(97) 新唐書 卷三四。五行志一 (大和八年

十月、揚州市火、燔民舍數千區 (中略)

(開成四年)十二月丁丑晦揚州市火燔

民舍數千家

(98) 曰通鑑口卷二。三光宅元年九月條「時諸武

用事唐宗室人人自危衆心憤惋。(中略)

皆會於揚州。(中略)於是開府庫令士曹參

軍李宗臣就錢坊驅囚徒工匠授以甲

(99) 曰通典口卷九錢幣下未「按天寶中諸州凡

置九十九鑪鑄錢絳州三十鑪揚潤宣

、鄂、蔚各十鑪益、鄧、彬各五鑪瀛、

洋州三鑪定州一鑪約用每鑪役丁匠三十

人

(100) 羅宗真 「揚州唐城遺址一九七五年考古工作

簡報」(日) 文物 一九七七年 日 集刊 三

再録) 劉惠英 「揚州唐城手工業作坊遺址第

二 三次發掘簡報」(日) 文物 一九八〇一三

日 集刊 三再録)

(101) 朱江 「唐揚州江陽縣考」(日) 揚州師院學報 日

一九六三—五 日 集刊 三再録) 李伯先 前

揚論文。但し、江都縣南境と江陽縣北境の

境界は、朱氏の言うように、官河の線に明

確に區劃することはお出来ない。既述の如く

官河以北蜀岡上の禪智寺を江陽縣弦歌里

と明記する墓誌が存するからである。

(102) 太平寰宇記 卷一 揚州江都縣條 合

瀆渠 在(江都)縣東二里 前引 通鑑

地理通釋 卷一 所引 元和志 逸文 郡

縣志 廣陵(即ち子城) 在江都縣北四里

州城正直其上 安藤前掲書外篇三四九

三六五頁で 宋代の揚州治は唐代江都縣

治を呼ばそのま踏襲したために 宋大城

ぬのいちじるしく西北隅に偏した位置にあ

るのてはないかという興味ある推定をして

いる。

(103) 吳震 「敦煌石室寫本唐天寶初年郡縣公廨本

錢簿校注并跋」(日文史) 一三、一四輯 一

九八二) 馬世良 「敦煌縣博物館藏地志殘卷

一敦博第五八號卷子研究之一」(北京大

學中國中古史研究中心編) 敦煌吐魯番文獻

研究論集 四所收 一九八二 (中華書局)

(104) 江蘇通志稿 四では「馬坑村」に作るが

宋代の興寧郷馬坊村の例を複数見出し出せる

から、馬坊村とすべきであらう。朱江前掲

「唐揚州江陽縣考」論文に「興寧郷（中略）

考其地、在今十二里廟之東、司徒廟以西と

と云う。

(105) 朱江同前論文云「一九五八年、在灣頭以北

今瓦窑鋪磚瓦廠附近出土し、瓦窑鋪は淮

子河東三、五キロの地である。

(106) 曰 太平廣記四卷四〇一康氏條「（楊吳期）

有李尋看、爲江都令、行縣至新寧郷。（出

曰稽神録

(107) 來鳳里(坊)の例は墓誌に少存からず見

之るが、全て没した私第所在地としてであ

る。ここに擧げた例のみが葬所である。墓

葬地は原則として城外であるから、一應掲

げた。城内坊のところを言及したように、

揚州ほとりわけ坊、里の混稱が著しいよう

に思われる。

(108) 曰唐會要 曰卷七一州縣改置 下條には「江陽

縣 貞觀十八年五月十八日、分江都縣置

とあるだけである。曰太平寰宇記曰は恐ら

くは曰え和志曰に據つたもへであらう。

(109) 曰太平寰宇記曰卷一二三揚州廣陵縣條一張

細溝 在縣東三十里。從岱石湖入、四里至

溝。中心與海陵分界。現在も城東約一三

キロの所に張細鎮があり、揚州市ととの東

鄰江都縣との境界に存している。安藤前揚

書本篇一頁以下、朱江前掲「唐揚州江陽縣

考」論文及び曰江蘇省地圖冊曰(一九八

四 廣東省地圖出版社) 四。萬分の一揚州

市圖参照。既述の如く、朱氏の云う江都、

江陽兩縣の南北境界を官河の線とする説は

訂正されぬ存らない。

(110) 朱江揚州唐墓清理レ（レ考古通迅四一九五

八一六）集刊四三再録）本墓誌の出土地

に一つは、朱氏は揚州運河東岸、今東

關外回回堂の北土崗下レと云う。回回堂は

東關外南四キロの運河東岸にある清真寺に

あろう（民國十年製）江都縣城市圖レ参照

）存お、嘉寧郷五乍村は唐代揚州の一大墓

葬地であつたようである。乾元元年没の陸振威

夫人王氏墓誌（曰）匄齋藏石記（曰）卷二五）貞

元二十年没の武珍夫人裴氏墓誌（曰）匄齋

墓誌遺文（曰）42）元和元年

没の劉君夫人張氏墓誌（曰）八瓊室金石補

正（曰）卷六八）廣陵（曰）52）元和八年没の

劉通墓誌（曰）八瓊室（曰）卷六九）長慶四年没

の顏永墓誌（曰）八瓊室（曰）卷七一）廣陵

大中元年没の劉舉墓誌（曰）八瓊

室（曰）卷七四）廣陵（曰）122）大中八年没の

洪君夫人張氏墓誌（可廣陵口136）なごに

ともに葬地として見之てゐる。張祐の云う

「禪智山光好墓田」の一部にちようじ相當

する地である。

(111) 本墓誌の銘に「東門之前 蜀崗聯聯 吁嗟

張公 窆于斯原」とある。前掲韋署墓誌の

出土地點と考之合せると、現東關が唐羅城

東門とほぼ同位置であることが確定出来る

(112) 江陽縣の合置は貞觀十八年で、本墓葬者への

葬年はその二年前であるから矛盾するよ

うであるが墓誌内容は明らかに隋稱を用

いてゐる形跡が認められかつ江陽城と記

すま江陽縣とは言っていない。嚴密にはま

だ江都縣管下の時期のものであるがここ

では江陽縣管下に掲げておく。

(113) 朱江氏は仁善郷を現大東門へ開明橋東約三

キロの唐羅城内に比定するが全くの見

當違ひである。禪智寺を含む蜀岡西南地區

でなければならぬ。朱氏が唐羅城南壁線

を大幅に北に引き上げて想定するのほこ

の仁善郷の誤った比定に基づく。また禪智

寺が所在する弦歌里が仁善郷に屬すことか

ら江陽縣域が官河以北にまで及んでゐる

ことが知られる。

(114) 他にも數例の道化坊名を見出し出すが、全て

葬地として見えておらず、郊區であることは

間違ひない。

(115) 前注(61)所引曰元和志曰逸文參照。

(116) 元和五年没の彭夫人墓誌曰江蘇通志稿曰金

石五、
曰 旬齋臧石記
曰 卷二九、
曰 民國江都

縣續志
曰 卷一五、
に「清寧鄉嘉禾村」
が「見

之、
印志華、徐良玉、
「揚州七八二工程
地

唐代文化遺存清理記略
に「揚州博物館」
曰 文

物資料選集
曰 三一
一九八〇、
曰 集刊
曰 三再録

に「江陽縣の郷例」として引用する。
しか

に「この墓誌は」として羅振玉氏が
曰 廣陵

冢墓遺文
曰 序で後世の偽作と断
いたもので

あるから、
ここでは除外した。

(117)
曰 大業雜記
曰 「大業元年」
又敕揚州總管

府長史王弘。大修江都宮。又於揚子造臨江

宮。

(118) 舊唐書曰卷六。河間王孝恭傳。武德七

年。總管李靖又下廣陵城。拔揚子鎮。

(119) 同前卷一二九張延賞傳。大曆中。尋出為

揚州刺史。淮南節度觀察等使。中略。邊江

之瓜洲。舟航湊會。而懸屬江南。延賞奏請

以江為界。人甚為便。

(120) 隋から唐初にかけて。揚州と潤州との界は

必ずしも長江をもつて區切つてはおらず。

複雑な行政區劃の變動が見らる(曰通典曰

卷一八二州郡一二古揚州下丹陽郡條曰太

平寰宇記曰卷八九江南道一潤州條等參照)

瓜洲及び揚子の地の揚州への歸屬問題もそ

の事と關連するようである。

(121) 青山定雄曰唐宋時代の交通と地誌地圖の研

究曰(一九六三吉川弘文館)第八章「唐

宋時代の轉運使及び發運使」參照

(122) 曰資治通鑑曰卷二二六建中元年七月條「

劉晏於揚子置十場造船每艘給錢千緡。

或曰所用實不及半。虛費太多。晏曰不

然。(中略)今始置船塢。執事者至多。當先

使之私用無窘。則官物堅牢矣。(中略)其後

五十年。有司果減其半。續資治通鑑長編

卷四七五。元祐七年七月條。是月。龍圖閣

學士知揚州蘇軾言。(中略)臣聞唐代宗時

劉晏為江淮轉運使。始於揚州造轉運船。

載一千石。十船為綱。(中略)乃於揚子縣置

十船塢。差專知官十人。

(123) 曰太平寰宇記卷一三。建安軍永貞縣條。

永貞縣 舊十六鄉 今十鄉 本漢江都縣地

。 舊揚子鎮城 唐高宗時 廢鎮置縣 因鎮

為名 廣陵監 丹陽監並置在縣郭 (中略)

李昇偽命日 改為永貞縣

(124) 曰 太平廣記 卷三四一 鄭瓊羅條 (出 曰 酉陽

雜俎) 曰 其他 揚州縣に關するものとし

て 曰 太平廣記 卷三九九 陸鴻漸條 (出 曰

水經) 曰 揚子驛 曰 唐大和上東征傳) (

丁51.992 b) 曰 揚子亭 曰 水部式) 殘卷) (

2507) 曰 揚子津 前掲 崔公夫人王氏墓

誌レ (口) 千曲精廬藏唐墓誌口 八。 () 二レ 揚子

官舎レ などが見レ 出せる。

(125) 口 賀治通鑑口 卷二五三 廣明元年二月條レ (

淮南節度・鹽鐵・轉運等使) 高駢奏改揚子マ

院為發運使。(胡注) 楊子院舊置留後。今改

為發運使。宋朝江淮發運使本此。

(126) 安藤前掲書本篇二六八頁以下、青山前掲書

二六二頁以下、朱江レ 唐揚子縣考レ (口) 文物

口 一九七七一九、口 集刊口 三再録) 等参照

(127) 池田温レ 中國歷代墓券略考レ (口) 東洋文化研

突所紀要 四八六册 一九八一 録文有ソ

(128) 朱氏云 一本墓誌 一九六五年出土 出土地

點 在今城東南近郊沙口小東庄附近 說明

為當時揚子縣界 與揚子縣曲江鄉五乍村交

界的 是江陽縣嘉寧鄉五乍村

(129) 嘉靖惟揚志 卷七

(130) 前注 (119) 參照

(131) 宋鄉 嘉靖惟揚志 卷七公署志 鄙鄉條

江都縣 二十六鄉 名 五 舉 太平寰宇

記 元豐九域志 宋江都縣 二十

五郷に作る。元郷は、曰 民國江都縣續志也

卷一五金石攷に錄する至元五年一揚州路學

田記レ碑陰に十六郷の名を擧げたる。明郷は

曰 萬曆江都縣志也 卷七建置志都里條に二

十五郷の郷名を擧げたるを參照也。

(132) 王煦榿、王度槐前掲論文。

(133) 曰 太平寰宇記也 卷一二三一大江一(中略)南

對丹徒之京口、舊闢四十餘里、謂之京口、

今闢十八里レ。

(134) 曰 新唐書也 卷三四、五行志一 大中六年夏

淮南餓。海陵。高郵民於官河中漉得異米

號聖米。

(35) 舊唐書 卷五九 李襲譽傳 轉揚州大都督

府長史 爲江南道巡察大使 多所黜陟 江

都俗好商賈 不事農桑 襲譽乃引雷陂水。

又築句城塘 溉田八百餘頃。百姓獲其利。

雷陂水を引いた事と 句城塘を築いた事

とは 揚州周辺の地形や雷陂、句城塘の立

地から考えて別工事のようである。前春は城内

への導水と主目的としたものと見なしたい。

(126) 曰 舊唐書 卷九 玄宗紀 開元二十六年 末條

潤州刺史齊澣開伊婁河於揚州南瓜洲浦

同卷一九。中齊澣傳 二十五年 遷潤州刺

史 充江南東道採訪處置使。潤州北界隔吳

江 至瓜步沙尾 紆匯六十里 船繞瓜步

多為風濤之所漂損。澣乃移其漕路 於京口

塘下直渡江二十里 又開伊婁河二十五里

即達揚子縣。自是免漂損之災 歲減腳錢數

十萬。又立伊婁埭 官收其課 迄今利濟焉

L

(157) 伊婁河二十五里、つゞり開元二十六年(七

三八)時點での江岸瓜洲浦から揚子縣まで

の距離が二十五里であることを知る。一方

で、曰 舊唐書四卷一二九韓滉傳に「其年(

興元元年)十一月、來朝京師。時右丞元琇

判度支、以關輔旱儉、請渾江淮租米、以給

京師。(中略)乃條奏、滉督運江南米、至揚

子凡一十八里、揚子以北、皆元琇主之。滉

深歎於琇、同卷一三〇崔道傳に「德宗復

以滉爲江淮轉運使、餘如造所條奏。元琇以

混性剛難制、乃復奏江淮轉運、其江南米、

至揚子凡十八里、請混主之、揚子以北、瑋

主之。混聞之怒、とあつて、興元元年（七

八四）時點で、長江から揚子縣に至る漕運

路を十八里としてゐる。約半世紀で江北岸

が七里ばかり逆に浸蝕さへたとはとうてい

考之らぬ、やや理解に困るゝところであ

る。

(138) 史念海前掲論文参照。

(139) 分類補註李太白詩 卷二五 題瓜州新河

錢族叔舍人賁レ詩二一齊公鑿新河萬古流

不絕レとある。才二仁一口東征傳口下51 990 b 992 b

二一天寶七載（中略）六月二十七日發（

揚州）崇福寺至揚州新河乘舟下至常州

界狼山（中略）即引還（潤州）栖霞寺住

三日却下攝山歸揚府過江至新河岸

即入揚子亭既濟寺レと見之。

(140) 口全唐詩口第八函一冊李紳レ入揚州郭レ詩

序一潮水舊通揚州郭口大曆已後潮信不

通レ口輿地紀勝口卷三七揚州景物下一

揚子橋（自大曆以後、潮信始不通。今瓜州

既與揚子橋相通。自揚子距江尚三十里。

開元期に海潮が揚州、潤州附近まで逆流し

ていたことを示す具體例は、曰新唐書曰卷

三六五行志三の「開元十四年」潤州大風

自東北、海濤没瓜歩レといふ記事である。

また曰至順鎮江志曰卷七海潮條に、元代の

ものではあるが、潤州附近の海潮干満の詳

しい記録があり、一定の参考となる。

(41) 曰文苑英華曰卷八一二梁肅一通愛敬陂水門

記「歲在戊辰（貞元四年）揚州牧杜公

命新作西門所以通水庸到人利也（中

略）當開元以前京口岸於揚子海潮出于

邗溝過茱萸灣北至邵伯堰湯湯渙渙

無溢滯之患其後江汜南徙波不及遠河

流浸惡日淤月填若歲不雨則鞠為泥塗

舟楫陸沈困于牛車積臭合敗人中其

氣為疾為瘵（中略）貞元初公由秋官之

貳出鎮茲土既下車乃驗圖考地謀新

革故相川源度水勢自江東而西循蜀岡

之右。得其浸曰句城湖。又得其浸曰愛敬陂。

方圓百里。支輔四集。盈而不流。決而可

注。圖以上闡。帝用嘉允。乃召工徒。修理

舊防。節以斗門。釀為長源。直截城隅。以

灌河渠。水無羨溢。道不迴迂。於是變濁為

清。激淺為深。潔清澹澄。可灌可鑿。然後

漕輓以興。商旅以通。自北自南。泰然歡康。

舊唐書卷一四六杜亞傳。揚州官河

填淤。漕輓堙塞。又僑寄衣冠及工商等。多

侵衢造宅。行旅擁弊。亞乃開拓疏啓。公私

悦賴
新唐書 卷四一 地理志 揚州 江都

縣條 簡略記事 あり

(142) 安藤前掲書外篇三七一頁注(2)参照

(143) 新唐書 卷五三 食貨志三 初 揚州 疏太

子港 陳登塘 凡三十四陂 以益漕河 輒復

堙塞 淮南節度使杜亞 乃濬渠蜀岡 疏句城

湖 愛敬陂 起隄 貫城 以通大舟 河益庫

水下走淮 夏則舟不得前 節度使李吉甫

築平津堰 以洩有餘 防不足 漕流遂通

見之 陳登塘と愛敬陂は同一地

ある。この附近の運河河床が高く、堰を設けて水量調節をしなければ漕運機能を維持出来ず、このことをより具体的に記すのは、宋史白卷九六河渠志の次の記事である。宣和二年九月、以真、揚等州運河淺澀、委陳亨伯措置。(中略)陳亨伯遣其屬向子諲視之。子諲曰、運河高江、淮數丈、自江至淮凡數百里、人力難濬。昔唐李吉甫廢楸置堰、沿陂塘、泄有餘、防不足、漕運通流。云々

(144) 前注 (59) 參照。また、安藤前掲書外篇三七二

頁以下、李伯先前掲論文參照。

(145) 寶曆二年の鹽鐵轉運使王播による古七里港

より禪智寺橋に至る全長十九里の城外新運

河建設は、前注 (59) に引用したように、冊

府元龜 卷四九七、舊唐書 卷一七上 敬

宗紀、舊唐書 卷一四六 王播傳、唐會

要 卷八七に見之るが、さらに冊府元龜

同前直後に、大和四年十二月、鹽鐵轉運

使王涯奏請、開揚州南郭外七里港、別為河

以通漕運及商賈舟船、東北禪智寺橋東四里、
 復與河合、約長十九里、用功五十餘萬。
 從之とある。青山前掲書二七一頁では、
 別個の運河開鑿として言及さめてゐる。し
 の、記事内容は寶曆二年に王播が行なつ
 たものと全く同一であり、ぬぶか四年後に
 同一のこのような大土木工事が再び興さ
 るというのはきわめて不自然である。王涯
 は王播の後を繼いで鹽鐵轉運使となつた人
 物であるが、兩唐書本傳をはいめ、他書に

もこの運河開鑿に關する記述は一切ない。

同肩書、同姓、類似名、就任時期の連續な

じから生じた。冊府元龜の混同であるこ

とほまゝず間違はない。

(146) 曰新唐書卷三六五行志三開成二年夏

旱。揚州運河竭。

(147) 前注(59)參照。

(148) 曰太平廣記卷二二。陶俊條。江南吉州刺

史張曜卿。有謙力者陶俊。(中略)張命守舟

于廣陵之江口。因至白沙市。(中略)白沙

去城八十里。云々。(出曰稽神錄曰) 現在の

儀徴の地である。

(149) 曰 舊唐書曰 卷一七二 合狐絢傳 一 (咸通) 九

年 徐州戍兵龐勳自桂州擅還。七月 至浙

西 沿江自白沙入濁河 剽奪舟船而進。

(150) 前注 (37) 参照。

(151) 曰 桂苑筆耕錄曰 卷一四 一 張雄充白沙鎮將牒

同 一 柳孝謙知白沙榷酒務牒 中央の

統制を離脱して自立の態度を強める淮南節

度使高駢支配下のもたはあるが 白沙鎮

が重要視さるるようになつたことを示すもの
のである。

(152) 曰 太平寰宇記 卷一三〇 建安軍 本揚州

白沙鎮地。偽吳順義二年、改爲迎鑾鎮。是

揚州大江入京口之岸。皇朝建隆三年、升爲

建安軍。雍熙三年、仍割揚州之永貞縣以屬

焉。揚州の永貞縣とは、既述のように

唐代の揚子縣である。

(153) 曰 容齋隨筆 卷九 唐揚州之盛條 自畢師鐸

孫儒之亂、蕩爲丘墟。揚行密復葺之、稍

成壯藩。又燬於顯德。本朝承平百七十年。

尚不能及唐之什一。今日真可酸鼻也。唐

末の荒廢は、曰舊唐書曰卷一八二秦彥傳二

一自（畢）師鐸・秦彥之後。孫儒・（楊）

行密繼踵相攻。四五年間。連兵不息。廬舍

焚蕩。民戶喪亡。廣陵之雄富掃地矣。五

代末の荒廢は、曰資治通鑑曰卷二九三後周

顯德四年十二月條二。唐人悉焚揚州官府民

居。驅其人南渡江。（胡注）九域志。揚州南

江四十五里。後數日。周兵至。城中餘癘痲

十餘人而已とある。

(154) 全漢昇前掲論文参照。

(追記)

本章は梅原郁編 中國近世の都市と文化

□ (京都大學人文科學研究所 一九八四) に

原載したものに、その後の考古學上の成果を

踏之つ、一部加筆したものであるが、章末

に附した「唐揚州城復原圖」は原載の未々何

ら手を加えていない。□ 考古 一九九〇年第一

一期に、中國社會科學院考古研究所等揚州城
 考古隊の「揚州城考古工作簡報」が發表さ
 れ、最近の成果に基づく「唐代揚州城平面圖」
 が掲載された。これと比較してみると、平面
 フランにはおいてはほぼ完全に一致してあり、
 本章「復原圖」の正確度の高いものがあること
 が確認されたと云つてよい。

第三章

唐末五代期における城郭の大規模

化

— 華中・華南の場合 —

第一節 唐代州縣城郭の規模

唐代の城郭都市を通觀すれば、長安・洛陽

の兩京が群を抜いて大規模な平面プランを呈

っていることば周知のところである。城周六

七里の西京長安城（實測値三五五七〇米）と

城周五二里の東京洛陽城（實測値二七五一六

米。但し南北兩城間の洛河部分を含む）は、

隋代に統一帝國にふさわしい都城としてその

以前の城郭城基に據ることなく、全くの別地

に新たにレかるべき都城フランに基づいて造
 営されたものであつて、もっぱら政治的意圖
 からの築城であるから、都城變遷史の上から
 は注目すべきではあるものの、秦漢以來の地
 方行政據點としての州郡城、縣城といった一
 般的な城郭都市とはやや様相を異にすると言
 わねばならない。城郭都市を歴史的に連續し
 た存在として見るならば、過去の城基が繰り
 返して修築を加えられつつ再利用されること
 の少なくない一般的な州縣城郭の變遷こそが

より注目されねばならぬであろう。

本篇末に掲げた「唐代州縣城郭一覽」は、

既に前篇第四章でも言及したように、城郭の

存在が確認出来る三三〇餘の唐代州縣城郭に

ついて、その規模や構造、築年、再築年、増

修年、利築年等について整理したものである。

本表で明らかになように、兩京を別格として、

唐代で最大規模の城郭は城周四七里の蘇州城

で、四二里の太原府城がこれに次ぐ。太原府

城は唐中期に北都として兩京に準ずる格付け

がなされるから、そのみに見合つた規模と言ふ
 よう⁽¹⁾以下、四〇里の揚州城⁽²⁾、三二里の幽州
 城、三〇里の陳州城など、城周三〇里以上と
 確認出来る例はきめて僅かである。三三里
 乃至四二里の成都府城、七〇里の杭州城、四
 〇里の福州城などはともにも唐末期に大擴張さ
 したもので、これらの城郭こそが本章で取り
 上げようとする対象である。四二里の梁州興
 元府城は唐代にそのままの規模で機能したか
 どうか疑わしい。また密州莒縣城の城周四〇

里、太原府文水縣城の三〇里、瀛州東城縣城
 の四〇里など、縣城クラスで並外れて大きな
 規模をもちつものが見られるが、恐らくは前代
 以來の城郭が一應は繼承されたもの、實際
 の城居空間は城域のごく限られた部分に過ぎ
 なかつたようである。文水縣城では、城甚だ
 寛大、約三十里たり。城中に於て水田
 を種う⁽³⁾という状態であり、東城縣城の城周
 三〇里というものは前代以來の故外城であり、
 唐代縣城としての城居空間は城周たかだか五

六里の舊城に過がない。(4)

およその目安として 府州城ヲラスで城周

一〇里(約五六〇〇米)前後 縣城ヲラスで

はそれ以下の規模である。城周一〇里であ

は、假に正方形の平面フランだとすれば、一

邊ニ五里(一四〇〇米) 城周二〇里で一

邊五里(二八〇〇米)となる。従つて城周二

〇里前後、及びそれ以上の城郭が大規模城郭

に分類することが出来るであらう。そこであ

らためて一覽表を見てみると、大規模城郭と

見なすべきものがいくつか認められ、それら
 のほとんど全てが華中・華南の地であり、か
 つ唐末五代期に大幅な擴張増修がなされて大
 規模城郭に變貌していることに氣附くである
 之。以下にそれらの大規模城郭について、そ
 の地域性、擴張増修が何時、誰によつてなさ
 れたか、城郭構造上の特徴と中心に検討を加
 えることにする。

第二節 華中・華南の州縣城

(1) 荊州江陵府城

もと中隔城壁があつて南北兩城に分たれて

いた。南城は蜀漢の關羽が築いたもので東

晉の桓温が一城とし、唐城は恐らくそつと繼

承したもので、如くで、城周一八里であつた。(5)

唐代後半のことと思はれるが、南門が甕城構

造とさめていたことが知られる。(6) 唐末に王仙

芝叛亂軍が江陵城を攻撃した際、羅城を陥つた

へて子城を固守したものの、三〇萬戸の城内
 人口の三〇四割が失なわれるという大破壊を
 受けた。⁽⁷⁾ 五代初、この地に據って自立した高

季興は、一〇數萬人を動員して破壊の著しい

羅城（外城）を大增修するとともに、城壁上

に多數の敵樓や櫓を設けて防禦強化を圖って

いる。とくに「西面羅城を増築したとある

ことから、それ以前の子城西壁と羅城西壁と

が共用さへしていたものと、子城を完全に羅城内

に取り込んだこと、つまり羅城が西側に擴張

さめたことが知られるのである。⁽⁸⁾ 高季興によ
 る擴張増修で注目すべきは、羅城が全て磚城
 とされたことである。南に長江をひかえ、⁽⁹⁾ 數
 の水系が圍繞する江陵の地にあつて、磚城構
 造は攻城對策であるだけに、増水時の城
 壁保護のためにも必要であつたからである。
 高季興は甃磚工事のため、五〇里四方の古墓
 を全て暴かせて、墓室の構築に用いられてい
 た磚を剥ぎ取つたといふ。⁽⁹⁾ このことは、版築
 及び磚の焼成に最適である黃土地帯ではな

この地での築城の困難さを物語るものである。

(2) 廬州城

唐代の廬州城に關しては、咸通十年（八六

九）に龐勳叛亂軍が徐州を攻陥し占據した際

に、亂對策の一環として羅郭が修築されたこ

とが知られる以外は不詳である。五代十國初

の楊吳天祐六年（九〇九）に至って、楊吳の

實權を握る徐溫（南唐先主）の命で、廬州刺

史張崇が行なった大擴張と大幅な防備強化策

を具體的に知るこゝが出来る。(60) この増修で廬

州城の城周は二六里一七〇步(約一四・八キ

ロ) 城高三丈(九・三米)という大規模な

ものとなった。五五ヶ所の窯で焼成した一尺

三寸×六寸大の磚數萬片で城身をおおった磚

城構造とさめたことは、防城強化の面を重要

である。但し、こゝだけの城周と城高をまつ

城壁であらう。數萬片の磚ではとうてい全體

を磚城構造には出来なかつたはずである。ま

た城濠は幅七〇×六〇丈(二一・八×一・八七米

一、深さ八丈（二五米）のものがあるが、新に掘削
 されたと云うが、城高との關連から見て一才
 一丈一誇大であらう。少なくとも濠幅の單位
 丈は尺の誤りと見なしてよい。新築羅城には
 一三門が開かれ、西門の獨山門、瓦歩門の名
 が知られる。またいくつかの橋梁の架け換之
 がなされたうち、東正門橋、崇化門橋、懷德
 門橋の名が見えるが、羅城・子城のいふもの
 門名かは判然としなない。防禦施設として、
 城壁上に設けられた四四ヶ所の大弩樓がある

こゝは曰通典四曰武經總要四等に言う弩

臺に類するものであろう。およそ三三六米毎

に設けられた大弩標には、射程が長く殺傷力

の大なる大型弩を操作する射手が多数配され

城下真近かに迫る敵兵に對してより、おし

ろや距離のある敵兵に有効な威力を發揮す

るものであった。この大増修工事の最中の九

〇八年十一月、吳越錢鏐の南からの侵攻に呼

應して、後梁の寇彦卿が五萬の兵を率いて北

から淮河を渡河して廬州城を、直ちに城湟を

渡り、長梯を女牆に搭け、霜矛を鵲塚に攢む。
 しと、いふ、攻迫攻撃を加えてきたこと、
 修築後、
 まもな、い、九一三年にも、賀環・王彦章等の率
 いる四萬の後梁軍が廬州羅城の西側にて延亘
 數里に及び、攻撃陣を布きながら、堅墉漸
 く備わり、濬海已に固し。巨堞屹として山の
 ごとく横たわり、大弩發して雷のごとく吼う
 しと、いふ、萬金の防禦に於て撃退したること(13)な
 ごとく、
 南に位置する廬州とは、淮南攻略をいふ、
 淮河南岸の壽州とその

試みる後梁にとつて陥さぬばならぬ、戦略要地であつた。逆に言之ば、華北軍閥政權の南侵を淮河の線で阻止し江淮の地に自立政權を維持しようとする楊吳にとつても死守せぬばならぬ、要衝が廬州であつた。廬州城の擴張と防備強化は、まさにこの時期の情勢に對應するものであつた。

(3) 潤州城

潤州は大運河の江南での起點で、江北の揚

州とともに漕運上の一大要衝であり、唐代後

半期には浙西觀察使の使符が置かれた。潤州
 城は子城と羅城とから成る。子城は孫吳期に
 築かれた軍事要塞の鐵瓮城を繼承したもので
 城周六三〇歩（一里二七〇歩、九八三米）
 という小規模なものである。(14) 羅城の存在は八
 三〇年代の浙西觀察使王璠が「潤州の外隍を
 擊つ」とあるのが初見であり、唐代前半期の
 潤州城は鐵瓮城だけであつた可能性が強い。
 浙西藩鎮期に羅城が築かれて鐵瓮城が子城と
 化したと考之らる。羅城規模が判明するの

はやはり唐末で、八八〇年代に鎮海軍（浙西）
 節度使周寶が増修し、城周二六里一七步（
 約一四・六キロ）城高九尺五寸（約三米）
 という大規模なものになりた⁽⁶⁾。黄巢の亂後の
 混亂に乗じてこの地で自立化を圖った周寶で
 あったが、光啓三年（八八七）に兵亂で放逐
 され、杭州から北上して蘇州・常州・潤州と
 いう運河線の確保をぬらう錢錫が一時的に占
 據するものの一つで淮南楊行密によつて常
 州・潤州は奪われ、吳と吳越の國境線が事實

上定まることになる。唐末の群雄割據の存か
 ぶその爭奪の的に存ったのが潤州の地であり
 、その比較的早い時期に占ける群雄本據の擴
 張の例が潤州城である。近年、城周約五〇〇
 〇米の東晉南朝期の晉陵郡羅城が確認さ
 唐代潤州羅城は上記晉陵城に西接して築か
 えたことがほぼ明らかとなつた。⁽¹⁷⁾ 之して明
 清以來の現鎮江城と少なくとも東壁は重層し
 てゐる可能性も指摘されてゐるが、乾符以前
 に占ける唐羅城の規模は依然として不詳であ

豫測さへあるが未確認である。夾城は月城、
 東夾城は東晉羅城との重層が
 て羅城の東、西壁に沿って設けられていたこ
 東西夾城が附設さへていた。⁽¹⁸⁾ その長さから見
 唐城には長さ一二里七〇歩、高さ三丈一尺の
 は、ほぼそのまゝの形で残存している。また
 さへいた。現鎮江城の東北部に突出した鐵瓮城
 の子城としてもその東北部に接して存続利用
 城としてその西北に外接するとともに、唐城
 する。ただ城周六三〇歩の子城は東晉羅城の子

城、羊馬城等と同じく、城門及び城壁防禦を
 強化するため施設であるから、唐末の鎮海
 節度使周寶による羅城擴張時、あるいはその
 後に一時占據した錢鏐、ついで潤州を確保し
 た楊行密のいふゆゑの手になるものと考之ら
 れよう。九三七年の楊氏吳から徐（季）氏南
 唐への政權交替に際し、南唐主徐知誥は吳主
 楊溥から讓位さしめると、潤州子城（牙城）を
 丹陽宮と稱して吳主の居所と定めた。實體は
 吳主を子城内に軟禁したものに他ならぬ。

(4) 潤州上元縣城（金陵江寧府城）

六朝歴代の都城建康の地である。隋の平陳

時に大破壊を被り、唐代には潤州に屬する上

元縣治となるが、縣城の規模等は全く不詳で

ある。唐末にやはり群雄勢力が入り代りこの

地に據り、最終的には楊吳の領域に組み入

られた。⁽²⁰⁾ 十國吳の順義年間（九二一〜二六）

吳の實權者徐溫は六朝舊城の南に新たな城

郭を築き、ついで徐知誥が大擴張して城周二

五里四四步、城高二丈五尺、上厚二丈五尺、

基厚三丈五丈とし、さらに基厚四丈一尺の内
 臥羊城（羊馬城の一種か）を設けて防禦力を
 一段と強化した。⁽²¹⁾ 九三七年の受禪直後には、
 金陵江寧府と改稱して揚州江都府から國都を
 遷し、舊子城（牙城）を宮城として都城の體
 裁を整えた。この牙城が恐らくは六朝建康城
 内の臺城かと考之られる。⁽²²⁾ 吳の領域をそのま
 ま繼承した南唐ではあるが、その獨自性を明
 らかにせんとするたみに存されたのがこの江
 寧府への遷都である。

(5)

常州城

常州城もまた唐末以降に順次擴張さして三重構造の大規模城郭となる。それ以前の大規模な構造については不詳である。景福元年（八九二）この地を押した淮南楊行密によって、まず城周二里三一八歩、城高二丈一尺の城郭が新建された。これが後に内子城と呼ばれるものである。ついで楊吳成立後の順義年間（八九二一〜二六）に、城周七里三〇歩、城高二丈八尺、基厚二丈餘の外子城が内子城を西

北隅に取り込む形で築かした。さらに天祚二年（九三六）には、城周二七里三七步、城高二丈、基厚二丈の羅城が外子城を西北隅に取り込んで築かした。⁽²³⁾常州の地は楊氏吳と錢氏吳越の國境線にあり、吳にとつては運河沿いに蘇州からさらに北進せんとする吳越に對するきわめて重要な戰略上の要衝に當つていた。ところが、常州城の度重なる増修となつたのであり、五代十國期に大規模化する城郭の一典型と言へる。五代末の後周世宗による對南唐

作戦で常州外郭、つまり羅城攻防が激しく展

開さへていゝ⁽²⁴⁾

(6) 常州江陰縣城

揚吳の天祐十年(九一三)に城周一三里の

城郭が築かれ、南朝梁以來、隋唐期に繼承さ

れてきた縣城は古城と呼ばれて新城内に包攝

さへ子城と化した⁽²⁵⁾。縣城ウラスズ城周が十里

を越える大規模なものとさへたのは、この地

が長江南岸に位置し、前面の江中に東洲と呼

ば、巨洲があつて、錢氏吳越が長江江口

より湖上して東洲を經由して吳領とくに常
州方面に侵入するルートに當るといふ戦略上
の要衝にあるからである。(26)

(7) 蘇州城

曰 吳郡志曰 曰 吳地記曰 といつた文獻や石

刻の「平江府圖」等によつて、唐代城郭の規

模や構造を具體的に知ることが出来る數少な

い例が蘇州城である。大城（外郭城、羅城）

の城周は四七里、小城（内城）は一〇里あり

兩京を除き、唐代府州城中で最大規模をも

つ。(27) 五代十國期には吳越領となり、楊吳との

國境に近接する地であったが、この時期に擴

張された形跡は認められない。すむに規模と

しては十分な大きさであり、大運河を利用し

た大城濠を圍繞さめていたからであるが、防

城施設等は大幅に増強されたであろうことは

十分に推測できる。

(8) 杭州城

隋の平陳後、楊素によつて城周三六里九〇

歩の城郭が築かれた。この時期のものとして

は異例に大規模である。大運河の南の起點と

して、統一後の江南支配の一大據點として、の

新建である。唐代杭州城はこの隋城をそのま

ま踏襲したものである。⁽²⁸⁾唐末に杭州を本據と

した錢錫は、大順元年から乾寧四年（八九〇

）九七）に及び増修工事で、南北に大幅に城

域を擴張して城周五〇里の夾城を築いた。こ

のとは併行して、乾寧二年から四年（八九

五）九七）の間には、西北部に突出した夾城

部分を廢する一方、東壁をさらに東進させ南

部夾城部かと接續させて、城周七〇里という
 巨大な羅城を築いた。西北夾城を廢するこ
 とで防禦上の弱點を克服し、南に擴張するこ
 とで錢塘江を事實上の城濠に利用したのである。
 この時に動員さへた勞力力は二〇萬の民夫
 と數萬の一三都軍士という膨大なものであつ
 たと記録さへしてゐる。⁽²⁹⁾ この羅城に包攝さへた
 内城（中城）と呼ばれるものが、唐代の杭州
 城であつたと考へらる。羅城壁上には百步
 毎に敵櫓が設けられるなど、防禦面での配慮

も十分に存さへたものであつた。(30) 單純計算で

は、ほぼ二五〇ヶ所の敵樓設置といふことに

なる。

(9) 杭州東安鎮城

唐末における軍鎮ウラスの城郭を一つだけ

紹介しておこう。東安鎮は、杭州西南一三〇

里に位置する管下新城縣内の軍鎮である。(31) そ

の設置時期は不明であるが、恐らく唐後半の

浙西藩鎮期であらう。唐末、杭州を本據とし

た錢鏐が都將杜稜に命じて城周二五〇〇歩(

六・九里、約三九〇〇米の羅城を築かせて
 いる⁽³²⁾。景福元年（八九二）のことである。新
 建されたのが羅城と呼ばれるからには、こ
 れ以前の東安鎮には小規模ながら城壁を有して
 いたこととわがめせる。城周が七里近、城
 郭規模は、中の上クラスの縣城に匹敵するも
 のである。この時期の錢鏐は、後述するよう
 に、もっぱら杭州一州域を確保するだけの存
 在で、四鄰はすべて敵對勢力であった。南鄰
 睦州には陳晟が據り、錢氏の手に入るのは元

の五年のことである。北鄰湖州には李師悅が
 據り、八九七年に錢氏の手に歸す。西北鄰宣
 州には三年前の八八九年に淮南楊行密が確保
 し、西南鄰歙州も八九三年に楊氏が押してい
 る。まさにはこのような情勢下で東安鎮に鎮と
 しては異例に大規模な城郭が築かれているの
 であり、築城の背景は自明であろう。事實、
 築城直後の乾寧二年（八九五）十月には、楊
 行密が寧國（宣州）節度使田頔等を派遣して
 杭州域に大規模な侵寇を行なっているが、

三四年ならずして、楊行密、淮南の節を持し

、稱盜を以て豕突、獠衝し、我が疆境を擾す。

而して東安郡（37）尤も其の忌む所と爲る。行密、

（潤州團練使）安仁義の精銳を減じ、（宣州節

度使）田頔、（歙州刺史）陶雅の敢勇を分ち

、以て東安城を攻む。樓櫓空に翔り、矢石交

ひも並る。朔日、我が軍、其の城に憑き、賊

將を城外に斃すこと數回、溝塞がり斬土埋り、

悉く以て色を等しうす。是れより群寇復た南

を圍るの意有らず（37）と見之るように、楊行密

の南侵を撃退するのニ羅城の成つた東安鎮が
重要な役割を果すことになつたのである。

(10) 湖州城

唐初武德四年(六二一)に築か、唐末景

福二年(八九三)に刺史李師悦によつて重修

された。羅城の城周は二四里とかなり大規模

であり、唐末重修時に擴張されたものと見る

べきであらう。⁽²⁴⁾湖州刺史李師悦はもと武寧(

涂泗)藩鎮の將で、黃巢の亂鎮壓過程で武功

をあげて成り上つた武人である。淮南楊行密

と兩浙錢鏐という兩雄の間にあつて、揚行密
 に款を通じつつ割據した群雄の一である。湖
 州城の増修は、唐末における中小群雄の本據
 のそれとして注目すべき事例であり、乾寧三
 年丙辰（八九六）秋七月の題記のある「烏程
 縣（湖州郭下縣）修建廨宇記」に「縣の外城
 を砌すること凡百餘雉」云々と見え、隴西公
 丁存ぬち李師悅の意を承けた烏程縣令余某
 の事跡を記し、羅城が磚城とさし、防備力強化
 の一端を知ることが出来る。その直後の乾寧

四年（八九七）に錢錫が湖州の地を確保し⁽³⁶⁾、
 淮南揚行密との勢力圏は蘇州・太湖・湖州の
 線にほぼ定まり、湖州は兩浙錢氏、丁家の
 後の吳越にとつて北の吳・南唐に對する最前
 線としてきつめて重要な戰略要地であり續け
 ることとなる。湖州城の防禦施設に關しては
 古地志によつてさらにいくつものものが知
 られる。まず城壁上には白露舎が設けられて
 いた。曰武經總要に等に見え、非常時におけ
 る戰具補充庫兼防火用具庫である白露屋と同

じ施設であらう。⁽³⁷⁾ 南門安定門は甕城構造とさ
 れ、城壁面に「壅塞之處」が數ヶ所設けられ
 ていた。これは城壁外をカムフラージュした
 暗門のことであらう。これら白露舎をはじめ
 とする防城のための諸施設は、唐末の湖州刺史
 史李師悦による増修以後、錢氏吳越の領有期
 に順次増強さへていった。とも考えておす間
 違はない。そして宋初の太平興國三年（九七
 八）に、吳越が宋に降服するや、これら湖州
 城の強固な防備施設のほとんどは撤去さへて

しまうのである。(38)

(11) 睦州城

唐初の睦州治は新安縣城（宋代淳安縣）に

置かれ、東西南北、縦横纔かに百餘歩と

あることから判るよう、城周めまか一里四

〇歩餘りの小城で、城内は倉庫、刺史官舎、

曹司官宇だけむほ埋め盡さめてしまひ、司

馬以下の屬僚及び一般住民はみな城外南を東

流する新安江沿いに居住せざるを得ない有様

であつた。かつ連年のように發生する新安江

の氾濫で城内はその度に浸水するという状

態であった。そこで萬歲通天二年（六九七）

に、東一六五里の建德縣城に州治が移された。

この新治の睦州城の規模は不詳であるが、

南宋期の城周三里という子城がその外であるら

しい。唐末の中和年間（八八〇〜八五〇）餘

杭鎮（暹）使陳晟が州刺史を放逐してこの地

を占據し、⁽⁴⁰⁾城周一九里、城高二五尺（基）

厚二丈五尺の羅城を築いた。⁽⁴¹⁾舊睦州城を子城

として取り込んだものと考之られる。陳晟の

場合も、相對立する淮南楊行密と兩浙錢鏐と
 いうニ大勢力の間にあって、巧みに睦州を中
 心とした地域支配を志向した中小群雄の一典
 型であり、是以故にこそ本據睦州城の大幅な
 擴張と防備強化を圖つたのである。しかし、
 その子陳詢の代の天祐二年（九〇五）に錢鏐
 の攻撃に屈し、陳詢は淮南に亡命し、睦州の
 地は錢氏の領有に歸したのである。⁽⁴²⁾北宋末の
 方臘の亂後に「重建」した城周一二里ニ歩
 と、いう宋城は、宋初の城基に據つて「重建」

さいにたものであろうから、吳越の降服でこの
 地が宋の版圖となつた際に一回り小規模なも
 のに縮小改築された例に數えることが出来る
 であらう。

(12) 越州城

城周一〇里の子城は隋の楊素によつて築か
 れたと云うから⁽⁴³⁾ 羅城が築かれる以前の隋唐
 期の越州城がこれである。唐末乾寧三年(一
 八九六)の越州城攻防に際して外郭と牙城の
 存在が見えてお⁽⁴⁴⁾ り、やはり唐後半以降に舊城

を子城化する形で外郭羅城が築かれたことは
 確實である。その規模は不詳ながら、宋熙寧
 年間の一〇六八―七七〇のころが城周二四里
 二五〇歩であることから、⁽⁴⁵⁾ 唐末羅城の規模を
 ある程度推測することが出来る。また後世の
 越州城圖では、子城は羅城の西北の小高い丘
 陵臥龍山を中心位置しており、⁽⁴⁶⁾ 多数の水系
 が交錯するこの地の子城の立地を考慮する
 ならぬ。隋唐城つまり越州子城は基本的に
 後世まで踏襲されたことを見なし得る。ところを

唐末における越州城の攻取といふのは、その
 時點では浙西を領有するだけであつた錢鏐が
 越州城に據る義昌（浙東）節度使董昌に對し
 て行なつたものである。この直前に淮南楊行
 密によつて一時蘇州を奪つた錢鏐にとつて
 その本據杭州の後背を脅かす浙東董昌はど
 うしても除かぬおならなゝ存在であつた。こ
 こに越州を陥した錢鏐は、兩浙の地を領有す
 ることに成功したのである。

(13)

越州諸暨縣城

開元、天寶年間、東北門と西南門が造ら
 ているが、城壁が存在したかどうかは
 不明である。唐末天祐初（九〇四）
 に錢鏐によって修築された城壁は、宋
 代には廃されてしまった。宋城の規模は
 城周二里四八步、城高一丈六尺、基厚
 一丈であり、唐末から吳越期の規模は
 このより一回り大きかったと推定され
 ている。

(14) 越州新昌縣城

唐末に錢鏐によって剡縣東境一三郷を析

て新設されたものが新昌縣で縣治は石牛鎮に

置かれた。殖産興業等による人口増が新縣設

置の一因であろう。鎮から縣へ昇格された比

較的早い時期の事例である。縣城規模は城周

一〇里 城高一丈 基厚一丈三尺と縣城とし

てはかなり大型に屬する。⁽⁴⁸⁾ 鎮の發展が急速に

進行したことを示している。

(15) 衡州城

「衡」の城は龜山嶂嶺の上に成る⁽⁴⁹⁾と見え

るものが唐城に關する唯一の記述である。唐末

に錢鏐が衢州羅城使を派遣してこの地への勢力
 力擴大を圖つてゐることから、羅城の存在を
 知るこゝが出来る⁽⁵⁰⁾。明清城では城内の西北に
 嶺山、その東南に龜峰山を包攝してあり⁽⁵¹⁾、
 城郭規模はともかくとして、位置は唐城と基
 本的に變化のないことが判る。

(16) 温州城

十國初期、錢鏐によつて内外城が増修さ

城周一八里、城高三尋餘(二一、五、二四尺)

基厚一丈五尺、上厚五尺といふかなり大型

の城郭となつた。(52) 一八里といふのは當然外城

であらう。内城が唐城であつたと考へらる

。錢氏による領内要衝の支配を強化するため

の措置であることは明らかである。

(17) 台州城

城周一八里の外城と四里の内城から成る。

宋初の吳越併合時に城壁が破壊された(53)ことか

らすれば、外城の規模は唐城を錢氏が増修擴

張した結果だと見てよい。

(18) 明州城

明州は、開元二四年（七三六）に越州東半

の地を析いて新置された州である。廣徳元年

（七六三）の袁晁の亂で攻陥破壊されたが、

長慶元年（八二一）に再築される。この明州

城は城周四二〇丈（二里一〇步）という小

規模なもので、⁽⁶⁵⁾浙東海濱の地とは言えず、下

ラスの縣城規模に相當するに過ぎない。唐末

にこの地の土豪勢力を結集して自衛集團の長

にのし上った董晟は刺史を自稱し、西鄰越州

の義昌（浙東）節度使董昌に臣従する。次女勢力を

とリ守からも地域支配を志向した中小群雄で
 ある。そのために、唐城を子城として取り込
 む形で城周一八里という大羅城を築いたの
 である。⁽⁵⁶⁾ 西北からの餘姚江と南西からの奉化江
 が合流して甬江となる合流地点に、北及び東
 とその二江を天然の城濠として唐末に築か
 れた明州羅城の平面プランは、現在の寧波市
 図からも明確に識別出来る。のちにこの地は
 錢氏吳越の領有に歸し、城郭防禦策がさらに
 強化されていゝる。

(19) 明州定海縣城

甬江が海に入る地點に立地するものが定海縣
 である。各種の海船が甬江を溯上して明州に
 至る入口であるとともに、海鹽產地でもある
 ことから、唐代後半以降、その重要度が高ま
 って望海鎮という軍鎮が置かれた。唐末に錢
 氏が鎮から縣に昇格させ、城周四五〇丈（二
 里一八〇步）の城郭を築き、三〇〇餘丈（一
 里二四〇步）の城濠を掘削した。⁽⁵⁷⁾縣への昇格
 と縣城新建は、交易や製鹽業の振興による人

口増とも、錢氏吳越にとつて海防上の必

要性があったからだと考之らる。

(20) 慶州城

唐末の光啓元年（八八五）、この地の群雄盧

光稠が慶州を陥して自ら刺史と稱し、初めて

築城した。⁽⁵⁸⁾ 恐らくこれ以前は城壁はなかつた

ものかと考之らる。南宋期の城郭規模は、城

周一三里、城高三尋（二一・五二四尺）、基厚一

・五尋であり、⁽⁵⁹⁾ 唐末盧光稠による築城規模の

大概を推定出来る。江南に楊氏吳、嶺南に劉

氏南漢が次第に勢力圏を確立しつつあるなか
 で、盧光稠は虔州及び嶺南の韶州二州の地に
 據って自立し、馬氏楚を介して華北後梁に入
 朝臣従して自己保全を圖った。⁽⁶⁰⁾ その本據虔州
 城の築城は、このような情勢下でなされたも
 のである。この地は九一八年にようやく楊吳
 に併合されるが、この時の虔州城攻撃に楊吳
 軍は大いに手こぶっていたことから、⁽⁶¹⁾ きわ
 めて強固な防禦施設を備えた城郭であったか
 がうかがえる。

(21) 袁州城

唐初武德四年(六二一)に、城周四八四步

(一里一二〇步)、城高二丈の州城が築かれた

北面は渝水(袁江)を天然の城濠とし、他

の三面には幅七丈の城濠が掘削された。城壁土

外面は磚でおおひ、城壁上の白露屋は全て瓦

葺で耐火性が強化された。⁽⁶²⁾唐初における江南

の州城としては、城郭規模は小さいものの、

城濠の幅員や防禦施設の充實が注目される。

翌五年に平定される隋末以来のこの地の南朝

系群雄蕭銑に對する軍事目的に基づくもので

あることは間違いない。唐末乾寧二年（八九

五）袁州刺史揭鎮によつて城周一五〇〇餘丈

（八里一〇〇步）の羅城が築かれ、同時に外

城が増築された。⁽⁶³⁾この羅城と外城の區別が判

然としなない。ついで袁州刺史となつた彭耆章

が、天祐初（九〇四）頃、羅城をさらに東西

に擴張した。⁽⁶⁴⁾彭耆章はこの地方の赤石洞蠻と

呼ばれる原住少數民族の首長で、弟の彭玕は

南鄰で吉州刺史を自稱し、兄弟で袁州、吉州

の地に據つた勢力である。後述の撫州刺史危

全諷と連合して楊吳の江西での南進を阻止す

るために、湖南の馬氏楚とも連繫するなど、

唐末五代初において江西南部にある種々の少數

民族自立を圖つた存在として注目すべき勢力

であつた。⁽⁶⁵⁾ 九。九年七月、吳軍は撫州危全諷

、ついで袁州彭彦章を降し、吉州、信州、饒

州等を制壓した。翌八月には、既述の虔州盧

光稠も吳軍に降り、吳は江西南部をほぼ完全

に掌握した。⁽⁶⁶⁾ 袁州城は吳領になつてさらに増

條が加之らぬ。西鄰楚と境を接する要衝に
 あるからである。吳の乾貞二年（九二八）に
 は羅城諸門外に鋪柵が設けられて、城門防禦
 が強化された⁽⁶⁷⁾。鋪柵とは、月城・甕城・羊馬
 城に類する木柵であろう。大和五年（九三三）
 には羅城が二百餘間増築され、城濠五百餘
 丈も濬泄された⁽⁶⁸⁾。吳を繼承した南唐の保大二
 年（九四四）この地に鎮した劉仁贍は城内官
 宇の整備を行なうとともに、^一 仍ほ羅城を添
 築し、濠塹を開闢し、城壁を全て磚城に改

修して「鐵甕之堅」たる防禦強化を圖つてい
 る。(62) 南宋期の「袁州圖經」に「城周回七里二
 十步、高三丈八尺。子城周回一里一百二十步
 、高三丈七尺。北は袁江を枕とし、三面壕深
 四丈(70)と見之る宋城の規模から、宋がこの地
 を併合した後には羅城が一回り縮小されたこと
 が判り、宋城子城は城周規模が完全に一致す
 ることから、これが唐初の袁州城で、唐末の
 羅城新築時に取り込まれたことも明らかとな
 る。

(22) 撫州城

唐末光啓三年（八八七）に撫州刺史危全諷
 が大幅に増修し、城周一五里三六歩、城高一

丈二尺、基厚二丈五尺、門數八の大規模な羅

城が築かれた。羅城に西接した城周一里二

二歩の子城が元來の唐城であらう。⁽⁷⁾危全諷は

撫州南城縣の人とあるから、在地土豪であら

うか。黃巢軍が去った後の混亂の中で、中和

二年（八八二）、彼は撫州に據つて刺史を自稱

し、弟危仔倡を東鄰信州（饒州上饒縣）に送

リ込んでその地に據らしめ、江西觀察使鍾傳
 の統制から離脱して自立を圖つた。五代十國
 になると、楊吳の南への勢力擴大に抗して錢
 氏吳越に一時接近し、ついで袁州刺史彭彦章
 ・吉州刺史彭玕と連合し、さらに馬氏楚の援
 軍をも得て、江西への楊吳の前進據點洪州を
 攻略したが、敗北して擒えられた。九〇九年
 七月のこととて、ここに江西全域は楊吳の領有
 に歸した。⁽⁷²⁾ 十國初頭への吳・吳越・楚・南漢
 の勢力圏が固まる過程での、江西南部におけ

る比較的有力な群雄であつたのが危全諷であ
り、彼が本據撫州城を大擴張したのは當然であ
あつたと言へる。

(23) 撫州南城縣城

唐末の大順二年(八九一)に汝南公南康太
守某によつて築かれた羅城規模が判明する。

すなわち、城周一三里、城高二雉(二丈)基

厚一丈六尺、城門は東西に八門、南北に各一

門が開かれ、城壁上には(白)露屋一一三七

間、敵樓三ニケ所が設けられるといふ、
縣城

としては異例に大規模で、かつ強固な防禦施設を備えたものであった。この時期の南康太守、つまり虔州刺史は既述のよう、盧光稠であるが、この羅城新建が彼の手になるものか、断定し難い。盧光稠だとすれば、本據虔州から東北に接する撫州の南、南城縣域にまで彼の勢力圏が及んでいたことになる。あるいは、撫州の危全諷、洪州の鍾傳らの配下であった人物である可能性も排除出来ない。しかし、いふゆゑの手になるものであつても、このよう

な縣城クラスの大規模化は、こゝまで述べてきた慶州、袁州、撫州、吉州、信州等といつた江西中部、南部における群雄割拠の複雑な情勢と密接に關連したものであることは言うまでもなからう。

(24) 宣州城

晉代の初築で、隋の平陳直後に整備された。(24)

唐代の宣州城はこの隋城を承けたものであ

るうが、その規模等は不詳である。規模が判

明するのには十國期になつてからである。淮南

楊行密が宣州を奪取するのには龍紀元年（八八
 九）のことで、⁽⁷⁵⁾ 兩浙錢氏と境を接する立地か
 ら有力部將を配して備之とした。ところが
 こゝから部將が次々と宣州に據つて叛亂をお
 こし、數次に及び攻防戦で宣州城は大きく破
 壞さへるにまかされた。九〇三年の寧國（宣
 州）節度使田頔、九〇五年の宣州觀察使王茂
 章、九一二年の宣州觀察使李遇らの連続した
 叛亂がその由である。田頔はさらなる領域擴大
 を強引に圖ろうとして、既得領域の保全を第

一とする楊行密に抑之らめた不満から、王茂
 章は楊行密没後を承けて嗣位した楊渥との不
 和から、李遇は徐温の専權に對する反撥から
 是れを以て叛亂をおこしたのである。九五六年
 に至って、宣州巡檢使柴克宏が大幅な増修を
 加之防禦力を強化した。後周世宗による南唐
 の淮南江北奪取作戦の最中のことであるから
 、城郭修築の意圖は自明であろう。ついで九
 六三年に、さらなる増修がなされて、南
 唐が宋に併合される一〇數年前のこと、で、舊

城を大擴張して城周一〇里一九三步の新城が
 築かれた。長さ八九四丈（約五里）、深さ三
 丈有餘の城濠が掘削された。防禦施設として城
 壁上にハケ所の大樓、その他多數の敵樓や橋
 道が新設された。⁽⁷⁷⁾この年、宋は高氏荆南及び
 馬氏楚を併合して長江中流域を制壓し、先南
 後北策を着實に推進しており、淮南江北の地
 を既に失った南唐にとって、宣州の地は國都
 江寧府の上游に位置するきわめて重要な要衝
 であつたのである。

(25) 歙州城

大中九年（八五五）に城周一里四二步、城
 高一丈八尺、基厚一丈三尺五寸の子城が修築
 され、中和三年（八八三）に城周四里二步、
 城高一丈二尺の羅城が修築された。唐末中和
 以前の子城が元來の歙州城であったと考之ら
 れる。中和五年には、羅城はさらに南北に擴
 張さして城周九里七步と舊に倍する規模とな
 した。黃巢の亂後の混亂に對處するたための措
 置であることは言うまでもなからう。これは

リ先、咸通九年（八六五）に、羅城西北外に
 堤防が築かれている。夏秋にしばしば溢水を
 繰り返す溪水から羅城基部を守禦するため、
 光化年間（八九八〜九〇一）にはこの堤防
 を城基として城周四里餘りの城壁が築かれた
 。新城と呼ばれるものである。⁽⁷⁸⁾唐末五代初期
 土砂を盛っただけの堤防城基の脆弱さを全
 面的に改修し、
 今、當に深さ一仞を發し、
 砂石を抉去し、實すに精壤を以つてし、重ね
 て鎮築を加うべし」といふ新城の改築工事が

三城使算の監督の下で行なわれた。(79) 三城使と
 は子城、羅城及び新城の管理維持を職掌と
 する使職である。淮南楊行密が歙州を確保す
 るのが景福二年（八九三）であり、光化年間
 における羅城西北堤防上の新城築城とその後
 の新城大改修は、ともに楊行密の支配下にな
 ったからのものである。この時期における彼
 の最大のライバルは、歙州に東鄰する杭州を
 中心に勢力拡大を圖りつつあった浙西の錢鏐
 であった。

(26) 歙州婺源縣城

開元二六年(七三八)の新置縣で、城壁三

面を婺水が圍繞する立地であつた。唐末には

漆や茶の集積地として發展著しく、楊吳の領

域に組み込まれると、縣城城壁上に鼓角樓や

挾城樓が設けられた。楊吳太和年間(九二九

〜三四)には、北鄰の祁門縣、西鄰の饒州浮

梁縣、德興縣と本縣を合せた四縣の各種附税

とくに茶税徴収を統轄するため、婺源縣城

内に都制置使が置かれ、軍隊も駐屯して、こ

の地域での流通経済と治安維持の中心として
 の地位を確立する。そして南唐の昇元二年（
 九三八）に、城周九里三〇步（一作一〇里）、
 城高一丈八尺、しかも城内に東・南（一作西）
 兩市を開設するといふ。縣城としてほきわ
 めて大型の新城が築かれた。⁽⁸¹⁾ 唐末五代期にお
 ける地場産業の勃興とその発展に伴って大き
 く變貌する江南の縣城の姿がここに見られる。
 このまで見えてきた軍事面を主眼とした州縣
 城の大規模化とはやや異なる背景に因る例

である。

(27) 池州城

永泰二年（七六六）に宣州西半を析いて設けられた新置州である。⁽⁸²⁾ 黄巢叛亂軍が廣州を

遺棄して北への流寇を再開し、乾符六年（八

七九）十一月には江西及び浙江の饒・信・池

・宣・歙・杭等一五州が大きな被害をうけた

。池州城は「屋宇城壁の事無く、市井人物の

類も無し」という徹底的な破壊を被ったが、

中和元年（八八一）に池州刺史として赴任し

きた寶藩によつて再建され、既に城壁あり、
 則ち人は以て寇を避くるを得、廨署あり、
 則ち物は以て帑を營むを得たり。鼓角器械、
 廳堂簷廡、自ら濠塹の四隅に周り、其の間
 のまゝに建置すべき者、一として闕く所無し。
 しと防禦施設を含め、に守城強化が圖られた。
 翌年に寶藩は宣歙觀察使として宣州に移るが、
 同年十二月、黃巢叛亂軍からの降將を和州
 刺史となつた秦彦によつて宣州を逐われ、か
 つ池州もまた秦彦の勢力下に置かれることに

存った⁽²⁸⁾ 黃巢軍が北へ去った後のこの時期、

宣州、池州地方には群雄諸勢力のめまぐるしい攻防が展開され、楊行密が池州の地を確保するのほもウツレ先のことである。

(28) 福州城

福州城も唐末になつてはじめて具體的姿が判明する。黃巢叛亂軍が福建を流寇して南へ去つた直後の中和年間(八八一〜八五〇)福建觀察使鄭鎰によつて東南隅の擴張がなされた

ついで文徳元年(八八八)に陳巖がさらに

の

擴張増修して磚城としたが、その規模は城周

二三三歩（〇、六五里）といふ小さなものに

過ぎなかつた。⁽⁸⁵⁾ 陳巖は建州の人で、黃巢軍の

福建流寇に際して九龍軍といふ自衛集團を結

成して郷村防衛に活躍し、中和四年（八八四

）に鄭鎰に代つて福建觀察使となつた人物で

ある。⁽⁸⁶⁾ 福州城の大増築がなされるのは、閩國

の建國者王審知によつてである。王潮、王審

知兄弟は、秦宗權の暴政を避けて河南光州か

ら江西を南下し、江、洪、虔州を経て福建南

部の汀、漳州を抜くのが光啓元年（八八五）
 翌年には海岸線を北上して泉州を陥し、景福
 二年（八九三）には福州をも制して、王潮は
 福建觀察使を稱し、福建のほぼ全域を押えて
 閩國の基礎を築いた。乾寧四年（八九七）、
 兄王潮の死を承けて福建觀察使となった王審
 知がその本據福州城の大々的な擴張増修を行
 なうのが天復元年（九〇一）のことである。
 まず舊城を取り込んで城周二六里の羅城が築
 かれた。一五尺も掘り下げて城基を固め、版

築工法を造成させた城高は二〇尺、基厚は一
 七尺、外壁は一五〇〇萬片の磚で葺かした磚
 城構造とされた。この膨大な磚数が決して誇
 大でないことは、後述の南宋期桂州城の例か
 らも明らかとなるはずである。羅城上には廊
 と呼ばれる建造物が一八一〇間設けられ、廊
 の突出部、つまり馬面機能に相當する部位で
 は敵樓とされ、そのうち二三ヶ所は重層構
 造であった。城壁直下への視界を良くして城
 下に對する攻撃上の死角を少なくするため

工夫である。敵樓を含む廊の設置間隔は、單
 純計算で五・二步（約八米）毎となり、驚く
 ほど緊密である。また廊には一定間隔毎に三
 六ヶ所の更鋪が設けられた。一鼓を以て更を
 司るし、ための施設である。通常では時刻を知
 らせる鼓樓や鐘樓等は城内中心部附近に置か
 れるものであり、羅城上にこのように多数の
 更鋪が設置されたのは、非常時における守城
 指揮の迅速な傳達等を想定したものである。こ
 とは明らかである。城隅には角樓六ヶ所が

設けられ、そのうちニヶ所は遠望のきく三層
 構造とされた。角櫓六ヶ所とあるから、城壁
 の一部屈曲を示唆するものである。城門は各
 面二門の計八門、すべて鐵製門扇と銅製扇かんぶきで
 各門上には門櫓が設けられた。城郭防禦上
 の最大の弱點は城門部分であり、その對策が
 ここに見える。とくに火攻を想定した城門強
 化である。その他、九ヶ所の暗門、三ヶ所の
 水門が設けられ、うちニ水門は上下に移動す
 る門柵とした懸門構造で、帆柱を倒せば船の

出入が可能であつた。さらに羅城の南北外側
 に夾城を築き、これを南月城・北月城と言つ
 た。南月城上には廊一〇一三間、敵樓四九ツ
 所が設置され、二門・八暗門・二水門が開か
 へた。北月城上には廊六四二間、敵樓二六ツ
 所が設置され、二門・四暗門・二水門が開か
 へた。⁽⁸⁷⁾ 月城は甕城とも呼ばれ、本來は防城上
 の弱點である城門部分の防禦を強化するに
 めに、城門外を半月形等の小規模城壁で圍繞
 するものであるが、ここに見える南北兩月城

ははるかに規模の大きな事實上は羅城南北
 面の外側全體に築かれた外城である。月城に
 鑿たれた暗門の多さからみてもそのことはうが
 之る。羅城上からの防禦だけではなく、羅城
 と月城に挟まれた空間に多數の激撃用兵力を
 配置し、外敵の不意を突いて出撃することを
 想定して設けられたのがこゝから月城の暗門だ
 からである。とくに閩江に面した南月城に暗
 門數が多く、南面からの攻撃に對する防禦強
 化に意が用いられてゐることが注目される。

非常時を強く想定して、きわめて強固な防禦

諸施設を完備した城郭の實體をこほご具體

的に知るこゝが出来る例は、宋以前のものと

しては稀有な例であると言つてよい。ちなみ

に近年出土した王審知墓誌銘に「重城を創築

するこゝと繞廊四十餘里、露屋雲のこゝとく横た

ぬり、敵櫓高く峙たり。軍民の樂業を保ち、閩

越の江山を鎮む」と見えてゐる。五代期後半

の九四年、後継者とめぐる内紛から王氏一族

が泉州と漳州で自立した分裂混亂に乗じて南

唐が閩を併合した際、福州城の攻防はまず西
 關が陥さぬ。ついで外郭も陥さぬから、
 第二城を固守して二〇數日の間頑強に抵抗
 し續け、ついに九月辛丑に至つて「外城再重
 皆な唐兵の據る所と爲つたと見ざる⁽⁸⁹⁾。外
 城再重とは羅城南北を大きく圍繞する兩月城
 第二城とは子城を指すことは明らかである。
 またこの時期には西關だけでなく、東關の
 存在も知られる⁽⁹⁰⁾。羅城南北外には月城が設け
 られ、城門防禦はほぼ完璧であるのに對し、東

西面の主要城門の防禦強化策がこゝから東西關
 であることは言うまでもない。唐末以降、江

南各地の主要城郭が群雄の本據として擴張増
 修さるる諸例中で、具體像が最も詳細に判る
 のが王氏閩の本據福州城である。

(29) 建州城

唐中期の建中元年（七八〇）に、建州刺史
 陳長源によつて城周九里三四三步、城高三丈

、基厚一丈二尺、城門九の州城が再建さるた

こゝ以前の様模算については不詳である。

唐末天祐年間（九〇四〜九〇七）に刺史孟威
 が南羅城を添築してゐる。⁽⁹¹⁾ 一〇で九四一年に
 さらに増築さして城周二〇里と舊に倍する
 大規模なものとなった。⁽⁹²⁾ 第五代閩主王延義と
 對立した弟の建州刺史王延政の手になる大増
 築である。王延政は一〇で建州を以て自立し
 て殷と號し、王延義弑害後に第六代閩主とな
 る人物である。閩の紛糾による自衛策として
 の増築であり、やはり軍事目的を第一義とし
 たものである。羅城内には城周四里、城高一

丈八尺、基厚一丈の子城がかつて存在してお

り、⁽⁹³⁾創建時は不明ながら、建中以前の建州城

である可能性がある。

(30) 桂州城

唐初の武徳五、六年（六二二、三）に桂

州總管李靖によつて漓江西岸に城周三里餘

城高一丈二尺の城郭が築かれた。その後、大

中年間（八四七、六〇）に桂管都防禦（觀察

使蔡襲が外羅城を築き、唐初以來の州城は

取り込まれて子城となった。唐末光啓年間（

ハハ五ノハハには桂管觀察使陳環によつて
 さらに外羅城西北部に周六ノ七里の夾城が築
 かれた。是れ諸營力を展べ日ニに萬人
 と役し、時ならむして就く。氣色を増崇し、
 殿シホめること長城の若し。南北の行旅、皆シホ此
 に集る(94)とあること、から、物資集散の一中心
 として城外の市街地化が進行し、それら地區
 を城壁で包攝した城關の如くであるが、増修
 の背景には、やはり軍事上の要請があつたこと見
 るべきである。すなわち、ちようどこの時期

南詔の攻勢が激化し、北は劔南西川、東は
 桂管、南は邕管・安南方面で唐朝はもっぱら
 守勢に立たされていながらあり、劔南西川
 の使府州成都府城がほぼ同時期に全く同じ理
 由から大増修が加えられていた。したがって
 唐末における桂州城の擴張増修は、こゝま
 で見てきた自立化を強める内地群雄の本據と
 しての城郭増修とはややその背景を異にする
 ものである。ところで、唐代桂州城の子城・
 羅城・夾城のおよその平面プランを知る上で

恰好の資料が近年知られるようになった。南宋咸淳八年（一一七二）頃、城北鸚鵡山、南麓に刻せられた摩崖の「靜江府城池圖」がその一である。南宋末にモンゴル軍に一時攻陥された後、その戦訓から四次にわたって大規模な擴張増修がなされた。具體的記録である「靜江府修築城記」に附刻されたのが本圖である。本圖によつて、府治を圍繞するのが唐初に築かれた子城と基礎としたもの、その北側に破棄された外羅城の北壁、さらに北側の湫波山

沿いに東西に走る城壁が唐末に築かれた夾城線であることが明確に読み取ることが出来る。第一次の新城（外羅城）建設に用いられた磚は一、一〇五四〇〇〇片、第二次の西郭外城（羊馬城）には六二三〇、八七〇片、第三次の東郭外石城には四四二〇〇〇片、第四次の北郭外城には二九〇、八四一二片の總計二六〇、三五二八二片の多きものにほる(96)。これより約三七〇年前の唐末に王審知が大擴張した福州城で用いられた磚が一五〇〇萬片であったから

あらためて福州城の磚城構造の強固さを知
 ることが出来よう。

三 結 語

以上に比較的規模や構造の異なる三〇州縣の
 一鎮を含むの城郭について検討してきた。

地域別に分類すると、唐代一五道別では、山

南東道に属するもの一、淮南道一、江南東道

二一、江南西道六、嶺南道一となる。唐後半

期の藩鎮別では、荆南一、淮南一、浙西九、

浙東八、江西四、宣歙四、福建二、桂管一と

なる。五代十國の領域別では、高氏荆南一、

楊氏吳（のち李氏南唐）一三、錢氏吳越一三

王氏閩二、劉氏南漢一となるが、この分類

は最終的な歸屬を示すものであつて、唐末五

代初期では中小群雄勢力の本據であつたもの

が過半を占めてゐることは既述した通りであ

る。

唐末五代期における華中、華南の城郭の規

模や構造に關しては、華北のそれと比較して
 みると、具體的様相が突出して明確になるこ
 とが明らかとなつた。無論、宋元期に編纂さ
 れた古地志が良く傳へてゐること（曰永樂
 大典四等の類書に引用されるものを合む）と
 いう史料上の偏りがあることは事實であるが
 それにも増して、「新築城記」、「修築城
 記」等の記録が少なからず存してゐることに
 依る所が大である。しかもこれらの記録が唐
 末五代期に集中してゐる點が特に重要である

同時期の華中・華南でのこゝに類する記録
 は、本章で参照したものに數倍あるいはそ
 れ以上あつたと考へらる。華北での同様な
 記録としては、中和二年（八八二）の題記の
 ある河中府「解縣新城碑」等、こゝくわが
 傳へるだけである。華北の五代政權地域と華
 中・華南の十國政權地域との城郭修築に關す
 る記録の殘存數の多寡は、そのまゝ當時の北
 と南での城郭修築の頻度を反映したものと
 言へる。華北での五代政權の興亡、さらには契

丹の直接的な軍事介入など、華北でも激しい
 攻城戦が展開されたことは言うまでもない。
 にもかかわらず、華中・華南での城郭の修築
 や増修が格段に頻繁に認められる事実といか
 に理解すべきであらうか。
 まず第一に、五代政權と異なり、十國政權
 が互いに國境を接しつつ併存していたこと、
 従つて隙あらば鄰國を侵蝕して自領擴大を伺
 うという緊張した關係にあることが指摘出
 来よう。四川の前、後蜀は別として、華中、

華南では境域を劃すべき確たる地理的境界線
 が存しない。十國の各國國境線はあくまでも
 人爲的なものであり、力關係でかなりの変更
 があり得た。とくに吳（南唐）と吳越との國
 境は人爲的要因が大であり、この兩國内での
 城郭の擴張増修の例がとび抜けて多く見出し出
 せるのはそのことを反映している。

第二には、唐末・五代初期にあつて華中、

華南で多數の中小群雄が多様な分權化傾向の
 動きを示したことである。彼等の出自は在地

土豪 郷村自衛集團 群盜からの成り上り
 さらにハ少数民族出身等と多彩であり、黄巢
 叛亂軍が激しく江南各地を流寇して去つた後
 の社會的大混亂期に一舉に擡頭してくる。元
 來、弱少兵力しか保持しなかつた觀察使を配
 置しただけの唐朝の江南統治體制が完全に崩
 壊し、軍事的存空自が生じたことが、こゝから
 多數の中小群雄の地域割據を可能にしたので
 あり、とくに江西南部に見らるるようには、少
 數民族の自立化の動きは唐朝支配の終焉を象

徴するものとして注目される。十國に收斂さ
 れる以前のこゝから中小群雄による地域支配の
 據點として、彼等が本據とする城郭が並はす
 りて大々的に擴張増修されたのである。

第三には、流通經濟の活性化との關連を指
 摘出來よう。豊かな江南の生産力を背景に、
 十國の領内振興策と相まつて、多様な地場産

業が興り、商品物資の流通が盛況を呈するよ
 うになつた結果、廣域な流通圏が形成され、

その中心地となるような州縣城郭は必然的

に人口増加をきたし、従前の城郭規模は容
 まり切れない事態が生じていたのである。

華中・華南における城郭の大規模化につい

ては、右の三側面からほぼ説明出来るよう。と

は言え、やはり軍事的要請に基づくところが

最も大きく、まさしく時代性の反映が城郭の

あり様に顕著に認められるのである。宋は十

國の併合過程で、こゝら大規模化した州縣城

の強固な防禦諸施設を撤去するだけでなく、

多くは規模の縮小を行なっている。宋朝によ

るこのような州縣城郭の規模の「適正」化は

、内亂防止策であるとともに、均一で小さな

地方行政府に立脚した文官支配體制の貫徹と

いう統一後の統治原則と無關係ではなからう

第三章註

(1) 前篇第五章參照

(2) 本篇第二章參照

(3) 元和郡縣圖志曰卷一三太原府文水縣條

(4) 賈耽曰郡國縣道記曰漢唐地理書鈔曰所收

。

(5) 舊唐書曰卷三九地理志二荊州江陵縣條

輿地紀勝曰江陵府條所引曰元和志曰逸文

。

(6) 太平廣記曰卷一九七江陵書生條曰出曰玉

堂間話

(7) 曰 資治通鑑 卷二五三 乾符五年 (八七八)

正月條

(8) 曰 舊五代史 卷一三三 新五代史 卷六

九高季興傳 通鑑 卷二六二 乾化二年 (

九一二) 閏五月 同卷二七一 龍德元年 (九

二一) 十二月條

(9) 宋周羽翀撰 三楚新錄 卷三

(10) 曰 全唐文 卷八六八 殷文圭 後唐張崇修廬

州外羅城記

(11) 曰 通典 卷一五二 兵典 五守拒法條 一弩臺

高下與城等 去城百步 每臺相去亦如之。

下闊四丈 高五丈 上闊二丈 上建女牆。

臺 以通閘道 安屈膝梯 人上便卷收 中設

旣幕 置弩手五人 備乾糧水火。

(12) 曰 通鑑 卷二六七 後梁開平二年十一月條

前揭 一 修外羅城記 一

(13) 曰 通鑑 卷二六八 後梁乾化三年十月 同卷

二六九 同年十二月條 前揭 一 修外羅城記 一。

(14) 曰 元和志 卷二五 潤州條 一 嘉定鎮江志 一

卷二城池條。

(15) 曰新唐書卷一七九王璠傳。

(16) 曰通鑑卷二五六光啓三年三月條。嘉定

鎮江志卷二城池條。

(17) 劉建國「晉陵羅城初探」鎮江博物館「鎮

江市東晉晉陵羅城的調查和試掘」(曰考古

一九八六一五)。

(18) 曰至順鎮江志卷二城池條。

(19) 曰通鑑卷二八一後晉天福三年五月條。

(20) 同前卷二五八光啓三年十一月條「趙暉據上

元 (中略) 治南朝臺城而居之。 (胡注) 隋之

平陳也。悉毀建康臺城。平蕩耕墾。更於石

頭城置蔣州。唐廢蔣州。以其地隸潤州。光

啓二年。復置昇州。治上元縣。蓋臺城之堙

廢久矣。

(21) 同前卷二七八後唐長興三年八月。四年五月

條。曰景定建康志四卷二。城闕志一。存お

曰通鑑四。正。城周五。二十里。作五。

(22) 同前卷二八一後晉天福二年正月條。

(23) 曰咸淳毗陵志四。卷三城郭條。南京師範學院

地理系江蘇地理研究室編
江蘇城市地理

所載地圖參照（一九八二）
江蘇科學技術出版社

版社

(24) 曰通鑑 卷二九三後周顯德三年三月條

(25) 曰嘉靖江陰縣志 卷一城池條所引 曰祥符圖

經

(26) 曰通鑑 卷二六七後梁開平二年九月條 曰吳

越將張仁保攻常州之東洲 拔之。（胡注） 宋

白曰 通州海門縣東南 隔水二百餘里 本

東洲鎮 同卷二六八後梁乾化三年三月條

一 (吳越) 將水軍攻吳東洲、以分其兵勢。

(胡注) 東洲、即常州東洲也。同卷二七〇。

後梁貞明五年三月條、(錢鏐) 自東洲擊吳

。(胡注) 自常州東洲出海、復泝江而入以擊

吳。

(27) 元和志、卷二五蘇州條。

(28) 乾道臨安志、卷二城社條所引、九域志、

魏嵩山、杭州城市的興起及其城區的發展

、(日) 歷史地理、創刊號、一九八一、斯波義

信、宋都杭州の商業核、(梅原郁編) 中國

近世の都市と文化
一九八四のち

代江南經濟史の研究
一九八八

(29) 曰 通鑑
卷二五九景福二年七月條
咸淳

臨安志
卷一八城郭條
吳越備志
卷一

武肅王條

(30) 曰 夢溪筆談
卷一三權智條
吳越備志

同前條

(31) 曰 元豐九域志
卷五兩浙路杭州條

(32) 曰 文苑英華
卷八一
羅隱
東安鎮新築羅

城記

(33) 前揭「新築羅城記」
曰通鑑曰卷二六〇乾寧

二年十月條。

(34) 曰嘉泰吳興志曰卷二城池條
曰永樂大典曰

卷二二七六所引曰吳興續志曰

(35) 曰文苑英華曰卷八〇八。

(36) 曰通鑑曰卷二六一乾寧四年九月條。

(37) 曰武經總要曰「白露屋」以江竹或榆柳條編

如窮廬狀、外塗石灰、有門有竅、中容一

人、以為候望。每敵樓戰棚上五間置一、折

於兩傍、施木拒馬、築籬笆、隱人於下、持泥

將麻搭、以備火攻。

(38) 曰 嘉泰吳興志 曰 卷二城池條 曰 永樂大典 曰

卷二二七六所引 曰 (吳興) 統記 曰 張國淦

曰 中國古方志考 曰 (一九六二 中華書局)

に據れば、曰 吳興統記 曰 は北宋景德元年序

にあり、唐五代期の記事に「は資料價

値は高い。

(39) 曰 元和志 曰 卷二睦州條 曰 全唐文 曰 卷二

〇 沈成福 曰 議移睦州治所疏略 曰

(40) 曰 通鑑 曰 卷二五六 曰 中和四年末條。

(41) 曰淳熙嚴州圖經曰卷一城社條一羅城、周回

十二里二步。(注)刁術大廳記云、陳晟築羅

城。按舊經、周回十九里、高二十五尺、闊

二丈五尺。今城、宣和三年、平方臘後、知

州周格重建。子城、周回三里。

(42) 曰通鑑曰卷二六五天祐二年十二月條。

(43) 曰嘉泰會稽志曰卷一城郭條。

(44) 曰通鑑曰卷二六〇乾寧三年五月條。

(45) 曰嘉泰會稽志曰卷一城郭條。

(46) 光緒十九年(一八九三)測繪一紹興府城路

衢圖 L (魏仲華・徐冰若主編) 紹興 中

國歷史文化名城叢書之一 一九八六 中國

建築工業出版社

(47) 曰 嘉泰會稽志 卷一二 諸暨縣條。

(48) 同前卷一二 新昌縣條 曰 萬曆新昌縣志 卷

一 沿革・城池條 (天一閣藏明代地方志選刊

第一九冊)

(49) 曰 唐文拾遺 卷三 崔耿 東武樓碑記 L

崔耿は會昌元年と三年(八四一と四三)間

の衢州刺史である。

(50) 曰通鑑 曰卷二六五天祐元年十一月條。

(51) 曰讀史方輿紀要 曰卷九三衢州條。

(52) 曰嘉靖溫州府志 曰卷一城池條 (天一閣第一

七冊)。

(53) 曰嘉定赤城志 曰卷二城郭條。

(54) 曰唐會要 曰卷七一州縣改置下 曰寶刻叢編

曰卷一三一唐移州城記。

(55) 曰乾道四明圖經 曰卷一城池條 曰寶慶四明

續志 曰卷三城郭條。

(56) 曰前同條。

(57) 寶慶四明續志 卷一八 定海縣條

(58) 通鑑 卷二五六 光啓元年正月條 永樂

大典 卷八〇九三 贛州府條 所引 贛州府圖

經志

(59) 永樂大典 同前所引 章貢志 中國

古方志考 二 據此 本書は 紹定元年(一

二二八) 以後の纂修である。

(60) 新唐書 卷一九〇 新五代史 卷四一

盧光稠傳 通鑑 卷二六三 天復二年十二

月 同卷二六七 後梁開平三年八月 同四年

正月、同年十二月條。

(61) 曰通鑑四卷二七。後梁貞明四年七月、同年

十一月條。

(62) 曰永樂大典四卷八〇九二袁州府城條所引曰

嘉定宜春志四。

(63) 同前。揭鎮の出自は不詳。在地の土豪ある

いは少數民族か。揭姓はきわめて珍らしい

姓であり、葛、楊、揚等の誤記とも考之ら

れる。但し、嶺南潮州の地は漢代の南海郡

揭陽縣であり四漢書四卷二八下地理志四曰

元和志曰卷三四、曰元和姓纂曰卷一〇、一

七薛、揭陽條に「漢功臣安道侯揭陽定之後

、今因官氏焉」と見える揭陽氏と關連があ

るかも知れない。袁州からは、吉州、虔州

を經て潮州まではさほどの距離ではない。

(64) 同前。

(65) 曰通鑑曰卷二六五天祐三年十二月、同卷二

六六後梁開平元年五月、同卷二六七開平三

年六月條。

(66) 同前卷二六七後梁開平三年七月、八月條。

(67) 前揭 曰 嘉定宜春志 曰。

(68) 同前。

(69) 同前所引劉仁贍 曰 袁州廳壁記 曰。

(70) 曰 永樂大典 曰 卷八〇九二袁州府城條所引。

(71) 同前卷八〇九二撫州府城條所引張保和 曰 唐

撫州羅城記 曰 同人 曰 新移撫州子城記 曰。

危全諷 曰 重修撫州公署記 曰 同卷一〇九四

九撫州府條所引 曰 淳熙 曰 嘉定 (臨川) 志 曰。

(72) 曰 新五代史 曰 卷四一鍾傳傳 曰 通鑑 曰 卷二

五五中和二年七月 曰 同卷二六二天復元年十

二月、同卷二六六後梁開平元年十二月、同

卷二六七開平三年六月、七月條。

(73) 曰永樂大典曰卷八。九一建昌府條所引曰紹

興野江前志曰。全唐文曰卷八一九才尚能

唐南康太守泚南公新勅撫州南城縣羅城記

。

(74) 曰元和志曰卷二八宣州條。

(75) 曰通鑑曰卷二五八龍紀元年七月條。

(76) 同前卷二九三後周顯德三年三月條。初柴

克宏為宣州巡檢使。始至、城塹不脩、器械

皆闕。更云。自田頌、王茂章、李遇相繼叛

。後人無敢治之者。克宏曰。時移事異。安

有此理。悉繕完之。由是路彘銖攻之不克。

陸氏曰。南唐書曰。列傳卷三。柴克宏傳。呼承同

文。

(77) 曰。嘉靖寧國府志曰。卷七。防圍紀條所引。韓熙

載記。全唐文曰。卷八十七。韓熙載。宣州

築新城記。安徽金石略卷三。南唐宣州築

新城記。

(78) 曰。新安志曰。卷一。城社條。

(79) 文苑英華 卷八一 楊夔 歙州重建新城

記

(80) 元和志 卷二 歙州婺源縣條。

(81) 新安志 卷五 婺源縣城社條 全唐文

卷八 七 劉津 婺源諸縣都制置新城記

(82) 元和志 卷二 池州條。

(83) 唐文粹 卷七 三竇潘 池州建大廳壁記

(84) 舊唐書 卷一 八 秦彥傳 通鑑 卷二

五 五 中和二年十二月條。

(85) 淳熙三山志 卷四 子城條。

(86) 曰通鑑 卷二五六 中和四年十二月條

(87) 曰黃(滔) 御史公集 卷四 靈山塑北方毗

沙門天王碑 淳熙三山志 卷四 子城 羅

城 夾城條 王審知が福州新城の竣工に際

して毗沙門天像を造つて城北の靈山開元寺

に奉安したことを記したのが本碑の主要内容

である。毗沙門天は須彌山北面に住して閻

浮提の北方を守護する四天王の一で、唐代

には所謂城隍神として城郭北部に配される

例が他に未知られる。例之は旧唐書 卷

一六穆宗紀長慶三年十一月條に「上御通化

門、觀作毗沙門神、因賜絹五百匹」と見之

る。長安城北面は大明宮城及び禁苑を北壁^上

諸門は一般の通行は原則として許さ^はてい

なかつた。したが^つて東壁最北の通化門上

に守護神として安置さ^はていたのである。

(88) 福建省博、福州市文管會「唐末五代閩王王

審知夫婦墓清理簡報」(口)文物口一九九一

五) 福州市の慶城寺閩王祠に現存する有名

な「王審知德政碑」(口)金石萃編口卷一一八

等) には、彼の福州城増修について「立崇

墉之百雉、表巨屏於一方。巖邑湯池、曾何

足數。折竹助榮帶、固不可憑。とあるだけ

ある。ところを、羅城規模について「天王

碑」に城周二六里と言ひ、曰淳熙三山志曰

に四〇里、新出「墓誌」に四〇餘里として

いる點であるが、羅城本體は二六里で、南

北兩月城を含めて四〇里と解するのが當

ぶありう。

(89) 曰通鑑曰卷二八五後晉開運三年八月戊寅

九月辛酉條

(90) 同前卷二八四後晉開運二年三月條

(91) 嘉靖建寧府志卷七城池條(天一閣第二

七册)

(92) 通鑑卷二八二後晉天福六年七月條同

前 嘉靖建寧府志同條

(93) 嘉靖建寧府志卷二古蹟條

(94) 桂林風土記(光化二年序)衛國公李靖

夾城條 讀史方輿紀要卷一七桂林

府桂林故城條

(95) 嚴耕望 唐五代時期之成都 (日嚴耕望史學

論文選集 所收 一九九一 聯經出版事業

公司 參照

(96) 桂林市文管會 南宋 桂林城圖 簡述 (

日文物 一九七九 (二) 馬崇鑫 試論桂

林宋代摩崖石刻 靜江府城池圖 在地圖史

上的意義 日歷史地理 第六輯 一九八

八)

城市名	咸陽縣	興平縣	武功縣	昭應縣	鄠縣	藍田縣	醴泉縣	櫟陽縣	涇陽縣
城郭				羅城					
城周	六七里 <small>實測 三五七米</small>	四里	三里 二〇步	實測 二四六米	二里 四步	八里	二里 一〇步	三里	二里 一〇步
城高	一八	一五	二〇			一六			
城濶	<small>實測 三五五米</small>		上二五 下四						
濠深		濶深 二九							
城門			五		三				
その他				兩市		今三里餘 八〇步			
築年備考			貞元二五 移築	天寶六 <small>貞元</small>	廣德元 建中三復				
出典	長安志	同右一三	同右一四	長安志二五 冊府五九 文博六八	長安志二五 通鑑三三 集古錄百八	長安志二六	同右一六	同右一七	同右一七

二里餘

一

同右一七

鳳翔府	岐州	同州	華州	美原縣	同官縣	雲陽縣	三原縣	富平縣
東關城	大城 小城	東城 外城	羅城 外城		無城壁			
			七里 以上	二里 餘	一里	二里 餘	二里 餘	二里 餘
				一五		九	一〇	一五
						深二		深八 闊八
	重門							
香科谷城			東西城					
(清泰元)	元和 二	大統 元	正光 五	永平 三	興元 元			
通鑑 三九	文苑英華 八九	郡國 縣道記	通鑑 三三	元和志 二	同右 二〇	同右 二〇	同右 二〇	同右 一九

銀城縣	連谷縣	麟州	銀州	綏州	夏州	鹽州	會州	定遠城	可濟果
石羅鎮城	縣城				西城 東城 外郭城		州城	羊馬城	
			五八三三米	四里 二〇步	二四七〇米 二五六六米			一四里	
				東八〇西四〇 南四〇北三〇					
			下九三〇米		下六一三米 下一二米				
		貞元七 吐蕃夷其 城郭	不整形	四面 石崖			貞元三 吐蕃破壞		
				貞觀元 627	五朔期		貞元九 復築	開元中 713-714	貞元 96
			貞元二以前 無城壁		堅如鐵石			軍鎮	守城
同右	元和五 四	通鑑三三六	同右 文物 九〇一八	元和五 四	考古 元八一三	唐會要六 通鑑三三六	同右	同右 四	唐會 四

可易縣	陸渾縣	新安縣	福昌縣	告成縣	緱氏縣	東京 洛陽城		永豐城	豐州	勝州
南城	縣城	縣城	縣城	縣城		北南城	以上	賀葛真城	西城	東城 西城
						六里 曹州 三五里	關內道			四六七米
										下三三三米
										壅城三
	伏流城	通洛城	東南北三面 天險峭絕		馮岸為城					
		北周期			大業一〇					
						洛河部分 三合志		軍鎮		
同右五	同右五	同右五	同右五	同右五	元稹志五	舊志 新志		同右四	元和志四	元和志四 文物 一九六六

泗州	宿州	沛縣	徐州	南頓縣	項城縣	太康縣	陳州	舞陽縣
	外城	羅城	羅城	外城	其城	此城	縣城	州城
								三里
月城								東門
水寨								枕蔡水
顯德四	中和五	咸通一	秦系	貞觀五	楚	楚		
	元和四	新置州		龐勛之亂				
通鑑元三	通鑑五一	唐會要七	元和志九	通鑑五一	水經注三			
英華八	通鑑五一	同右九		同右九	同右八	同右八	同右八	同右八

曹州	章丘縣	齊州	北海縣	臨淄縣	青州	曲阜縣	魚臺縣	萊州
中城	縣城 東郭城 西郭城	州城	六里	外城	南陽城 東陽城 (北城) 二〇里	縣城	縣城	
一名 左城	俗稱 黃巾城		東西二里 南北一里		郡理 東城	五	漢 方輿城	及 畫 甲
	後漢末 建安中		(開成五) 言九百	隋				(東晉) 二
同右 一一	元和志一〇	水經注八	元和志一〇	入唐求法 巡禮行記	通典八〇	齊乘三	同右 一〇	同右 三六〇

河甲		蒲州		牟平縣	登州	萊州	密州 莒縣	雷澤縣	濮州
子城	外郭	夾河 兩城	以上			內外 城郭	子城	北郭	州城
			河南道	七里	四里	一 二里 六里餘	一 二里	四里	
							崇峻 並皆		
	西關城						一唯 門南門		
					是市 城正東	州城外 置市	三重城		
(乾祐元)		(貞元元)		(同年 二里音)	(同年 三里音)	(開成五) 音五			
同右二八		通鑑三三		同右	同右	巡禮行記	齊乘四	同右二	元和二

石樓縣	永和縣	隰州 大寧縣	慈州 魏襄城	岳陽縣	晉州	絳州	解縣
城圓而 不方	其城				西城	牙城 州城 五三〇米 元三哩	九里 一六〇步 三〇
			五里 二〇	二里		(州城東北部)	
俗稱 團城	北齊 軍鎮	浮圖鎮 北齊 河清四	軍鎮	東池堡 義倉城		不整形	
			五胡期	隋	(廣順元)	(寶應元)	中和三 增修
			州西五里	縣南 三三哩			
水經注三	同右一二	同右一二	同右一二	元魏一二	同右九〇	通鑑三三	司空表聖 公集六

相州	朝城縣	魏州				邯鄲縣	磁州 釜陽縣	臨洺縣	洺州
羅城	牙城	州城	羅城	羅城	以上	縣城	縣城	北中府城	州城
					河東道				
		水關							
		館陶門 西城北門	觀音門 羅城西門						
				八里 防壘					
	龍德元 同光元	光化三	乾寧三	中和三 文德元				開皇一〇	
	後唐莊宗 即位於牙城	劉仁恭攻	李克用攻						
	同右二七三	同右二六一	通鑑二六〇	舊唐書六一 樂志補傳 通鑑二五七		同右一五	同右一五	同右一五	元和二一五

棠強縣	冀州 衡水縣	房山縣		恒州 (鎮州)	永濟縣	臨清縣	貝州 清陽縣	博州	鄴縣
外城	縣城	縣城		潭城 牙城 城郭圖	西郭	縣城	縣城	州城	州城
		內實 外險							
						西門			
故壘 姚七仲		嘉陽城	南門外 關城	東偏門 (牙城門) 西郭 龍門				聊城內 有金城	
	開皇一八		光化三 乾化三	景福三 龍德元 天福七					
				牙城北偏				寶建德 攻陷	
元初二七	萬志三九	元初一七	同右 二六二 二六八	同右 二七一 同右 二六一	通鑑三五九	同右 一六	同右 一六	同右 一六 水經注五	同右 一六

幽州	魯城縣	滄州	遂城縣	易州	定州	平原縣	德州	趙州	饒陽縣	深州	阜城縣
	縣郭	羅城	縣城	州城	州城	縣城			舊州理城		縣城
三二里				故城 三里				四里			
					城高峻 非梯衝發			一五			
戰國燕				南郡故城	北西開城	開城					
				開皇二六	(天威三)	(乾元三)	北齊		司馬懿築		隋代
		(天和三)	戰國	西北隅置							
南北九里											
大輿紀序二	元和志一八	通鑑三四	同右一八	元和志一八	同右三六	通鑑二六九	元和志一八	舊志三九	隆慶 趙州府志	元和志一七	舊志三九

幽十	歸義縣	永清縣	薊州 薊樂縣	長豐縣	瀾州 東城縣	荆州	江陵府
三二里	羅城	新城	新城	新城	新城	新城	新城
	七里	六里	六里	六里	六里	六里	六里
	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
	上三一五	上三一五	上三一五	上三一五	上三一五	上三一五	上三一五
	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇
	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇
	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇	深一〇
劉城	建中二	後漢末	長壽二	開元二	三重城	三重城	三重城
	公孫瓚	公孫瓚	公孫瓚	公孫瓚	公孫瓚	公孫瓚	公孫瓚
東西七里	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖
嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖	嘉靖

鄧州	鄧州	臨漢縣		襄州	金州	澧州		夔州	興山縣	秭歸縣	歸州
牙城	牙城	縣城		中城 夫人城 (縣東邊 西北角)	州城	新城		七里	縣城	縣城	
						東垣百內 (西三六里)					
			續城堤 四三里					因江為 池			
										南臨 大江	
	(天福天)					乾元以前 758	北尉 建德五 576			相傳 劉備城	
	安從進攻										
通鑑六二	通鑑六二	元和志二一	興軍八七〇	元和志二一	經勝所列 元和志選文	全唐文六五	集古錄一〇	通鑑地理通釋 所引天和志 選文	同右	經勝所列 元和志選文	

興州	河州 州縣	景谷縣	胤山縣	葭萌縣	利州	興州 州縣	隨州	郢州	復州	以雅縣
三面 四	縣城	前山 城	三面 有城	縣城	大小 城	北城 四二里		州城	州城	縣城
五 步										
唯 開西北							南門			
		城三角	南面因廢 不更築城				隨國城	吳牙門 城		
		五胡期	武德四			漢北魏 天和三年				
同右 三	同右 三	同右 二	同右 二	同右 三	元魏 二	通鑑三四	同右 二	同右 二	同右 二	同右 二

寧州	鹽城縣	楚州	揚州	梁州 鄰山縣	果州	巴州 恩陽縣	文州	成州
外郭	久無城邑	州城 倉城 內城 <small>(東南接州城)</small>	羅城 子城 <small>四〇里 實到二六〇米</small>	以上 縣城	縣郭 <small>(州城)</small>	縣城	州城	州城
				山南道				
				南北三面 有石圍繞				
		南 城門	七 八 複郭				移於城 舊四里 建中三	五 胡 期
	隋末築	隋平陳時 咸通三 元 顯德四						
	舊志四〇	經勝所引 元和志遠文 英華八二二 通鑑二九三		同右	同右	經勝所引 元和志遠文	元和志三	舊志四〇 元和志三

金壇縣	丹陽縣				潤州		廬州		
	東西城	牙城	東西城	郡城	羅城	羅城	以上	子羅城	子羅城
七〇步	五〇步		二二里 七〇步	三二里 七〇步	二六里 一七步	二〇餘里	淮南道	二六里 一七〇步	
一五	一五		三一	九六	九五		三〇		
	無濠						深八〇〇 濶七〇〇		
					一〇	芙蓉門 青陽門	一三		
長壽元		(天福二)	唐代	孫吳		(光啓三)	天祐六擴		
後廢		丹陽宮之 改稱							
嘉慶 鎮江志	嘉慶 鎮江志	通鑑六一	鎮江志	至順	嘉慶 鎮江志二	通鑑二五六	英華八八	通典六一	

上元縣

句容縣

常州

江陰縣

江陰縣

外城

羅城

外子城

內子城

內城

二〇里

二五里
四四步

三九〇丈

二里
三八步

七里
三〇步

二七里
三七步

一三三里

二五

上二五
下三五

上九
下一〇

二〇有餘

二〇

二〇

二一

二八

四

順義中
921, 926

長興三
922

長興四
923

孫吳

景福元
924

順義中
924, 926

天祚一〇
926

羅德三
926

天祐一〇
923

景定
建康志

通鑑二七
徐知誥廣
金陵城

同右三八
營宮城

弘治
句容縣志

咸淳
毗陵志

通鑑三九三

嘉靖
江陰縣志

咸淳毗陵

	杭州	華亭縣		蘇州	義興縣	
內城	羅城			外郭城		四郭
	七。里	三六里 九。步	一六。丈	四七里 一。里	四七里	二一里 二八步
			一二			一七
			九五			
					潤三五	
				八(水門)		
				八(水門)		
	開平二	景福二	隋代	天寶一。		孫吳 大業初重修
	擴張	錢氏築		宋城		
夢溪一三	同右二六七	通鑑三五九	淳祐 臨安志	紹熙 雲間志	吳郡志	吳地記
					元和志	咸淳 毗陵志
						南徐記
						志所引

諸暨縣	越州	新安縣	睦州	武康縣	安吉縣	長城縣	湖州
	子城	外城	羅城		無城郭	子城	羅城
四重 四步	一里	二里 三三五步	一九里	四〇步			二四里 二二里
一六			二五				
一〇			二五				
						六	九
						狹而長 故曰長城	
開元中 唐末增修	隋代	建安三	中和年間 887-897	萬歲通天 二以 697	廣德二	武德七	武德四
同右	嘉泰 會稽志	通鑑二六〇	元和志三五 淳熙嚴州圖經	全唐文 二〇	同右	嘉泰 吳興志	嘉泰吳興志 大典三七六 英華八八

迎恩門
(西門)

狹而長
故曰長城

(乾寧二)
(同三)

中和年間
887-897

萬歲通天
二以
697

武德七
697

武德四
619

嘉泰
會稽志

通鑑二六〇

元和志三五
淳熙嚴州圖經

全唐文
二〇

同右

嘉泰
吳興志

嘉泰吳興志
大典三七六
英華八八

唐興縣		台州	樂城縣	溫州	處州	衢州	教州 浦陽縣	新昌縣	剡縣	餘姚縣
	外城	州城		外城		羅城				
四〇步	一公里 四里		一里	一里 一里 三尋餘 一五			一里 三四步	一〇里	一二里	二五步
							一三	一〇	一〇	一〇
							一三	一三	二〇	二〇
					貞元六 北移四里					
孫吳			天寶三	唐末增修		天祐元	天寶一三	開平二	武德中	孫吳
				錢錫						
同右	嘉定 赤城志	元和志二六	永樂 樂清縣志	溫州府志	元和志二六	通鑑二六五	嘉靖 浦江志略	萬曆新昌縣志	剡錄	同右

泗州	鄂州	定海縣	明州	寧海縣	樂安縣	黃巖縣
外郭	州城		子城			
一〇七三丈 六里〇步		四五〇丈 二里八步	四三〇丈 一八里 二里〇步	六〇步	六〇步	九里三歩 四五〇歩
		三〇〇餘丈				
	城西臨大江					
	陶博雅城					
乾符六	寶曆元	唐末	唐末	長慶元	永昌元	上元中
黃巢		錢鏐				九三〇歩の誤りか？
通鑑三三三	英華九六	寶慶	乾道	寶慶	同右	嘉定赤城志 萬曆 黃巖縣志
嘉靖 漢陽府志		四明志	四明志		嘉定 赤城志	

江 州	虔 州		饒 州	建 昌 縣		洪 州	黃 梅 縣	蘄 州	吉 陽 縣	安 州
州 城		北 城	州 城	縣 城			縣 城			
		南 城								
		東 城								
		西 城								
		六里步						一八四步		
		二〇						三〇		
						四				
		三城								
漢 初	唐 末	貞 觀 八		孫 吳		貞 元 二 四	晉 代	貞 元 一 六		
元 初 二 八	同 右 八 九 三	大 興 八 九 三	同 右 二 八	元 初 二 八	韓 愈 集 五	杜 牧 集 七	英 華 七 八	元 初 二 七	英 華 七 八	同 右 二 七

欽州	繁昌縣	宣州	南豐縣	南城縣	撫州	袁州
子城	無城垣	新舊城	州城	無城堞	羅城	羅城
一里四步		共長 一里九步			一里 二二步	四里 五〇餘丈 (里三〇步)
一八				二雉	二雉 四面三處	
一三五				一六	下二五	
		深三〇 長九四丈			下濶三五	七〇
				一〇	八	
增廣						然繁
大甲九〇 中和三 883	昭宗期 新置	南唐末 963	俗傳 晉代築	大順二 891	光啓三	保大二 944
					光啓三 887	乾寧二 895
新安志	元豐類稿五 嚴倉石略五	全唐文 八七七	元和志 三八	正德 建昌府志	同治八〇九一	全唐文 六
					真八〇九二 一〇九四九	真八〇九二

常寧縣	衡州	潭州	池州	婺源縣
	州城		州城	縣城 新城
				一〇里 九里三〇步
				一八
東府潭水 西枕宜江	東傍湘水 北背蒸水			
通門	碧石相門 <small>(面北門)</small> 清泰門 溪陽門 <small>(東門)</small> 鹽陵門 <small>(東門)</small>			
				東馬市 昇元二
大中四	乾祐三 廣順三	天福一二 中和三再建 黃巢軍破壞	開元三六 新置 光化中 <small>三城構造</small>	
元和三九	金石錄補	同右三九	通鑑三七	金唐文三 新出志 元和三八 唐文粹七三
		同右三九		同右 英華八二

建州					福州	道州	連州	彬州
南翼	北宮	西郭	西郭	外城	羅城	大城		州城
九里					四里	二六里		
二〇里					二三步	二〇		
一八						一七		
一〇								
間五〇								
九	東武門				水門一六	水門八		
					南北夾城	南北日城	舊城三窟	
天祐甲	開運三	天祐五	天祐八	開運三	天復元		元徽年間	
建中元年					中和中			
天祐四年								
天祐五年								
同右二	同右三五	同右二八三	同右二八二	通鑑六五	淳熙三山志	黃御史公集五	元和二九〇六	元聖二九
嘉靖								
建寧府志								
通鑑三二								

		錦州	南州 三溪縣	晉州 城樂縣	涪州		黔州	沙縣	汀州
	以上		縣城	縣城	州城	城郭	舊城 傾敵	縣郭	羅城 子城
	江南								
	道	三面臨 溪岸	甚高險						
						大水壞 城郭			
		長安四 移築	貞觀五 移築	武德四 移築		元和六 移築	天寶六 移築		大曆四 移築 大中 移築
		同右三〇	元和志三〇	舊唐四〇	元和志三〇	通鑑三八	元和志三〇	元和志九	資治九〇

成都府 益州

邛州 漢州

南外城	少城	外郭	子城	廣子城	羅城	二五里	羅城	三三三	羊馬城	四二里	一七	上二七 下三二	雍門 太玄門	金馬坊 碧雞坊	樹木 為柵	前漢末 公孫述	百小城	通鑑二四四	同右二五二	同右二五二 全唐文七九三	同右二五二 筆耕錄六	通鑑二七六 全唐文九一	通鑑二五二 二五六	同右二七四	同右二七四	元聖三一
-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	------------	-----------	------------	----------	------------	-----	-------	-------	-----------------	---------------	----------------	--------------	-------	-------	------

拓州	靜州	維州	翼州	通化縣	茂州	眉州	雅州 百丈縣	嘉州 玉津縣	簡州	國
州城	州城	州城	州城	縣城	州城	羅城	鎮城	縣城	州城	鼎城
										據險
				去地 百餘丈						
			西 大秋 江							
				累石為 城						
其城四面 險阻	其城甚 險固	其城 甚險固			興元元年 重修	大順三 年			乾符中 修城	乾符中 修城
		乾元二年 沒西戎			大曆四年 吐蕃破					
同右三二	同右三二	同右三二	同右三二	元和三年	金石錄目 分編六	輿地錄目	同右三二	元和三年	金石錄目 分編一六	同右三二

鹽州	陵州	榮州 威遠縣	渝州	西昌縣	緜州		梓州	嵩州 昆明縣	和州
州	州	縣城	州城	縣城	州城	郡城	州城	縣城	州城
				六七 二七					
	南北 懸斗絕								臨絕 澗
									北面 險
					東西門 東門塞				
					檀櫓 却敵		左帶 右採 中江		
			漢巴 郡城						貞元 二
							元稹 同石 三三		
同石 三三	同石 三三	同石 三三	元和 志三三	考古 集刊 三	元和 志三三	元和 志四一	同石 三三	同石 三三	元和 志三三

		桂州	韶州	廣州		昌州	龍州		派十
	夾城	外城	子城		州城	以上	州城	州城	宋初無城 僅設離家
	六七里		三里			劔南道			
			一二						
			四	朝陽門					
	外城西北						極為險固		
	光化年間	大中年間 增築木	武德中		孫吳		大曆中 復置		
文物五九三 歷史地理六	同右	同右	桂林 風土記	英華八〇	元和五三四		同右三三	元和五三三	英華二二七

交州		巒州	容州	邕州	東區縣 蒙州	嚴州	陽州縣
羅城	羅城	羅城	州城	外城	縣城	州城	縣城
(三) 三〇〇〇步			二里 六步	一 三里	一〇〇〇丈 金重三〇〇步		
		二二			一五		
					上 一三 下 二〇		
					深 一〇 濶 一五	南枕 大江	寶曆以前 無墻
		三					寶曆以前 門無墻
造屋 四餘萬間							
咸通七	(咸通四)	元和四增	開元二五 重置	貞元一七	開元二		
高駢							
同右二五〇	通鑑二五〇	唐會要 七三	元和三三 八	寶曆文集五 柳川集七 英華七〇 大典三三九	大典三五七	同右三七	金唐文 七八

洮州	岷州	廊州	河州	蘭州	盤隄縣	武州	秦州 伏羌縣		驩州	爰州
州城	州城	州城	州城	州城	縣城	州城	縣城	以上	州城	州城
								嶺南道		
三面並 枕洮水										
城內置 莫門軍		城內置 寧上軍	城內置 鎮西軍							
	本秦 臨洮城				曹魏				元和三	元和三
同右三九	同右三九	同右三九	同右三九	同右三九	同右三九	同右三九	同右三九		同右七三	同右七三

伊州	壽昌縣	沙州	昌松縣		涼州	臨州	丹鎮縣	芳州	疊州
----	-----	----	-----	--	----	----	-----	----	----

	縣城	州城	縣城	小城七	大城		州郭	州城	州城
--	----	----	----	-----	----	--	----	----	----

				箱各 1000步(重三〇步)		二里			

	城內置 豆腐	麗水在 城內			鳥城 臥龍城	城不方 俗稱		所管皆 境項	甘松在 城內	州城在 獨山上
--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	-----------	-----------	------------

鄭遷入					757 (聖德三)	本匈奴 所築				
-----	--	--	--	--	--------------	-----------	--	--	--	--

						南北七里 東西三里	寶應元 陷於西蕃			
--	--	--	--	--	--	--------------	-------------	--	--	--

同右四〇	同右四〇	元和志四〇			通鑑三九	元和志四〇	同右三九	同右三九	同右三九	元和志三九
------	------	-------	--	--	------	-------	------	------	------	-------

			庭州	交河縣	柳中縣	西州	納爾蘇
	以上	羊馬城	外城	府城	縣城	縣城	州城
	隴右道		四里九六米 不重				
			殘高 三三米				
			上二五米 下五八米				
		北門外					
						城故置 天山軍	
			有馬面				所立
				北庭都護 府城			
		考古 元今二	同右四。	同右四。	同右四。	同右四。	同右四。